

令和4年第3回宇城市議会定例会 会期日程表

会期24日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
8月30日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 報告第10号から認定第8号までの31議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
8月31日	水	休 会	○ 議事整理
9月1日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（四海、豊田、田中、原田） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
9月2日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（坂元、嘉古田、村上） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
9月3日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月4日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月5日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（中山、河野（正）、三角） ○ 報告第10号から報告第13号までの質疑 ○ 承認第4号の質疑・討論・採決 ○ 議案第61号から議案第78号までの質疑・委員会付託 ○ 認定第1号から認定第8号までの質疑・決算審査特別委員会を設置し付託 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回決算審査特別委員会 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
9月6日	火	休 会	○ 議事整理
9月7日	水	休 会	○ 常任委員会（総務文教、建設経済、民生）
9月8日	木	休 会	○ 議事整理

月 日	曜	会議の種別	件 名
9月9日	金	休 会	○ 議事整理
9月10日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月11日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月12日	月	休 会	○ 議事整理
9月13日	火	本会議	○ 開議 ○ 議案第61号から議案第78号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 議案第79号の追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・討論・採決 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
9月14日	水	休 会	○ 議事整理
9月15日	木	休 会	○ 決算審査分科会（総務文教、建設経済、民生）
9月16日	金	休 会	○ 議事整理
9月17日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月18日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月19日	月	休 会	○ 市の休日のため休会
9月20日	火	休 会	○ 議事整理
9月21日	水	休 会	○ 議事整理
9月22日	木	本会議	○ 第2回決算審査特別委員会 <p style="text-align: right;">【 閉 会 】</p> ○ 開議 ○ 認定第1号から認定第8号までの委員長報告・質疑・討論・採決 <p style="text-align: right;">【 閉 会 】</p>

第 1 号

8月30日 (火)

令和4年第3回宇城市議会定例会（第1号）

令和4年8月30日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸報告 |
| 日程第4 | 報告第10号 | 令和3年度宇城市一般会計継続費精算報告について |
| 日程第5 | 報告第11号 | 令和3年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について |
| 日程第6 | 報告第12号 | 令和3年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について |
| 日程第7 | 報告第13号 | 令和3年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第8 | 承認第4号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号） |
| 日程第9 | 議案第61号 | 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第62号 | 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第63号 | 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第64号 | 令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第65号 | 令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第66号 | 令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第67号 | 令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第68号 | 令和4年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第69号 | 宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第70号 | 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第71号 | 宇城市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第72号 | 宇城市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する |

条例の制定について

- 日程第 2 1 議案第 7 3 号 宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 7 4 号 国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例等を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 7 5 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
- 日程第 2 4 議案第 7 6 号 財産の取得について
- 日程第 2 5 議案第 7 7 号 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 2 6 議案第 7 8 号 令和 3 年度宇城市下水道事業会計資本剰余金の処分について
- 日程第 2 7 認定第 1 号 令和 3 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 8 認定第 2 号 令和 3 年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 9 認定第 3 号 令和 3 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 0 認定第 4 号 令和 3 年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 1 認定第 5 号 令和 3 年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 2 認定第 6 号 令和 3 年度宇城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 3 認定第 7 号 令和 3 年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 4 認定第 8 号 令和 3 年度宇城市民病院事業会計決算の認定について
- 日程第 3 5 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 坂 元 大 介 君 | 2 番 四 海 公 貴 君 |
| 3 番 村 上 真 由 子 君 | 4 番 河 野 真 理 君 |
| 5 番 吉 良 邦 夫 君 | 6 番 田 中 美 君 君 |
| 7 番 嘉 古 田 茂 己 君 | 8 番 原 田 祐 作 君 |
| 9 番 永 木 誠 君 | 1 0 番 山 森 悦 嗣 君 |
| 1 1 番 三 角 隆 史 君 | 1 2 番 坂 下 勲 君 |
| 1 3 番 高 橋 佳 大 君 | 1 4 番 高 本 敬 義 君 |

15番 溝見友一君
17番 福田良二君
19番 入江学君
21番 中山弘幸君

16番 園田幸雄君
18番 河野正明君
20番 豊田紀代美君
22番 石川洋一君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 窪田潤子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田憲史君	副市長	浅井正文君
教育長	平岡和徳君	総務部長	天川竜治君
市長政策部長	元田智士君	市民部長	黒崎達也君
福祉部長	岩井智君	保健衛生部長	杉浦正秀君
経済部長	浦田敬介君	土木部長	梅本正直君
教育部長	豊住章君	総務部次長	舩井貴男君
市長政策部次長	福田真治君	市民部次長	星津章博君
福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	井住寿宏君
経済部次長	中川裕二君	土木部次長	平木恵一君
教育部次長	植野修君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	竹口則和君
豊野支所長	赤星徹君	市民病院事務長	坂本優子君
上下水道局長	木見田洋一君	会計管理者	西村光代君
監査委員事務局長	坂井孝治君	農業委員会事務局長	岩竹泰治君

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（溝見友一君） ただいまから、令和4年第3回宇城市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（溝見友一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、5番、吉良邦夫君及び6番、田中美君さんの2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（溝見友一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日8月30日から9月22日までの24日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月22日までの24日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸報告

- 議長（溝見友一君） 日程第3、諸報告を行います。
議長の諸般の報告として、まず、6月24日、第1回熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会が開催され、委員長に石川洋一君、副委員長に永木誠君がそれぞれ互選されました。

次に、お手元に配布しておりますとおり、1ページから4ページに、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告書について、令和4年5月分及び6月分が提出されております。

次に、陳情等について申し上げます。先の議会運営委員会において、机上配布と決定しました1件の陳情書等については、配布しております陳情書等一覧表のとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がっておりますので、これを許します。

- 市長（守田憲史君） 発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。
はじめに、プレミアム付商品券の換金時における誤送金について報告します。
6月23日木曜日に、商品券換金分の振り込みを行った際、2つの事業所の合計

金額2,743万3千円を1社のみ振り込むという誤りを行ったものです。

6月28日火曜日に、振り込まれた相手方からの指摘により発覚したため、すぐに謝罪に伺い、翌週には誤って振り込んでいた2,065万円を返金いただいております。

今回の不祥事は、市の信用に関わる重大な誤りのため、今議会に、私と副市長2人の給与をひと月間100分の10減給する条例案を上程しています。御審議よろしくお願いたします。

なお、関係する職員の処分は現在審議中ですので、決定次第お知らせいたします。

次に、7月に発生した大雨における避難の状況について報告します。

7月15日金曜日及び7月18日月曜祝日の両日、市内に大雨による被害が予想されたことから、6か所の防災拠点センターを避難所として開設しました。15日は延べ151人、18日は延べ184人が避難されました。

被害としては、三角で市道の小規模な路肩崩れがあったものの、現在まで内水氾濫などの大きな災害は起きておりません。

次に、新型コロナウイルス感染症の状況について報告します。

市内では、毎週800人程度の新規感染者が確認され続けている状況であり、市職員の中でも、毎週10人前後の感染者が確認されております。引き続き、国県と連携した対策を継続するとともに、8月2日火曜日に発令された、熊本BA.5対策強化宣言を踏まえた感染拡大防止への取組を呼び掛けてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況を報告します。

8月24日水曜日現在、3回目接種は72%の方が終え、4回目接種は64.3%の方が終えていらっしゃいます。今後も、広報紙やホームページ等でワクチン接種に関する最新の情報を発信してまいります。

次に、第3弾100%プレミアム付商品券について報告します。

4月1日金曜日から販売を開始し、6月30日木曜日に販売を終えました第3弾100%プレミアム付商品券は、93%、金額にして10億9,600万円分を販売しております。そのうち約10億1,800万円分が取扱店で利用されています。

使用の期限は、明日8月31日水曜日までとなりますので、使い漏れののないよう、御注意をいただきたいと思っております。

次に、マイナンバーカードの状況について報告します。

令和4年度末に交付率100%を目指して全国で交付が行われているマイナンバーカードについて、本市の交付率は7月末時点で36.2%であり、全国平均は45.9%、県平均も45.1%と比べて約10ポイント低い状況です。

そこで、国が行っているマイナポイント第2弾の期間に呼応し、9月を本市の集

中強化月間と位置付け、関係予算を専決処分しております。

具体的には、毎週土曜、日曜日に、イオンモール宇城とゆめマート松橋の店内に、申請窓口の設置とサポートを実施します。

この後は、昨今の物価高騰に対する対策事業と合わせた交付率向上の取組を予定しており、本議会に關係予算を上程いたします。本年度末までに、全国平均を上回る交付率を目指して取り組んでまいりますので、御審議よろしくお願ひいたします。

次に、市民病院の譲渡先について報告します。

公的病院である社会医療法人黎明会との間で事業譲渡を模索していた宇城市民病院について、8月12日金曜日夜に開催された宇城地域医療構想調整会議において、市民病院の廃止に伴う医療機能再編計画案が承認されました。

これを受け、8月19日金曜日に、黎明会と外来診療機能譲渡に関する基本協定を締結しております。

今後は、黎明会による令和5年4月1日の診療開始に向け、関係者への説明や業務引継ぎなど、経営移行に関する取組を行ってまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長（溝見友一君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第4 | 報告第10号 | 令和3年度宇城市一般会計継続費精算報告について |
| 日程第5 | 報告第11号 | 令和3年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について |
| 日程第6 | 報告第12号 | 令和3年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について |
| 日程第7 | 報告第13号 | 令和3年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第8 | 承認第4号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号） |
| 日程第9 | 議案第61号 | 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第62号 | 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第63号 | 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第64号 | 令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第65号 | 令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号） |

- 日程第14 議案第66号 令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第67号 令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第68号 令和4年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第69号 宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第18 議案第70号 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 日程第19 議案第71号 宇城市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第20 議案第72号 宇城市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第21 議案第73号 宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第74号 国民健康保険宇城市市民病院使用料等徴収条例等を廃止す
る条例の制定について
- 日程第23 議案第75号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
- 日程第24 議案第76号 財産の取得について
- 日程第25 議案第77号 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第26 議案第78号 令和3年度宇城市下水道事業会計資本剰余金の処分につ
いて
- 日程第27 認定第1号 令和3年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第2号 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第29 認定第3号 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第30 認定第4号 令和3年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第31 認定第5号 令和3年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第32 認定第6号 令和3年度宇城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第33 認定第7号 令和3年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第34 認定第8号 令和3年度宇城市市民病院事業会計決算の認定について
- 議長（溝見友一君） 日程第4、報告第10号令和3年度宇城市一般会計継続費精算
報告についてから、日程第34、認定第8号令和3年度宇城市市民病院事業会計決算
の認定についてまでを一括議題とします。市長から一括して提案理由の説明を求め

ます。

○市長（守田憲史君） 本日からの令和4年第3回市議会定例会では大変お世話になります。

今回提出しますのは、報告案件として令和3年度宇城市一般会計継続費精算の報告など4件、承認案件として令和4年度宇城市一般会計補正予算の専決処分が1件、予算案件として令和4年度宇城市一般会計補正予算など8件、条例案件として宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正など6件、その他案件として工事請負契約の変更など4件、最後に、認定案件として令和3年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてなど8件、合わせて31件をお願いするものでございます。詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、報告第10号令和3年度宇城市一般会計継続費精算報告についての詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集8ページから9ページをお願いいたします。報告第10号、令和3年度宇城市一般会計継続費精算報告について説明します。

本報告は、継続費の予算として、これまで議決をいただきました不知火小学校建替事業について、令和3年度をもって事業が完了し、継続年度を終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、継続費精算報告書を調製し報告するものです。

9ページをお願いします。平成31年3月の当初予算の議決後に、令和2年2月の補正予算で変更の議決を得ました、総額16億5千万円の不知火小学校建替事業の実績については、支出済額が16億800万円余となりました。

財源内訳として、国庫支出金の公立学校施設整備費負担金が4億9,100万円余、地方債は合併特例事業債を10億5,500万円発行している状況です。差引で不足する額を一般財源の6,100万円余で賄っています。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 報告第10号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第11号令和3年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について及び報告第12号令和3年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告についてまでの詳細説明を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） この経営状況報告は、地方自治法第243条の3第2項の

規定に基づき報告するものであり、本市が出資しています三角町振興株式会社、有限会社アグリパーク豊野の2社の経営状況であります。

報告第11号令和3年度三角町振興株式会社の経営状況について、議案集は10ページになります。なお、説明は別冊の経営状況報告書で説明いたします。

1ページをお願いします。比較貸借対照表の当期について説明いたします。

資産の部は、流動資産816万2,328円と固定資産65万2,730円の合計で881万5,058円となり、前期比で約322万円増加しております。

負債の部は、流動負債123万1,775円と固定負債111万3,470円の合計で234万5,245円となり、前期比で約11万円減少しております。

純資産の部は、資本金は1,570万円で、それに利益剰余金と自己株式を合わせた純資産合計が646万9,813円となり、前期比で約330万円増加しております。

次に、2ページの比較損益計算書を説明いたします。

売上総利益が1,775万320円、これから販売費及び一般管理費1,615万6,177円を控除した営業利益は159万4,143円となり、当期純利益は332万9,734円になります。

次に、3ページの比較販売費及び一般管理費について説明いたします。

販売費及び一般管理費は1,615万6,177円で、前期比で約140万円増加しております。増加した理由は、給与手当や修繕費などが増加しているためです。

9ページからは、令和4年度の事業計画及び予算になります。

以上、三角町振興株式会社の経営状況の報告を終わります。

続きまして、報告第12号令和3年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況について、議案集は11ページとなります。説明は、同じく別冊の経営状況報告書で説明いたします。

1ページをお願いいたします。比較貸借対照表の当期を説明いたします。

資産の部は、流動資産6,657万1,645円と固定資産1,586万1,241円の合計で8,243万2,886円となり、前期比で約186万円増加しております。

負債の部は2,290万8,152円となり、前期比で約539万円減少しております。主な減少理由は、買掛金が約486万円、未払法人税が約231万円減少したためです。

純資産の部は、資本金は1,370万円で、それに利益剰余金を合わせた純資産合計が5,952万4,734円と前期より約725万円増加し、経営状況は好調と言えます。

次に、2ページの比較損益計算書を説明いたします。

純売上高4億5,297万9,184円から売上原価3億4,920万7,563円を差し引いた売上総利益は、1億377万1,621円となります。これから販売費及び一般管理費1億89万7,934円を控除した営業利益は287万3,687円となり、当期純利益は724万9,359円となります。売上高増加の主な理由は、道の駅不知火の温泉交流センターの管理運営を受託したことによる物産館の売上げ約6,948万円と、同センター内に令和3年8月からオープンしたレストラン「いさり火」の売上げ約1,212万円を加えたことによるものです。

次に、3ページの比較販売費及び一般管理費について説明いたします。

販売費及び一般管理費は1億89万7,934円で、前期比で約3,175万円増加しております。主な増加理由は、管理運営を受託した温泉交流センターの給与手当や水道光熱費、消耗品費等が増加したためです。

8ページからは、令和4年度の事業計画及び予算となります。

以上、有限会社アグリパーク豊野の経営状況報告を終わります。

これで、第3セクター2社の経営状況報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 報告第11号及び報告第12号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第13号令和3年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についてから、議案第61号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第3号）までの詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集12ページをお願いいたします。報告第13号令和3年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について説明します。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものです。

まず、表1の令和3年度宇城市健全化判断比率について説明します。

1番目の実質赤字比率は、普通会計の赤字比率を示しております。

2番目の連結実質赤字比率は、宇城市の全会計を対象にした赤字比率を示しております。この2つの判断比率は、いずれも黒字のため横線としています。

3番目の実質公債費比率は、宇城市の全会計に加え、広域連合や一部事務組合等を対象として、実質的に返済若しくは負担した公債費比率となります。令和3年度の実質公債費比率は9.1%です。早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%を大きく下回っております。参考までに、令和2年度の比率は8.7%でしたので、前年度比で0.4ポイント上がっております。

4番目の将来負担比率は、宇城市の全会計に加え広域連合や一部事務組合、さら

に地方公社や第3セクターを対象範囲として、市債残高、債務負担行為残高、退職金見込額などの将来的な負担見込額を、標準財政規模等で除して得た比率になります。令和3年度の将来負担比率は22.9%です。早期健全化基準として定められている350%を大きく下回っております。参考までに、令和2年度の比率は15.1%でしたので、前年度比で7.8ポイント上がっております。

以上のとおり、宇城市の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準以下の数値となっており、健全な状態に位置しております。

表2の令和3年度宇城市公営企業会計資金不足比率につきましては、3つの事業会計ともに資金不足はありませんので横線としております。

以上で説明を終わります。

続いて、承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）（令和4年度宇城市一般会計補正予算（専決第2号））について詳細説明をいたします。

議案集13ページから14ページをお願いいたします。資料は、別冊令和4年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（専決第2号）になります。

令和4年8月10日付けで、専決処分をしたため、議会に報告し承認を求めるものです。

補正の内容については、国において令和元年9月にマイナンバーカード交付円滑化計画が策定され、令和4年度末の交付率100%を目標として、マイナンバーカード取得推進を強化しているものの、本市の令和4年7月末の交付率は36.2%で、全国平均の45.9%より約10%低い状況にあることから、総務省からの重点フォローアップ対象団体の指定を受け、更なる交付促進が要請されているところです。

マイナンバーカードの交付率向上を目指し、国が行うマイナポイント第2弾の付与期限である9月を、本市の集中強化月間と位置付け、商業施設における週末の買い物客をターゲットとした交付率向上キャンペーンの実施に必要な経費を補正しております。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ759万2千円を追加し、予算総額を32億8,778万円としております。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正です。歳入費目では、款15国庫支出金、項2国庫補助金で759万2千円を補正し、3ページの歳出費目では、款2総務費、項1総務管理費で同額を補正しております。

補正の詳細については、6ページをお願いいたします。歳入の款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金で、社会保障・税番号制度補助金759万2千円を計上しています。

続いて、7ページをお願いします。歳出の款2総務費、項1総務管理費、目16社会保障・税番号制度対策費、節12委託料で、マイナンバーカード取得促進業務委託料759万2千円を計上しています。

財源については、国庫支出金で全て賄われます。

以上で、承認第4号の詳細説明を終わります。

続いて、議案第61号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第3号）について説明します。資料は、別冊の令和4年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（第3号）の1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億2,981万6千円を追加し、予算総額を338億1,759万6千円としております。また、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正を併せて行っています。

補正の内容については、普通交付税や前年度決算剰余金に係る繰越金などの収入の増額見込み、物価高騰対策商品券事業やマイナ商品券事業の追加、小中学校施設工事費等の増額、7月梅雨前線による災害復旧費の追加など、新たに発生した財政需要に対し早急な予算対応を行うものです。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入費目は、款15国庫支出金で4億円余の増額、款16県支出金で2億2千万円余の増額、款19繰入金、項2基金繰入金で8億5,300万円余の減額、款21諸収入で4億3,100万円余の増額などになります。

3ページをお願いします。歳出費目は、款2総務費、項1総務管理費で4億9,300万円余の減額、款5農林水産業費、項1農業費で1億1,400万円余の増額。

4ページに移ります。款6商工費で5億9,400万円余の増額、款9教育費で1億8,100万円余の増額となります。

5ページに移ります。第2表、繰越明許費補正です。1追加で、道路維持単独事業ほか1件を追加し、2変更では、不知火小学校プール改築工事の限度額を紙面のとおり変更しております。

6ページをお願いします。第3表、債務負担行為補正です。1追加で、その他の業務委託を3件、事務機器使用料・賃借料を4件、それぞれ追加しております。また、2変更では、その他の業務委託を3件、工事請負費1件を紙面のとおり変更し

ております。

7ページに移ります。第4表、地方債補正です。1追加で、都市計画施設整備事業費ほか1件を追加し、2変更では、消防施設整備事業費ほか4件について、紙面のとおり変更しております。

続いて、歳出の主なものとその特定財源について説明いたします。

14ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、15ページに移り、目6企画費、節12委託料の松橋駅西周辺開発整備基本構想等策定業務委託料983万6千円は、まちづくり基本構想や駅西周辺整備の基本計画、用途地域の見直し検討などの業務委託で、債務負担行為の追加を併せて行っています。財源は、一般財源となります。

16ページをお願いします。同じく節18負担金補助及び交付金の空き家改修事業補助金1,000万円は、当初予算700万円の執行状況や今後の申請件数を見込んで増額するものです。財源は、特別交付税で事業費の2分の1を見込んでおります。

同じく節24積立金で、ふるさと応援寄附基金7億7,600万円余を減額しております。昨年度までは、ふるさと応援寄附金の積立を地域振興基金で管理していましたが、本年度からは、新設したふるさと応援寄附基金で積立基金を管理するにあたり、これまでの積立分を地域振興基金から移す必要があります。

当初予算では、一般会計を通じて積立基金を移す予定で、予算計上をしておりましたが、今回、基金から基金へ直接組み替えることとしたため、歳入歳出予算をそれぞれ減額するものです。

続いて、目16社会保障・税番号制度対策費で3億1,500万円余を補正しています。マイナンバーカードの取得促進対策として、17ページのマイナ商品券事業補助金2億5千万円と必要な経費を追加しております。財源は、国庫補助金8,040万1千円、県補助金8,439万1千円を活用予定としております。

21ページをお願いします。款3民生費、項4児童福祉費、目3子ども・子育て支援費、節14工事請負費で1,787万8千円を追加しております。（仮称）子どもセンターの改修工事費が資材や設備機器の高騰などにより、既決予算が不足するため追加補正するものです。財源は、国の子育て支援対策臨時特例交付金283万8千円を活用予定です。

同じく節18負担金補助及び交付金で1,200万円を追加しております。新型コロナウイルスの感染予防対策として、市内保育園等における抗原検査キットや消毒液等の購入費を支援する、国2分の1の事業となっております。

25ページをお願いします。款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、

節18負担金補助及び交付金で、強い農業づくり総合支援事業補助金1億1,500万円余を追加しております。化学農薬や肥料の低減、有機農業の拡大等の推進に必要な設備投資等を支援する県10分の10事業となっております。

27ページをお願いします。款6商工費、項1商工費、目3商工振興費で6億200万円余を補正しています。物価高騰に直面する日常生活を支援するため、全市民を対象に、一人当たり1万円分の地域商品券を5千円で販売する事業に必要な経費の補正となります。財源は、国庫補助金2億6,300万円余、県補助金1,100万円余、販売収入2億9千万円を活用予定としております。

31ページをお願いします。款9教育費、項2小学校費、目3学校建設費、節14工事請負費で8,690万8千円を追加しております。不知火小学校の屋内運動場及びプールの改築工事費が、資材や設備機器、人件費の高騰などにより、既決予算が不足するため、追加補正するものです。財源は、主に合併特例債を予定しております。また、屋内運動場改築工事については、債務負担行為の補正、プール改築工事については、繰越明許費の補正を併せて行っております。

32ページをお願いします。同じく項3中学校費、目3学校建設費で、松橋中学校校舎棟改築設計業務委託料5,880万円を追加しております。実施設計業務の前倒しによる補正で、令和5年度から6年度にかけて、債務負担行為の補正を併せて行っております。財源については、合併特例債を予定しております。

34ページをお願いします。同じく項6保健体育費、目4体育館費で、旧豊野小学校体育館改修工事費1,700万円を追加しております。天井部分改修の工法決定や概算工事費の算定などに伴い、既決予算の不足額を補正するものです。財源は、過疎債を予定しております。

同じく項7学校給食費、目1給食総務費、節18負担金補助及び交付金で3,097万2千円を追加しております。学校給食の食材費高騰に伴い、給食費が約2割増しになることが見込まれるため、保護者の負担軽減を目的に、宇城市立の小中学校に対して、追加負担相当額を支援するための経費の補正となっております。対象期間は、本年9月から来年3月までの7か月分の補助を予定しており、財源は、国庫支出金で全て賄います。

また、今回の補正予算においては、各費目で人事異動等に伴う人件費の調整も行っておりますので申し添えます。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算の説明をいたします。特定財源については、歳出予算の説明の中で説明しておりますので、一般財源の主なものを中心に説明します。

10ページをお願いします。款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付

税で1,895万9千円を補正しております。普通交付税の交付額決定に基づく補正です。

12ページをお願いします。款19繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で7,799万3千円を減額しております。歳入歳出予算の財源調整を行っております。

続いて、款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金で、前年度繰越金1億3,800万円余を補正しております。

続いて、款21諸収入、項6雑入、13ページに移り、目5雑入で、宇城広域連合過年度精算返納金9,215万5千円を追加しております。令和3年度の決算剰余金の返還となります。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 報告第13号から議案第61号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第62号令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第63号令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 議案第62号令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明をします。資料は、別冊の宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億7,385万4千円とするものです。

まず、歳入について説明します。6ページをお願いします。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金126万9千円の減額は、職員給与費等、人事異動に伴う人件費の繰入金の減額です。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金321万1千円の増額は、令和3年度決算による繰越金です。

続きまして、歳出を説明しますので7ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費126万9千円の減額は、歳入でも説明しました職員給与費等、人事異動に伴う人件費の減額です。

款6基金積立金、項1基金積立金、目1財政調整基金積立金277万4千円の増額は、令和3年度決算額の確定に伴い、基金積立を行うものです。

款8諸支出金、項2繰出金、目1一般会計繰出金43万7千円の増額は、令和3年度決算額の確定に伴い、実績に合わせ一般会計からの繰出金を戻すものです。

以上で、詳細説明を終わります。

引き続きまして、議案第63号令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明をします。資料は、別冊の宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、1ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ481万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億633万6千円とするものです。

まず、歳入を説明しますので6ページをお願いします。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目2事務費繰入金158万1千円の減額は、人事異動に伴う人件費の一般会計からの繰入金の減額です。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金639万7千円の増額は、令和3年度決算による繰越金です。

続きまして、歳出を説明しますので7ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費158万1千円の減額は、歳入でも説明しました職員の人事異動に伴う人件費の減額です。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金178万9千円の増額は、令和3年度分の宇城市の保険料等負担金が確定いたしましたので、前年度精算金として後期高齢者医療広域連合に納付するものです。

款4諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金460万8千円は、先ほど歳入で説明しました繰越金639万7千円から、前年度精算金178万9千円を差し引いた金額を一般会計に繰り出すものです。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第62号及び議案第63号の詳細説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第64号令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案第64号令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を申し上げます。資料は、別冊の宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ

4億3,675万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億9,210万5千円とするものです。

7ページをお願いいたします。歳出の主なものから説明いたします。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金の2億2,272万7千円の増額は、前年度繰越額確定に伴う元金積立金です。

同ページの款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金の1億6,669万6千円の増額は、過年度国庫支出金等の返還金で、前年度実績による国県及び支払基金への精算返還金です。

8ページの項2繰出金、目1一般会計繰出金の4,774万9千円は、前年度の介護給付費と事務費の実績を精算し、市の一般会計へ繰り出すものです。

次に歳入の主なものを説明します。6ページをお願いいたします。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金で4億3,499万3千円を前年度繰越金として増額しております。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第64号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第65号令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 議案第65号令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）について説明します。補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,318万1千円とするものです。前年度繰越金97万4千円を育英事業費奨学基金に積み立てるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第65号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第66号令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第67号令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（木見田洋一君） 議案第66号令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）について、詳細説明します。資料は、別冊の宇城市水道事業会計補正予算（第2号）、1ページをお願いします。

第2条、収益的収入及び支出で、収入の第1款水道事業収益において58万5千円を増額しています。第2項営業外収益において、人事異動による人件費の調整に伴い、一般会計からの繰出基準に基づく補助金48万5千円の増が主な要因です。

同じく支出では、第1款水道事業費用で1,077万4千円を増額しています。

第1項営業費用における機構改革・人事異動等に伴う人件費の増額調整となります。

2ページに移ります。第3条、資本的収入及び支出です。収入の第1款資本的収入、第2項工事負担金で200万円を増額しています。同じく支出でも、第1款資本的支出、第1項建設改良費で、同額の200万円を増額しています。収入・支出ともに、消火栓の新規設置に伴うものとなります。

以上で、議案第66号の詳細説明を終わります。

続けて、議案第67号令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）について、詳細説明します。資料は、同じく別冊補正予算書、宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）、1ページをお願いします。

第2条、収益的収入及び支出で、収入の第1款下水道事業収益において49万6千円を追加しています。第1項営業収益で125万2千円の増額、第2項営業外収益では75万6千円の減額となります。同じく支出では、第1款下水道事業費用で1,048万5千円を減額しています。第1項営業費用における1,298万5千円の減額が主な要因となりますが、収入・支出ともに、人事異動に伴う人件費等の調整が主なものとなります。

2ページに移ります。第3条、資本的収入及び支出です。収入の第1款資本的収入で1,130万円を増額しています。第1項企業債での290万円の増額、また第2項補助金での500万円の増額は、県交付金事業の増額によるものです。また、第5項出資金における340万円の増額は、人事異動等に伴う人件費の増額調整となります。同じく支出では、第1款資本的支出で1,762万3千円を増額しています。人事異動等による人件費増額に伴う支出額の調整、また県交付金事業である農業集落排水施設の改修に係る実施設計業務委託料の増額が主な要因となります。

次に、3ページをお願いします。第4条、企業債では、今回の補正予算による建設改良事業費の増額に伴い、起債限度額について紙面のとおり変更しております。

以上で、議案第67号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第66号及び議案第67号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第68号令和4年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（坂本優子君） 議案第68号令和4年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第1号）について、詳細説明を申し上げます。資料は、別冊の宇城市市民病院事業会計補正予算（第1号）、1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について御説明します。

第2条、収益的収入及び支出です。支出において、第1款病院事業費用の既決予定額から補正予定額269万2千円を減額し、支出予定額を4億6,832万2千

円としております。第1項医業費用における人事異動等に伴う職員給与費の減額及び電子カルテ導入に係る委託料の増額が主なものとなります。

次に、第3条、資本的収入及び支出です。2ページをお願いいたします。収入の第1款資本的収入の既決予定額に8,344万8千円を増額し、収入予定額を9,196万9千円としております。第4項補助金において、現行の急性期病床45床を0床とする病床機能再編に対する支援給付金の増額によるものです。

支出では、第1款資本的支出の既決予定額に1億1,234万2千円を増額し、支出予定額を1億2,608万4千円としています。第1項建設改良費における外来診療機能の譲渡に伴う病院建物の改修に係る工事請負費等の増額、また第3項補助金返還金に、補助財産の処分に伴い生じます返還金を追加しております。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、人事異動等に伴う人件費の減額に伴い、職員給与費として補正予定額889万2千円を減額しています。

以上で、議案第68号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第68号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第69号宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第70号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集15ページ、説明資料集4ページをお願いします。

議案第69号宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限を緩和するため、条例の一部を改正するものです。

主な内容といたしましては、育児休業を現行原則1回までの取得を、原則2回まで取得可能とします。また、それに加え、子の出生後8週間以内に育児休業を現行1回までの取得を2回まで取得可能としております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案集19ページ、説明資料集11ページをお願いします。議案第70号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

去る6月、経済部職員による誤送金の不祥事が発生しました。今回、誤送金を防げなかったことを重く受け止め、今後二度とこのような不祥事が発生しないための戒めとして、市の代表者としての責任を明らかにするため、本条例を提案するものです。

内容といたしましては、市長及び副市長の給料を、令和4年10月1日から同月31日までの1か月間におきまして、100分の10に相当する額を減額するものとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第69号及び議案第70号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第71号宇城市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○市民部長（黒崎達也君） 議案集20ページ、説明資料集12ページです。議案第71号宇城市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について、議案集を用いて説明をいたします。

本条例は、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与するために制定しております。

今回の改正は、暴力団員等の不当介入があった場合の警察への通報制度を導入するものです。

主な改正は、市が行う全ての契約において、受注者等に対する暴力団員等の不当介入があった場合は、速やかに市へ報告するとともに警察に通報し、捜査に協力することを受注者等に義務付けるものであり、受注者等を暴力団から保護するとともに、適正かつ健全な契約による公共工事を維持するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第71号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第72号宇城市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 議案集21から22ページ、説明資料集13から14ページをお願いします。議案集を御参照ください。議案第72号宇城市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

本議案は、子どもの健全な育成やより一層の子育て支援を図るため、子ども医療費の助成対象年齢を現行の満15歳年度末から満18歳年度末まで引き上げるものです。

この条例改正により、新たに助成の対象となる令和5年度中に16歳から18歳までの誕生日を迎える宇城市在住の子どもは、令和5年4月診療分の医療費から医療費の一部助成を受けることができるようになります。

以上で、議案第72号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第72号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第73号宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定についての詳細

説明を求めます。

○**土木部長（梅本正直君）** 議案集23ページから24ページ、説明資料集15ページから16ページです。議案第73号宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定について、議案集により説明いたします。

再生エネルギー施策の推進に伴い、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が全国的に急増しております。太陽光発電施設の建設には大規模な土地利用を伴う場合があります、周辺の環境への影響が懸念される工作物ではありますが、現行の条例では届出の対象となっておりません。

そこで、今後も市内の自然環境豊かなエリアへの当該施設の建設が想定されますので、この改正により事業者とその建設場所周辺に居住する住民及び関係者等との相互理解を図り、より良好な景観形成へ誘導を行うために制定するものです。

以上で説明を終わります。

○**議長（溝見友一君）** 議案第73号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第74号国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例等を廃止する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○**市民病院事務長（坂本優子君）** 議案第74号国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例等を廃止する条例の制定について詳細説明を申し上げます。議案集は25ページから26ページ、説明資料は17ページです。説明は議案集で行います。

本市と社会医療法人黎明会で共同提出しました国民健康保険宇城市民病院廃止に伴う医療機能再編計画案に対し、8月12日開催の第9回宇城地域医療構想調整会議において合意が得られました。これを受け、市民病院が許可を受けていた急性期病床45床は皆減し、外来診療機能については、8月19日に社会医療法人黎明会と譲渡に関する基本協定締結に至りましたことから、国民健康保険宇城市民病院を廃止することとし、関連します国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例、宇城市民病院事業の設置等に関する条例、国民健康保険宇城市民病院条例、以上3つの条例の廃止を提案するものです。

なお、附則第1項において、本条例の施行期日は、国県等関係機関との協議・承認が整い次第、規則で定めることとしております。

附則第2項から第6項においては、3つの条例の廃止に伴います経過措置を規定し、附則第7項で宇城市国民健康保険条例の一部改正を行うものです。

以上で、議案第74号の詳細説明を終わります。

○**議長（溝見友一君）** 議案第74号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第75号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について及び議案第76号財産の取得についての詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集 27 ページ、説明資料集 18 ページをお願いします。議案第 75 号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について説明します。

今回の本庁舎大規模改修及び災害復旧工事に係る工事請負契約の変更契約において、令和 4 年 7 月 29 日に契約の相手方と仮契約を締結しております。

変更契約の主な内容は、外壁・内壁タイルの復旧範囲が増えたことや、老朽化したカーペットや床シート・排煙オペレータ等の改修の追加が必要となったことと、災害対策本部となる庁議室への非常用回路の追加や物価変動に基づく請負代金の変更などによるものでございます。

工事名、本庁舎大規模改修及び災害復旧工事。今回変更増額 7,132 万 5,717 円税込となります。現請負金額 12 億 1,440 万円税込です。変更請負金額 12 億 8,572 万 5,717 円税込となります。契約の相手方、住所、熊本市中央区本荘 4 丁目 1 番 5 号。商号又は名称、西松・日置建設工事共同企業体、代表者氏名、西松建設株式会社熊本営業所、所長近森栄太郎。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案集 28 ページ、説明資料集 20 ページをお願いします。議案第 76 号財産の取得について説明します。

今回の証明書交付対応行政キオスク端末の購入において、令和 4 年 8 月 9 日に仮契約を締結しております。市民にデジタル化のメリットを実感してもらうために、本庁及び各支所に住民票等の証明書を自動で取得できる機器の購入を行います。

1、財産、証明書交付対応行政キオスク端末 6 台。2、取得価格、1,650 万円税込。3、契約の相手方、住所、大阪府八尾市北亀井町 3-1-72。商号又は名称、シャープマーケティングジャパン株式会社、代表者氏名、取締役美甘将雄。

以上で説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第 75 号及び議案第 76 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 77 号宇城市過疎地域持続的発展計画の変更についての詳細説明を求めます。

○市長政策部長（元田智士君） 議案第 77 号宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について説明いたします。議案集は 29 ページ、説明資料集は 22 ページから 25 ページになりますが、議案集において説明したいと思います。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法で過疎地域として指定されている旧三角町及び旧豊野町の自立促進に資する施策を、総合的かつ継続的に実施するため、過疎法第 8 条に基づき、令和 3 年度に宇城市過疎地域持続的発展計画を策定しています。

令和 4 年第 1 回宇城市議会定例会議案第 33 号において、宇城市戸馳花の学校を

廃止する条例の制定が可決され、令和4年4月1日からの施行により廃止となりました。これに伴い、宇城市過疎地域持続的発展計画の一部を変更する必要が生じたので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を経るものです。

以上で説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第77号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第78号令和3年度宇城市下水道事業会計資本剰余金の処分についての詳細説明を求めます。

○上下水道局長（木見田洋一君） 議案第78号令和3年度宇城市下水道事業会計資本剰余金の処分について、詳細説明します。議案集は30ページ、31ページをお願いします。

公営企業においては、用地など償却資産以外の固定資産の取得の場合、財源となった国庫補助金等については、資本剰余金として区分することとなっています。

令和3年度におきまして、昭和56年に国から6割の補助を受けて取得した松橋不知火浄水管理センター用地で、未使用分の一部について、県が整備を進める新動物愛護センターの建設地等として活用するため、用途廃止、財産処分を行っております。

この資産の処分に伴い、貸借対照表上これまで資本剰余金として計上していた、当該用地取得に係る国庫補助金相当分である4,237万6,500円についても、公営企業会計においては、決算の認定に際し処分を行う必要があります。

このため、議案集31ページに記載の剰余金処分計算書のとおり、地方公営企業法第32条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

以上で、議案第78号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第78号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第1号令和3年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について、各部の所管に関する詳細説明を求めます。まず総務部長の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 認定第1号令和3年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について説明します。

まず、歳入歳出決算の実質収支について説明します。令和3年度宇城市歳入歳出決算書の16ページをお願いします。実質収支に関する調書です。

表の上段から、歳入総額は375億9,049万9千円、歳出総額は364億2,344万3千円、歳入歳出差引額は11億6,705万6千円、翌年度へ繰り越すべき財源は合計で2億8,965万3千円、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は8億7,740万3千円となります。実質収支

額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は4億3,900万円としております。

続いて、総務部所管の概要を説明します。17ページ以降の一般会計歳入歳出決算事項別明細に沿って、主なものを説明します。

まず、歳入の説明をします。

18ページ、19ページをお願いします。ページの下段になります款2地方譲与税です。収入済額は3億1,571万3,889円で、前年度比552万945円、1.8%の増です。

20ページ、21ページをお願いします。ページ下段の款6法人事業税交付金です。6,258万2千円で、前年度比3,599万3千円、135.4%の増となります。本交付金は、県税である法人事業税の一部を県から市へ交付される制度で、令和2年度から交付が始まり、前年度比で大幅に伸びております。

22ページ23ページをお願いします。款7地方消費税交付金です。13億7,249万2千円で、前年度比1億528万5千円、8.3%の増になります。

続いて、款10地方特例交付金です。1億2,151万6千円で、前年度比6,793万円、126.8%の増です。増加の要因は、令和3年度に新設された新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金6,079万2千円によるものです。

款11地方交付税です。108億627万4千円で、前年度比8億1,843万3千円、8.2%の増になります。地方交付税の内訳は、普通交付税が98億2,602万3千円、特別交付税が9億8,025万1千円となります。

40ページ、41ページをお願いします。款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、収入済額2,636万8,200円です。42ページ、43ページの上段に移ります。このうち総務部所管は、平成28年度熊本地震復興基金交付金861万3千円、熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金824万1千円、続いて、目1総務費県補助金（繰越明許）の平成28年度熊本地震復興基金交付金1億3,697万3千円になります。それぞれの所管課で実施しました交付金事業の交付申請に伴う収入です。

52ページ、53ページをお願いします。款17財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、収入済額4,992万6,400円です。このうち総務部所管は、普通財産の土地売払い2件、4,821万3千円となります。

54ページ、55ページをお願いします。款19繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金です。予算現額3億3,248万2千円に対し、今回は基金を繰り入れる必要がなかったため、収入済額はありません。

続いて、同じく目3その他特定目的基金、節2平成28年熊本地震復興基金繰入金5,319万9千円と、次の56ページ、57ページ上段、節2平成28年熊本地震復興基金繰入金（繰越明許）1億9,889万4千円は、それぞれの所管課で実施する復旧・復興の創意工夫事業として財源活用した基金の繰入れになります。

続いて、款20繰越金です。8億1,811万2,748円で、前年度比マイナス2,294万8,052円、2.7%の減となります。

64ページ、65ページをお願いします。款22市債です。市債全体の収入済額は48億7,580万円で、前年度比マイナス26億190万円、34.8%の減になります。減少の主な要因は、繰越事業を含み、道路橋りょう、河川整備事業などの土木債が10億4,370万円の減少、防災拠点センター整備事業などの消防債が14億6,300万円の減少によるものです。

続いて、歳出の主なものについて説明します。

74ページ、75ページをお願いします。款2総務費です。項1総務管理費は、74ページから109ページまでとなり、支出済額は37億9,874万6,523円です。このうち総務部所管の支出済額は22億9,441万7,202円で、前年度比マイナス4億1,072万8,496円の減になります。減少の主な要因は、繰越事業を含み、目5財産管理費の本庁舎大規模改修事業費の減少によるものです。

続いて、116ページ、117ページをお願いします。項4選挙費です。支出済額2,663万7,271円で、前年度比653万301円、32.5%の増となります。

続いて、166ページ、167ページをお願いします。款4衛生費、項1保健衛生費、目7病院費です。支出済額9,181万3千円で、前年度比478万9千円、5.5%の増になります。

308ページ、309ページをお願いします。款10災害復旧費です。312ページ、313ページに移ります。項4その他施設災害復旧費の支出済額8,234万6,816円は、熊本地震で被災した本庁舎の災害復旧事業で、令和2年度から繰り越して行ったものです。

続いて、款11公債費です。支出済額42億2,541万4,807円で、前年度に比べ2億4,378万7,019円、6.1%の増です。増加の要因については、平成31年度に借り入れた合併特例事業債等の元金償還が令和3年度から始まったことが主な要因でございます。

以上で、総務部所管の歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 詳細説明の途中ではありますが、ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 30 分

再開 午前 11 時 40 分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、市長政策部長の詳細説明を求めます。

○市長政策部長（元田智士君） 市長政策部所管の決算について説明いたします。

まず、歳入決算につきまして、決算書の 52 ページ、53 ページをお願いいたします。

下段の款 18 寄附金、項 1 寄附金、目 1 指定寄附金、節 1 総務費寄附金のうち、55 ページに移りまして上段、備考欄のふるさと応援寄附金 4 億 9,426 万 8,600 円です。前年度に比べて約 9,300 万円の減となっております。

次に、歳出になります。決算書は 74、75 ページをお願いいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費の支出済額 37 億 9,874 万 6,523 円のうち、市長政策部所管の支出につきましては、7 億 7,064 万 5,955 円となっております。主な科目としては、88 ページの目 6 企画費、それから 98 ページの目 10 広聴広報費、118 ページの項 5 統計調査費です。

主な決算額を説明いたします。

目 6 企画費では、91 ページ、節 12 委託料の備考欄の上から 4 段目、ふるさと納税事務一括代行業務委託料 2 億 5,001 万 4,569 円。

同じく企画費で、93 ページ、節 18 負担金補助及び交付金の補助金で、上から 8 段目、路線バスを運行するバス会社に対し、赤字を補填するバス運行対策費補助金として 1 億 3,975 万 8 千円を支出しております。

同じページの節 24 積立金備考欄の上から 1 段目、ふるさと応援寄附金の基金積立に係る地域振興基金、元金積立金の 1 億 8,734 万 5,040 円を支出しております。

次に、企画費の繰越明許費で、同じページの表で下から 5 段目、節 12 委託料の繰越明許費として、JR に対する小川駅西口改札新設工事業務委託料として 7,411 万 6 千円を支出しております。

以上で、市長政策部所管の決算についての詳細説明を終わります。

○市民部長（黒崎達也君） 市民部所管の決算について説明します。

まず、歳入から説明します。決算書の 2 ページから 3 ページをお願いします。

款 1 市税です。収入済額が 61 億 1,041 万 1,305 円で、前年度に比べ 5,033 万 388 円の増、前年度比プラス 0.83% になりました。内訳は、市民税が 24 億 6,230 万 2,032 円で、前年度より 2,147 万 760 円の減、固定

資産税が29億8,733万4,375円で、前年度より3,389万3,152円の増となりました。その他、軽自動車税が2億3,047万8,098円で、前年度より587万3,095円の増、市たばこ税が4億3,029万6,800円で、前年度より3,203万4,901円の増となっています。

市税全体の収入未済額は1億6,470万8,859円で、前年度より5,225万2,851円少なくなっております。

収納率は、現年度分が99.31%、滞納繰越分が40.60%、合計で97.28%、前年度収納率96.14%を1.14ポイント上回りました。

続きまして、歳出を説明します。

106ページから107ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目16社会保障・税番号制度対策費、支出済額3,265万2,120円です。これは、マイナンバーカードの作成・交付等に係るものでございます。

114ページから115ページをお願いします。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料支出済額7,553万972円のうち、備考欄の下から3番目にございます窓口業務委託料4,554万132円は、本庁及び支所におけます各種証明書発行に係る窓口業務の委託料でございます。

230ページから231ページをお願いします。款8消防費、支出済額12億5,290万8,857円です。その主なものといたしましては、項1消防費、目1常備消防費、節18負担金補助及び交付金支出済額8億1,083万8千円で、これは宇城広域連合消防費負担金になります。また、目2非常備消防費支出済額1億2,587万8,296円のうち節1報酬3,086万1,414円や、次の232ページから233ページでございますが、節18負担金補助及び交付金5,302万7,496円などは、市消防団に付随する経費でございます。

最後に、240ページから241ページをお願いします。最上段になります。目5災害対策費（繰越明許）、節14工事請負費（繰越明許）支出済額2億2,864万9,422円は、備考欄にございます防災行政無線整備工事費1億9,734万円と防災コミュニティ施設整備工事費3,130万9,422円でございます。

以上で、市民部所管の説明を終わります。

○福祉部長（岩井 智君） 福祉部所管の歳出の主なものについて説明いたします。

決算書の122、123ページをお願いいたします。款3民生費です。総額124億7,683万4,936円の支出で、前年度より約14億800万円の増となっております。

それでは、福祉部所管について項目別に説明をいたします。

項1社会福祉費13億3,232万3,809円のうち、福祉部所管分は8億25

5万4,251円で、前年度比約5億8,200万円の増となっております。社会福祉職員人件費、生活困窮者自立支援事業、民生委員児童委員協議会補助、社会福祉協議会運営補助、住民税非課税世帯等臨時特別給付金などの経費が主なものです。

126ページになります。項2障害者福祉費24億1,256万4,780円で、前年度比で約1億5,700万円の増です。主なものは131ページ、目2障害者自立支援費、節19扶助費22億2,764万1,980円、障害福祉サービス等事業費と児童発達支援事業費が主なものとなっております。

132ページになります。項3老人福祉費の24億5,441万3,856円のうち福祉部所管は12億7,935万7,140円で、前年度比約1,100万円の増です。主なものは135ページ、目3介護保険費、節27繰出金、介護保険特別会計への繰出金10億5,160万6,900円などとなっております。

136ページをお願いいたします。項4児童福祉費49億2,468万4,617円、前年度比約5億8,400万円の増で、主なものは139ページ、目1児童福祉総務費、節18負担金補助及び交付金、保育所等整備事業補助金6,946万6千円、目2児童手当費、節19扶助費児童手当8億9,885万5千円、目3子ども・子育て支援費、141ページの節18負担金補助及び交付金25億1,285万5,254円は、私立保育園運営費負担金及び認定こども園施設型給付費負担金が主なものとなっております。

148ページです。項5母子福祉費3億9,519万4,857円、前年度比で約1,300万円の減となっております。主なものは151ページ、節19扶助費、児童扶養手当2億6,697万円などです。

最後に、項6生活保護費9億4,723万9,348円、前年度比約1億3千万円の増で、主なものは、153ページ、節19扶助費8億5,236万2,210円となっております。

以上で、福祉部所管の説明を終わります。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 保健衛生部所管について主なものを説明します。

まず、歳入から説明します。

32、33ページをお願いいたします。款14使用料及び手数料、項2手数料、目2衛生手数料6,974万2,280円は、一般廃棄物手数料が主なもので、そのほかに改葬許可や犬の登録手数料も含まれています。

34、35ページに移ります。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金1億4,745万3,211円の主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種対策費です。

36、37ページに移ります。同じく項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金3

億3,342万4,870円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保や合併浄化槽設置などの国庫補助金が主なものです。

40、41ページに移ります。同じく項3国庫委託金、目2民生費国庫委託金、節1国民年金費委託金1,493万4,549円は、基礎年金の事務費委託金です。

款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費委託金2億1,452万6,299円は、国民健康保険保険基盤安定負担金です。同じく節3老人福祉費負担金2億130万8,516円は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が主なものです。

42、43ページに移ります。同じく項2県補助金、目2民生費県補助金、節2障害者福祉費補助金、備考欄中、重度心身障害者医療給付費補助金4,741万2千円は、医療費給付に係る県補助金です。

44、45ページに移ります。同じく目3衛生費県補助金2,394万5,880円は、主に乳幼児医療費補助金や合併浄化槽の県補助金です。

次に歳出を説明します。

126、127ページをお願いします。款3民生費、項1社会福祉費、目3国民健康保険費5億2,976万9,558円は、国民健康保険特別会計への法定内繰出金が主なものです。

128、129ページに移ります。同じく項2障害者福祉費、目1障害者福祉総務費、節19扶助費の備考欄中、重度心身医療費助成金9,604万5,189円は、障害者医療費の助成金です。

134、135ページに移ります。同じく項3老人福祉費、目4後期高齢者医療費の11億7,505万6,716円の主なものは、後期高齢者医療広域連合への負担金9億262万4,333円と後期高齢者特別会計への繰出金2億7,053万2,623円です。

158、159ページに移ります。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費の5億2,214万8,098円の主なものは、新型コロナウイルスワクチンやその他予防接種業務委託料4億8,419万6,902円です。

162、163ページに移ります。同じく目3母子衛生費、節12委託料の1億9,680万4,695円は、妊婦乳幼児健診業務4,079万1,357円や節19扶助費の子ども医療費扶助1億3,805万5,394円が主なものです。

同じく目4健康増進事業費の7,253万791円は、節12委託料の集団検診業務6,280万1,281円などが主なものです。

168、169ページに移ります。款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費、節18負担金補助及び交付金、支出済額7,557万1,282円、続いて

170、171ページ、項3清掃費、目1清掃総務費、節18負担金補助及び交付金、支出済額4億563万1,051円は、主に宇城広域連合の事業費負担金です。

以上で、保健衛生部所管の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 正午を過ぎておりますが、このまま詳細説明を続けます。

次に、経済部長に詳細説明を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） 経済部所管の歳出の主なものを説明いたします。

170、171ページをお開きください。下段です。款5農林水産業費、支出済額12億8,763万6,128円です。これは、農業委員会所管分を含めた金額となります。

176、177ページに移ります。上段です。項1農業費、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金、支出済額8,890万9,666円です。主なものは、中段の農業次世代人材投資事業補助金5,120万9,499円です。

180ページに移ります。目8農地総務費、182、183ページに移ります。節18負担金補助及び交付金、支出済額1億6,990万6,978円です。主なものは、多面的機能支払事業補助金1億5,724万8,178円です。

184、185ページに移ります。目9農業施設維持管理費（繰越明許）、節12委託料（繰越明許）、支出済額1億428万3,177円は、ため池ハザードマップ作成業務委託料です。

186ページに移ります。目13ほ場整備事業費、188、189ページに移ります。上段、節18負担金補助及び交付金、支出済額3,881万1,500円です。主なものは、県営畑地帯総合整備事業負担金3,830万円です。

目14湛水防除事業費、節18負担金補助及び交付金、支出済額7,909万7,174円です。190、191ページに移ります。最上段、主なものは、県営湛水防除事業負担金5,783万7千円です。

項2林業費、目1林業総務費、節12委託料、支出済額3,241万6,500円は、有害鳥獣駆除業務委託料です。

196、197ページに移ります。上段、項3水産業費、目4漁港改良費、節12委託料、支出済額4,100万9,212円は、護岸工事の測量設計業務委託料です。

中段です。款6商工費、支出済額7億3,034万9,092円です。項1商工費、198、199ページに移ります。目3商工振興費、節12委託料、支出済額3億5,690万6,904円です。主なものは、プレミアム付商品券業務委託料3億5,592万9千円です。

下段、節18負担金補助及び交付金、支出済額1億6,231万1,925円です。

主なものは、時間短縮要請協力金、一時支援金及び特別融資利子補給補助金の新型コロナウイルス対策費です。

308、309ページに移ります。款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費（繰越明許）、節14工事請負費（繰越明許）、支出済額4億6,204万3,057円です。主なものは、萩尾大ため池の導水路修復工事費4億5,933万457円です。

以上で、経済部所管の説明を終わります。

○土木部長（梅本正直君） 土木部所管の歳出について説明いたします。

204、205ページをお願いします。款7土木費です。支出済額24億5,897万5,141円で、前年度に比べ15億3,798万1,126円の減となっております。主な理由は、戸馳大橋架替事業や、長崎久具線道路改良事業、手場トンネル改築工事、避難路整備事業などが令和2年度中に完成し、令和3年度の施工がなかったためでございます。

支出の主なものですが、208、209ページをお願いします。項2道路橋りょう費、目2道路維持費の支出済額3億8,085万8,497円と、212、213ページの目2道路維持費（繰越明許）の支出済額3,079万6,379円で合計が4億1,165万4,876円で、前年度に比べ1億2,365万3,735円の減となっております。令和4年度2年度より、国補正予算の交付金事業費を1億5千万円余多く次年度へ繰り越したためです。支出済額の主なものは、210、211ページの節14工事請負費2億2,671万798円と、212、213ページの節14工事請負費（繰越明許）分の2,800万7,923円で、道路側溝の敷設替えや道路舗装の打換え工事などの工事請負費です。

次に、同じページの目3道路新設改良費の支出済額1億5,924万5,903円と、214、215ページの目3道路新設改良費（繰越明許）の支出額9,363万35円と、その下目3道路新設改良費（事故繰越）の支出済額4,508万8,988円で合計が2億9,796万4,926円で、前年度に比べ13億1,348万918円の減となっております。主な理由は、先ほど述べました長崎久具線道路改良事業などが完了したためでございます。支出済額の主なものは、212、213ページの節14工事請負費の9,724万8,021円と、214、215ページの節14工事請負費（繰越明許）の5,555万8,706円で、主な内容は、松橋駅西線や小川駅西線などの工事請負費です。

224、225ページをお願いします。項5都市計画費、目3駅周辺開発推進事業費（繰越明許）の節14工事請負費（繰越明許）、支出済額1億1,874万7,074円で、松橋駅東側のロータリー整備などに係るものでございます。

その下、目4公園費の支出済額3,742万9,816円で、主なものは、節12委託料の2,000万4,482円で、市が管理する公園の除草作業や清掃作業の管理を委託しているものでございます。

次に、226、227ページをお願いします。項6住宅費の支出済額9,633万7,312円で、主なものは節10需用費の2,262万2,730円で、市営住宅の修繕費などでございます。

310、311ページをお願いします。款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費の支出額6,730万1,888円で、主なものは、節10需用費の1,542万1,377円で災害発生時の修繕料などと、節14工事請負費724万313円で、その内容は、田中熊五郎線などの災害復旧工事です。

また、北部田白岩線などの災害復旧費5,327万円を翌年度へ繰り越しております。

以上で、説明を終わります。

○教育部長（豊住 章君） 決算書の240ページ、241ページをお願いします。教育部所管につきまして説明をいたします。

款9教育費の支出済額は、総額63億6,526万8,903円で、前年度より約10億756万円の増となっております。主な要因は、学校のトイレ改修工事、小中学校の校舎建替事業、中央図書館の改修事業、ふれあいスポーツセンターの改修工事などによるものです。

歳出の主なものを説明いたします。

項1教育総務費で、支出済額4億3,747万4,504円、前年度より約1億947万円の減となっております。主なものは、245ページをお開きください。目3教育振興費、節13使用料及び賃借料、事務機器等賃借料、これはタブレット賃借料になります。目4語学指導費、節12委託料、外国語指導助手派遣業務委託料などになります。

同じく245ページです。項2小学校費では、支出済額14億2,475万6,795円、前年度より約7億4,395万円の増となっております。

247ページをお願いします。主なものは、目1学校管理費、節1報酬、特別支援教育支援員報酬、253ページ下段、節14工事請負費で不知火小学校校舎改築工事費などになります。

254、255ページをお願いします。項3中学校費では、17億3,131万7,289円で、前年度より約4億4,934万円の増です。259ページをお願いします。主なものは節14工事請負費で、松橋中学校外構等整備工事費、小川中学校校舎等改築工事費などになります。

260ページ、261ページをお願いします。項4社会教育費では10億4,817万8,302円です。前年度より約6億4,284万円の増です。主なものは、273ページをお願いします。目5図書館費、節12委託料、下段の方です、中央図書館等空間デザイン改修工事委託料、275ページ上段です、節14工事請負費で、中央図書館等中規模改修工事費などになります。

276ページ、277ページをお願いします。項5文化費では、支出済額5億1,861万2,111円で、前年度より約1億2,504万円の減です。主なものは、285ページ上段になります。目5松橋総合体育文化センター費で、節14工事請負費、松橋総合体育文化センター大規模改修工事などになります。

286ページ、287ページ下段をお願いします。項6保健体育費では、支出済額が3億8,480万389円で、昨年度より約1億8,489万円の増です。主なものは、295ページの中段です。目3グラウンド費、節14工事請負費、ふれあいスポーツセンター人工芝張替工事費などです。

298ページ、299ページ下段をお願いします。項7学校給食費では、支出済額が8億2,012万9,513円で、前年度より約7億7,896万円の減です。主なものは、309ページ中段をお願いします。目5給食センター建設費、節17備品購入費、機械器具購入費が主なものとなります。

以上で、教育部所管の説明並びに令和3年度宇城市一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） これで認定第1号の詳細説明を終わります。

次に、認定第2号令和3年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第3号令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 認定第2号令和3年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、詳細説明を申し上げます。決算書の510ページをお願いします。

まず、特別会計の実質収支を説明します。歳入総額77億7,458万3千円に対し、歳出総額77億7,137万1千円となり、321万2千円の実質収支になりました。

それでは、歳入から説明します。502、503ページをお願いします。

款1国民健康保険税、収入済額は14億3,442万2,014円、前年度から3,304万3,522円の減、不納欠損額が1,241万2,417円、収入未済額が2億754万8,356円となりました。

次に、款3県支出金55億8,308万2,503円は、県からの補助金です。

款5繰入金6億7,235万3,549円は、一般会計からの法定内繰入金と財政調整基金繰入金の合計額です。

歳入合計は、末尾の欄になりますが、収入済額77億7,458万2,922円となりました。

次に、歳出を説明します。504、505ページをお願いします。

款2保険給付費は、54億8,105万8,536円となり、総支出の70.5%を占めています。前年度に比べ1億7,780万7,045円の増となっています。高額療養費、出産育児費、葬祭費等を交付いたしました。

款3国民健康保険事業費納付金21億3,376万4,210円は、県への負担金です。

款5保健事業費5,498万2,348円は、特定健康診査及び人間ドック業務委託料が主なものです。

506、507ページをお願いします。最後に、末尾の欄になりますが、歳出合計の支出済額は77億7,137万1,239円となりました。

以上で、認定第2号の説明を終わります。

続きまして、認定第3号令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、詳細説明を申し上げます。決算書の608ページをお願いします。

まず、特別会計の実質収支を説明します。歳入総額8億8,762万円に対し、歳出総額8億8,122万2千円となり、差引639万8千円の実質収支になりました。

それでは、歳入から説明します。602、603ページをお願いします。

款1後期高齢者医療保険料は、収入済額5億7,923万8,100円です。収入未済額は197万7,800円ですが、年金からの特別徴収過納分19万1,500円が加わっていますので、実質の収入未済額は216万9,300円になります。

款4繰入金2億7,053万2,623円は、一般会計からの保険基盤安定事業繰入金及び事務費繰入金です。

款6諸収入3,078万4,761円の主なものは、項3受託事業収入で、後期高齢者医療広域連合からの健診受託事業収入2,984万2,861円です。

歳入合計は、末尾の欄になりますが、収入済額8億8,761万9,747円となりました。

次に、歳出を説明します。604、605ページをお願いします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金8億1,637万523円は、熊本県後期高齢者医療広域連合への保険料負担金及び保険基盤安定負担金で、総支出額の92.6%を占めています。

款3保健事業費1,660万6,672円は、特定健康診査業務委託料で委託先の医療機関に支払うものです。

最後に、歳出合計は末尾の欄になりますが、支出済額8億8,122万2,242円となりました。

以上で、認定第3号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 認定第2号及び認定第3号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第4号令和3年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 認定第4号令和3年度介護保険特別会計歳入歳出決算の主なものについて説明します。決算書の710ページをお願いいたします。

はじめに、実質収支に関する調書についてです。歳入総額が71億6,977万2千円、歳出総額が67億3,477万8千円、差引額が4億3,499万4千円、実質収支額も同額となっております。

次に、歳出の主なものについて説明します。

720、721ページです。款1総務費、項1総務管理費の支出済額は7,952万6,692円です。

724、725ページの款2保険給付費、項1保険給付費の支出済額は、前年度比約2,400万円減の60億3,739万8,671円となっております。

726、727ページの款4基金積立金、項1基金積立金、728ページで目1介護給付費準備基金積立金は、前年度比約1億4,500万円減の2億4,349万9,690円です。

次に、歳入の主なものについて説明します。

712、713ページをお願いします。款1保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料で、収入済額13億7,300万900円となっております。

同じページで、款3国庫支出金は17億4,703万5,525円です。

714、715ページの款4支払基金交付金は17億2,151万4,224円です。

款5県支出金は9億352万2,169円となっております。

716、717ページの款8繰入金、項1一般会計繰入金は10億5,160万6,900円です。

款9繰越金は、令和2年度決算による繰越金で3億7,219万7,360円となっております。

以上で、認定第4号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 認定第4号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第5号令和3年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を求めます。

○**教育部長（豊住 章君）** 認定第5号令和3年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。

まず、奨学金特別会計決算の実質収支に関しまして説明します。決算書808ページの実質収支に関する調書です。

歳入総額1,806万6千円、歳出総額1,709万1千円、歳入歳出差引額は97万5千円、実質収支額も同じく97万5千円です。

事項別明細で、歳入の主なものを説明します。810ページ、811ページ下段をお願いいたします。

款4繰越金の節1前年度繰越金の収入済額153万2,793円は、前年度からの繰越金です。

款5諸収入の節1奨学資金貸付収入の収入済額1,525万4,250円は、貸付者からの貸付金返還金で、節2奨学資金貸付収入滞納繰越分の収入済額124万5,750円は、奨学金滞納分の返還金です。

次に、歳出の主なものを説明します。812ページ、813ページをお願いいたします。

款1育英事業費、節20貸付金の支出済額544万円は、継続貸付者6人と令和3年度貸付者2人に対する奨学貸付金384万円と、6人に対する入学支度貸付金160万円です。

同じく節24積立金の支出済額1,163万1,693円は、奨学基金に積み立てるものです。

以上で、認定第5号令和3年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わります。

○**議長（溝見友一君）** 認定第5号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第6号令和3年度宇城市水道事業会計決算の認定について及び認定第7号令和3年度宇城市下水道事業会計決算の認定についての詳細説明を求めます。

○**上下水道局長（木見田洋一君）** 認定第6号令和3年度宇城市水道事業会計決算の認定について、詳細説明をいたします。説明については、別冊の令和3年度宇城市水道事業会計決算書で行います。一般会計、特別会計と合冊分とは別の、こちらの各事業会計ごとの薄い冊子となります。

それでは、決算書の2ページ、3ページをお願いします。令和3年度宇城市水道事業会計決算報告書です。この決算報告書は、予算の執行実績を表しており、消費税込みの金額となっています。

まず、収益的収入及び支出の収入において、第1款水道事業収益の決算額は11億5,857万5,329円です。内訳としましては、第1項営業収益10億3,752万8,580円で、主なものは水道料金となります。同じく第2項営業外収益で1億2,104万6,749円となり、主なものは、水道加入金や一般会計からの補助金となります。

次に、支出です。ページ下段の表になります。第1款水道事業費用の決算額は12億7,475万1,597円となっております。主な内訳としましては、第1項営業費用が11億8,710万8,953円。主なものは、受水費や施設の運転に必要な動力費、職員給与などです。同じく第2項営業外費用では8,566万8,624円となり、企業債の利息が主なものとなります。

続いて、4ページ、5ページをお願いします。こちらは、資本的収入及び支出の決算額となり、まず、上段の表の収入から説明します。第1款資本的収入の決算額は2億3,793万8千円です。内訳は、第1項企業債が4,380万円、同じく第3項出資金が1億9,413万8千円となりました。出資金の主なものは、一般会計からの繰入金となります。

次に、下段の表、支出です。第1款資本的支出の決算額は4億3,696万4,105円です。内訳としましては、第1項建設改良費が7,856万1,103円。主なものは、施設改良等に伴う工事請負費などです。同じく第2項企業債償還金では3億5,840万3,002円の決算額となりました。

続いて、6ページをお願いします。令和3年度宇城市水道事業会計損益計算書です。損益計算書は、会計年度期間中（1年間）の経営成績を明らかにするための報告書で、消費税抜き金額となっております。計算書におきまして、下から4行目に記載しておりますとおり、令和3年度の収益から費用を差し引いた結果は1億2,331万1,767円の純損失となります。これに、下から3行目に記載の前年度繰越利益剰余金8,030万5,667円を加えたものが、末尾の当年度未処理欠損金4,300万6,100円となります。

7ページ以降も、決算書類となります財務諸表や事業報告書などの決算附属書類を調製しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で、認定第6号の説明を終わります。

続いて、認定第7号令和3年度宇城市下水道事業会計決算の認定について説明をいたします。説明は、別冊になります令和3年度宇城市下水道事業会計決算書で行います。

それでは、決算書の2ページ、3ページをお願いします。令和3年度宇城市下水道事業会計決算報告書です。

まず、収益的収入及び支出の収入におきまして、第1款下水道事業収益の決算額は13億5,467万5,904円です。内訳は、第1項営業収益が5億5,313万110円で、下水道使用料が主なものです。同じく第2項営業外収益が8億154万5,794円です。主なものは、一般会計からの補助金や国庫補助金となります。

次に、支出です。ページ下段の表になります。第1款下水道事業費用の決算額は14億871万439円です。主な内訳としましては、第1項営業費用が12億4,443万7,012円で、主なものは、処理場の維持管理費や職員給与などです。同じく第2項営業外費用が1億3,265万6,477円で、企業債の利息が主なものとなります。

続いて、4ページ、5ページをお願いします。こちらは、資本的収入及び支出の決算額となり、まず、上段の表の収入から説明いたします。第1款資本的収入の決算額は9億569万8,913円です。内訳は、第1項企業債が3億4,430万円、同じく第2項補助金1億6,404万円は、事業財源である国庫補助金となります。同じく第3項分担金及び負担金3,441万2,913円は、受益者負担金が主なものとなります。また、同じく第5項出資金3億6,294万6千円は、一般会計からの繰入金となります。

次に、下段の表、支出となります。第1款資本的支出の決算額は11億495万7,784円です。内訳としましては、第1項建設改良費で4億8,306万9,387円、主なものとしましては、浄水管理センター工事委託費や各下水道事業における工事請負費などです。同じく第2項企業債償還金では6億2,188万8,397円の決算額となっております。

続いて、6ページをお願いいたします。令和3年度宇城市下水道事業会計損益計算書です。計算書の下から4行目に記載しております、令和3年度の収益から費用を差し引いた結果、9,259万4,640円が純損失となりました。これに、下から3行目に記載の前年度繰越利益剰余金3,800万897円、またその下、その他未処分利益剰余金変動額、こちらは具体的には、減債積立金取崩し額を加えた結果、末尾の当年度未処分利益剰余金は7,075万5,128円となっております。

7ページには、ただいま説明いたしましたその年度中における剰余金の増減・変動の内容を表す報告書の剰余金計算書、また、8ページ以降も、決算書類となるその他の財務諸表や事業報告書などの決算附属書類を調製しております。

以上で、認定第7号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 認定第6号及び認定第7号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第8号令和3年度宇城市民病院事業会計決算の認定についての詳細説

明を求めます。

○市民病院事務長（坂本優子君） 認定第8号令和3年度宇城市民病院事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。議案集は39ページです。説明は、別冊の令和3年度宇城市民病院事業会計決算書で行います。

2ページ、3ページをお願いします。令和3年度宇城市民病院事業会計決算報告書です。この報告書におけます決算額は、全て税込額です。

まず、（1）収益的収入及び支出における収入です。上の表、第1款病院事業収益の決算額は3億5,918万2,306円となりました。内訳は、第1項医業収益は2億9,171万9,051円、主なものは入院・外来の診療報酬などです。同じく第2項医業外収益は6,743万5,510円、主なものは一般会計からの負担金や補助金です。第3項特別利益は2万7,745円、主なものは過年度損益修正益です。

次に支出です。下の表、第1款病院事業費用の決算額は4億6,927万4,005円となりました。内訳は、第1項医業費用で4億6,597万4,484円、職員給与、経費、減価償却費などが主なものとなります。同じく第2項医業外費用は297万5,844円となり、控除対象外消費税などが主なものとなっております。第3項特別損失は、過年度損益修正損で決算額は32万3,677円です。

4ページ、5ページをお願いします。（2）資本的収入及び支出の収入です。上の表、第1款資本的収入の決算額は414万9千円となりました。全て第2項出資金で、一般会計からの繰入れとなります。

次に支出です。下の表、第1款資本的支出の決算額は857万8,345円となりました。内訳は、第1項建設改良費で28万500円、病棟給食の備品購入です。同じく第2項企業債償還金は829万7,845円の決算額となっております。

6ページをお願いします。令和3年度宇城市民病院事業会計損益計算書です。こちらの計算書は税抜額での表示です。下から3行目、当年度純損失が1億1,023万612円となります。その下、前年度繰越欠損金2億3,395万1,425円を合わせました3億4,418万2,037円が、末尾に記載の当年度未処理欠損金となります。

7ページ以降には、決算附属書類を調製し添付しております。

以上で、認定第8号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 認定第8号の詳細説明が終わりました。

-----○-----

日程第35 休会の件

○議長（溝見友一君） 日程第35、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日8月31日水曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、明日31日は休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後0時47分

第 2 号

9月1日 (木)

令和4年第3回宇城市議会定例会（第2号）

令和4年9月1日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勲君
13番 高橋佳大君	14番 高本敬義君
15番 溝見友一君	16番 園田幸雄君
17番 福田良二君	18番 河野正明君
19番 入江学君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 窪田潤子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 天川竜治君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 黒崎達也君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 杉浦正秀君
経済部長 浦田敬介君	土木部長 梅本正直君

教育部長	豊住章君	総務部次長	舛井貴男君
市長政策部次長	福田真治君	市民部次長	星津章博君
福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	井住寿宏君
経済部次長	中川裕二君	土木部次長	平木恵一君
教育部次長	植野修君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	竹口則和君
豊野支所長	赤星徹君	市民病院事務長	坂本優子君
上下水道局長	木見田洋一君	会計管理者	西村光代君
監査委員事務局長	坂井孝治君	農業委員会事務局長	岩竹泰治君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（溝見友一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、2番、四海公貴君の発言を許します。

○2番（四海公貴君） 皆さん、おはようございます。議席番号2番、会派暁の四海公貴でございます。ただいま溝見議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

このたび令和4年4月の選挙で、無投票ではございますが当選させていただきました。当選が決まり、はや4か月が過ぎ、早く議員としての成長をしていかなければならないと日々一生懸命勉強させていただいているところです。また、市民の皆様をはじめ、議長、副議長、先輩議員、同僚議員、市長、副市長、執行部、職員の皆様からも様々な温かい激励のお言葉をいただき、本当にありがとうございます。私は、旧小川町で生まれ、22歳まで小川町で暮らし、約10年間は県外の病院で勤務し、約13年前に宇城市に帰ってまいりました。歳を重ねるごとに人が成長していくためにどれだけの人が関わり、どれだけの方々が地域のために貢献されているのかを実感し、また宇城市を一旦離れたことにより、より地元への思いが強くなり、私の生まれた宇城市の人のため、地域のために、感謝の気持ちをもって少しでも貢献したいという気持ちで立候補させていただきました。これからの議員生活の中でこの思いを忘れることなく、初志貫徹を胸にこの宇城市の発展に多く貢献できるよう全身全霊で活動していくことを、この議会を通じてもお約束をさせていただきます。皆様、御指導、御協力の方をよろしくお願いいたします。

さて、前段長くなりましたが、通告のとおり質問をさせていただきます。現在、日本では少子高齢化が進み、また都会への人口集中が進み、地方の人口が減少しています。これは宇城市においても同じで人口が減少しており、松橋町は微減、その周りの小川町、不知火町では減少、その周りの豊野町、三角町ではさらに減少しています。宇城市の人口ビジョンでも、2040年には宇城市の人口は45,585人と予測されています。また少子化により若年層の人口も特に減少していくことが予測されています。国は、約800万人いる団塊の世代が75歳の後期高齢者になる2025年までに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域包括ケアシステムを提唱しています。その中で保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じてま

ちづくりをしていくことが必要だとしています。また、認知症高齢者の増加も見込まれることから、地域での支え合いが必要とも示しています。現在宇城市では、社会福祉協議会や民生委員さんなどの支援もありながら、地域のつながりは各行政区ごとの自治の中で、行政区長を中心にコミュニティを持ち、様々な地域の課題に対して頑張っていたいただいています。地域の活性化、そして支え合いを維持・強化していくためには、この行政区ごとの自治をいかに強化できるということが、宇城市の未来にとっても大変重要だと考えています。

そこで、まず各行政区の運営について、(1)の各行政区の戸数、運営状況などの実態について御質問いたします。

○総務部長(天川竜治君) 本市の行政区の総数は176行政区であります。各町の行政区を申し上げますと、三角町46行政区、不知火町35行政区、松橋町37行政区、小川町46行政区、豊野町12行政区であります。

各行政区の戸数であります。令和4年3月31日現在で申し上げますと、三角町3,146戸、不知火町3,587戸、松橋町11,031戸、小川町5,154戸、豊野町1,701戸、その他施設等241戸で合計24,860戸であります。

行政区の戸数の状況は、100戸以下が102行政区あり全体の58%、101戸以上200戸以下が44行政区あり全体の25%、201戸以上300戸以下が11行政区あり全体の6%、301戸以上500戸以下が11行政区あり全体の6%、501戸以上が8行政区あり全体の5%となっております。

また、最少の戸数は9戸、最多の戸数は1,083戸であります。

次に運営状況の実態であります。本年度5月に各町の行政区長会議を開催し、協議事項といたしまして「行政区の見直しについて」を議題といたしました。行政区の現状と課題、行政区の将来の考え方、今後の方向性について説明させていただき、各行政区長と意見交換させていただきました。その中で出た意見といたしまして、「行政区長として限界集落を実感している」「1つの行政区で課題に対応できないことが多く、実際、消防団の合併も進んでいる」「できることから各行政区でも人口減少を見据えて取り組んでいる」ほかには、「近隣行政区と一つになりたい」「早期に見直ししたい」など、行政区の合併に前向きな意見をいただきました。

そのような状況から、一部の行政区では担い手不足など住民自治活動に支障を来しております。

本市といたしましても、地域の住民自治活動が円滑に行われるよう、将来の人口減少を見通した上で、行政区間の格差を是正していかなければなりません。それに対応していくには、地域のつながり、人と人とのコミュニケーションなどを考慮しながら、地域間の合意を前提に各行政区間等において、協議・調整が必要でありま

す。

今後の方向性は、全国的にも少子高齢化及び人口減少は加速化し、本市においてもこの状況は今後確実に進行するものと推測されます。地域福祉、自主防災、防犯、生涯学習、ごみ、環境美化等の地域活動に求められる分野は多い中、このままでは期待される役割が果たせず、地域活力の減退が懸念されます。

将来的に行政区の運営維持が困難になり、行政区の見直しは今後重要な手段として進めてまいります。

○2番（四海公貴君） 戸数が最大で1,083戸、最少では9戸、各行政区では、人口減少を見据えて様々な努力をされていること、また近隣の行政区と1つになりたいなどの意向があることも理解をいたしました。

次に、宇城市の人口動態から推測される各行政区の人口や限界集落の割合について御質問いたします。

○総務部長（天川竜治君） 令和4年8月1日現在の本市の人口は、57,683人です。平成28年に策定しました宇城市人口ビジョンでは、2015年（平成27年）の60,951人から、2040年（令和22年）には45,585人になり、行政区においては約4割が限界集落になることが予測されました。なお、2040年には小学生の数が2,141人と、2015年の3,221人から約1,000人ほど減少することが予測されております。

各町の令和4年8月1日現在の人口、2040年（令和22年）の人口推計及び限界集落割合を申し上げますと、三角町の現在人口6,729人、2040年人口推計3,998人、2040年限界集落割合83%、不知火町の現在人口8,391人、2040年人口推計5,919人、2040年限界集落割合51%、松橋町の現在人口26,115人、2040年人口推計23,030人、2040年限界集落割合0%、小川町の現在人口12,567人、2040年人口推計9,585人、2040年限界集落割合13%、豊野町の現在人口3,881人、2040年人口推計推計3,053人、2040年限界集落割合17%と推計しております。

○2番（四海公貴君） 答弁のあった2040年は、いわゆる2040年問題とも言われており、第二次ベビーブーム、団塊の世代ジュニアの方々が65歳以上になる年と言われており、2025年の団塊の世代の方々に次いで高齢者の数も多くなると認識しております。その中で、宇城市全体で現在より人口が約12,000人減少し、三角町では限界集落の割合が83%、不知火町では51%、松橋町では0%、小川町では13%、豊野町では17%と推計されているということで、地域による偏りはありますが、各行政区では自立した行政区の運営が難しくなるところも多いのではないかと考えます。

そこで（３）の質問ですが、行政区で将来の自地域の在り方など担い手など十分に検討された結果、先ほどの答弁にもありましたように、近隣地域と合併したいという意向が示された場合、宇城市としてどのような運営支援や補助金などの支援があるのかをお尋ねいたします。

○総務部長（天川竜治君） 本年度５月の各町行政区長会議の際に申し上げましたが、本年度は、各町各行政区において、行政区の状況がさらに厳しくならないよう、行政区内で現状を把握していただき、将来像について考えていただく機会をつくっていただきたいとお願いしております。

今後、合併に向けた取組を検討してまいります。補助金等を含めて考えてまいります。現段階では具体的な計画は示しておりません。

○２番（四海公貴君） 現段階では、必要性は十分に認識しているが具体的な計画はないと認識いたしました。各行政区はあくまでも自立した組織で、区民の皆さんで意思決定をし、運営していく共助が前提だと思いますが、このように人口減少によって各行政区の運営が難しくなってくるのが予測される現状であるならば、公助によってその共助を促せる制度が必要ではないかと思います。例えば、合併協議を開始したら、双方の行政区に補助金を交付し、合併後の地域コミュニティの促進のための様々な取組を行い、また合併後も一定期間補助金を交付し、更なる自治の促進をするために、様々なことに取り組んでもらったりする必要があるのではないかと思います。そのほかに、これまで行政区ごとに２つの要望事項を提案されていましたが、合併後一定期間は、要望事項を２行政分認めるなどのルールも現段階から明確にしておくことが必要だと考えます。決して合併を促すというわけではなく、各行政区が将来の自地域を考える際に、具体的な補助金やルールがあると、より明確に自地域のことを考えやすくなると思います。その結果、各行政区には選択肢が増えていくことにつながり、住民の意思で自立した行政運営の一助になると考えます。日本の成長は地域から、地域が元気にならなければ日本が元気にならないと言われますが、宇城市においても同じことが言えると思います。市長をはじめ、執行部の皆さん、是非ルールづくりをお願いいたします。

それでは、２番の社会体育移行についての質問に移らせていただきます。様々な報告書や論文の資料を読んでいますと、１９６０年代はオリンピック開催を契機に国民スポーツ水準の向上を目指し、運動部の活動、競技指向が活発になったことで、教員の労働超過問題が生じ、１９７０年代には、全国的に学校運動部を部分的あるいは全面的に地域社会に移譲していこうという動きがあり、熊本県はその先進地であったという報告がございます。しかし、その後は運動部活動が非行防止や生徒指導の方法として再び学校教育に位置付けられ、１９８０年代を経て１９９０

年代から2000年代には、学校スリム化とスポーツの多様性を求めて再び社会体育移行が推進されました。ところが2008年、2009年の学校指導要領において、学校教育の一環と明記され、運動部活動は再び学校教育に位置付けられたとの報告がございました。

過去の資料から見ますと、部活動は社会体育移行が推進されたり、学校教育に位置付けられたりしていることが伺えます。熊本県では平成30年に、小学校の社会体育移行の最終準備を終了させ、平成31年から小学校部活動の社会体育移行が始まり、私はその当時、小野部田小学校のPTA会長として、社会体育移行の準備に携わっていました。子どもたちに運動を行う機会をつくるということはどういうことなのか、子どもたちの将来にとってこの時期のどのような取組を行うべきかなどを、役員の方や地域の方々とも十分に協議をいたしました。指導者の問題、保護者の関わり方の問題、運営資金、場所の問題など多くの課題がありました。そこで

(1)の現在の小学校の社会体育移行の現状について御質問いたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 小学校部活動地域移行の現状について御説明いたします。

市内の小学校では、平成31年度より部活動から社会体育へ移行し、学童スポーツクラブやクラブチームなどで、児童は活動を行っています。現在、宇城市学童スポーツクラブ数は15クラブで、会員数は246人となっております。

設立当初の平成31年当時は、18クラブ、282人で構成されておりましたので、クラブ数、会員数ともに減少傾向にあるのが現状です。

四海議員が当時経験された指導者確保、運営資金の問題につきまして、現在でも課題となっている地域や競技がございます。

もちろん、多くは保護者の協力や、地域のまとまりによってスムーズな運営が行われ、児童がスポーツを楽しみながら、体力向上や技術の向上が図られています。

小学校の社会体育移行後におきましては、学童スポーツクラブが受け皿の中心となり役割を果たしているところです。

○**2番（四海公貴君）** 指導者の確保や運営資金などの課題があるものの、また若干のクラブ数、参加人数が減少している傾向にあるものの、おおむね保護者の協力や地域のまとまりによってスムーズな運営が行われていると認識いたしました。

さて現在は、中学校の社会体育移行についても準備を始めていかなければいけないときだと認識しております。2番の中学校の社会体育移行の準備状況について御質問いたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 中学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、教師等の指導の下、学校教育の一環として行われ、日本のスポーツ振興を大きく支えてきました。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異

年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の醸成に資するなど、生徒の多様な学びの場そして活躍の場として、教育的意義を有しています。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えています。特に少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持することが難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機的状況にあります。

このような実情を踏まえ、本年5月末に、公立中学校の運動部活動改革を検討するスポーツ庁の有識者会議は、2025年度末を目標に、休日の部活指導を地域のスポーツクラブや民間事業者などに委ねる地域移行を実現すべきだとする提言を了承されました。2023年度から2025年度を改革集中期間に設定しています。

国が受け皿に想定するのは、スポーツ少年団やクラブチーム、民間事業者など地域のスポーツ団体です。主に地方で指導者不足が予想され、競技経験のある住民や保護者らが、資格を取得して指導できるよう研修を充実させること。また、部活顧問を務めてきた中学教員も、希望すれば兼職兼業の許可を得て従事できるとしています。

部活動地域移行における主な課題としては、1つ目に指導者不足の解消、2つ目に会員負担の軽減、3つ目に練習場所の確保、4つ目に新たな保険への加入、5つ目に問題が起きた際の責任の所在などがあり、簡単には進まないというのが関係者の共通した認識でございます。

持続可能な部活動へのシフトには、保護者を含めた住民や行政など地域全体の協力が不可欠であります。

今後、国県において、令和5年度以降に向けた部活動地域移行推進計画などが策定される予定です。本市におきましても、県の指針に沿って、地域移行を進めていかなければならないと考えております。

なお、文化系部活動も運動部活動と同様の計画ですので、併せて進めていく予定でございます。

○2番（四海公貴君） 中学校に関しては、これから準備をされるということで認識いたしました。この中学校の部活動の社会体育移行も小学校のときにも課題として上がっている指導者の確保の問題、保護者の関わり方、運営資金、場所の問題など同じような課題が出てくると私も思いますので、市としましても細部にわたるサポートをお願いいたします。

私の考えでは、この社会体育移行は様々な課題を乗り越えなければならない大変

難しい取組になると思いますが、この社会体育の移行により地域の連携の促進、活性化にもつながり、その縁が宇城市全体の住民同士のつながり、そして宇城市全体で子どもを育むという強いメッセージにもつながると思います。一方で、社会体育移行により、指導者、保護者、児童生徒が競技力向上ばかりに視点がいつてしまう危険性も考えられます。小学生、中学生は成長期の段階ですので、体の組織が弱い部分もあります。そのような身体的特徴の中で過活動や同じ動きの繰返しによって、体の一部分に過度なストレスがかかってしまい、けがにつながってしまいます。そのようなことがないように成長期のスポーツ障害についてもしっかりと考えていかなければならないと思います。

3番の質問ですが、現在、宇城市の小学生や中学生の成長期のスポーツ障害についての対策などのお考えを質問いたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 成長期の子どもの体は、大人に比べて骨や筋力が弱く、関節がやわらかいなどの特徴があり、この時期に、身体能力の限界を超えた運動や過密なトレーニング、同じ部位を使い過ぎると、スポーツ障害を起こしてしまいます。

スポーツ障害とは、スポーツによって関節、靭帯、腱、骨などに繰返し外部から力が加わることで引き起こされる障害のことです。代表的なものとして、オスグット病、シンスプリント、疲労骨折、腰椎分離症、野球肩、野球肘、テニス肘などがあります。

スポーツ障害を防止するためには、運動の前に準備体操やストレッチなどで筋肉をほぐし、運動後もクールダウンをして、コンディションを整えることが大切です。また、運動後はしっかりと休養や睡眠をとって疲れを癒し、日頃から栄養バランスのとれた食事を心がけることが必要です。

今後、部活動の地域移行を本格的に進めていくこととなりますが、本市としましては、生徒一人一人の成長に合った、バランスのとれた運動部活動を推進していくとともに、生徒たちがそれぞれに適した環境で、スポーツに親しめる社会環境の整備を構築してまいりたいと思います。

○**2番（四海公貴君）** 再質問になりますが、私の理学療法士という専門職としての見解も含めて発言させていただきますと、成長期のスポーツ障害については、まだこの日本の中では若干軽視される傾向があると認識しております。それは指導者、保護者、児童生徒が、成長期の特徴について知識が薄いということが原因の1つとして考えられます。適切に対応すれば、その後の競技に影響が少なくなる可能性が大きいのに、その知識がないために無理をさせてしまっていることが多く見受けられます。そのため、まず指導者、保護者、児童生徒の3者が一緒に、成長期のスポーツ障害について学ぶ研修会などを開催してほしいと考えています。これは、学童ス

ポーツクラブだけではなく、地域には様々な任意のスポーツチームがございます。その全てのチームを対象としたものであってほしいと考えております。指導者のみ知識があっても、保護者のみ知識があっても、児童生徒のみ知識があっても対策にはなりません。3者が共に学び、その共通理解があつてこそ、現場で児童生徒のスポーツ障害の予防につながっていくと思います。また、高齢者の要支援・要介護になる原因の30%は、衰弱、転倒、関節疾患などです。一見、子どもと高齢者は何年も何十年も開きがありますが、できるだけ早い段階から自身の体のことを学ぶ機会があると、大人になつても自身の体をケアする習慣が身に付き、人生の中で健康を保つための行動につながっていき、もしかすると医療費の削減などにもつながっていく可能性も考えられます。

指導者、保護者、児童生徒の3者が一緒に、成長期のスポーツ障害について学ぶ研修会の開催は可能か、再質問いたします。

○教育長（平岡和徳君） ただいま議員が申されましたように、研修会や講習会等の開催についての必要性は、私自身も強く感じているところでございます。現時点では、はっきりとしたことをお示しすることは具体的にはできませんけれども、今後、国県において、その地域移行に向けた具体的な取組そしてスケジュールを定めた推進計画が策定され、こちらの方に回ってくる予定であります。

本市としましては、県の指針に基づきまして、学校、保護者そして地域、その中でもスポーツ団体及び市社会体育移行検討委員会等との連携を図りながら、本市の実態を踏まえた生徒の多様なニーズに応じたスポーツ環境の整備を進めていかなければならないと強く感じております。

部活動自体につきましては教育の一環に位置付けられている、議員も申されたとおりです。その中で御承知のとおり、その活動付加につきましては、子どもたち一人一人の発育発達に、きちんと合わせたものでなければならないというふうに思っています。過剰なトレーニングや行き過ぎた指導、そして昨今話題になっておりますが体罰や暴言といったハラスメントが起きないように、生徒の安心・安全そして健康を重視した各種研修会を今後計画してまいりたいと考えております。

○2番（四海公貴君） 是非、宇城市の子どもたちの安心・安全、健やかな成長のために、御対応の方をよろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（溝見友一君） これで、四海公貴君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

20番、豊田紀代美君の発言を許します。

○20番（豊田紀代美君） おはようございます。20番、新志会、豊田紀代美でございます。ただいま溝見議長のお許しをいただきましたので、先般御通告申し上げておきました、大きくは3点について質問をさせていただきたいと思っております。まず大きな1点目、豊福小学校の校舎建て替えについて、大きな2点目、給食費の無料化について、大きな3点目は美術館について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、大きな1点目、豊福小学校校舎建て替えの件でございますけれども、小さな1点目、令和4年第1回定例会の一般質問で、豊福小学校校舎の現状が、いかに劣悪で教育環境が悪いかを、豊福小学校の校舎の視察調査をいたしました結果を皆さんに御報告をさせていただきました。さらには、早急な建て替えが必要であると強く訴えをさせていただきました。昭和45年に建設がされまして、52年が経過をいたしております。宇城市立の小中学校の中でも一番古く、老朽化が加速をしております。8年以上雨漏りと補修のいたちごっこを継続中です。先般の私の一般質問の後、雨漏りをいたしてございましたひいらぎ特別支援学級の教室とパソコン教室の床の張り替えをしていただきました。しかし、その後の大雨、今度は隣の4年2組の教室と廊下が雨漏りをするようになり、今後また大雨が降れば、今日もちょっと台風が来ているので危ないなと思いつつ、これ以上雨漏りがひどくなると天井が落ちてきやしないかと心配されております。教育委員会に連絡しても、常に簡単な補修程度等の対応なので、現在は、教頭先生が補修テープを持って、走って回っておいででございます。現在、建替事業を実施されている不知火小学校、小川中学校、松橋中学校の3校の建設に集中され、滞りなく完了されることに何の異論もありません。豊福小学校の現状を踏まえていただき、どうぞひとつ建て替え計画に乗せていただきたい、具体的なお考えをお尋ねしたい、そう思って質問をいたします。

○教育部長（豊住 章君） 豊田議員御指摘のとおり、豊福小学校は一番古い施設で、建設から52年経過しており、施設及び設備の老朽化で各種不具合が発生している状況でございます。特に雨漏りについては、複数の場所で発生しており、最適な学校運営が難しい状況で、発生の都度、部分修繕により対応しているところです。

御質問の豊福小学校の校舎及び体育館の建て替え計画については、令和4年第1回定例会でお伝えしておりますとおり、現在、不知火小学校をはじめ、小川中学校及び松橋中学校の3校についての建替事業を実施している状況であります。計画上、豊福小学校を含む老朽化した学校の事業実施については、この3校の事業進捗に合

わせて実施する計画としているため、本市としては、これらの事業進捗を早めるよう、全力で取り組んでいるところでございます。

学校の建設には多額の費用を必要としますので、コストの削減と予算の平準化を図る観点からも、建て替え計画については宇城市学校施設等長寿命化計画等各種計画に基づき、計画的に行っていかなければなりません。

そのため、豊福小学校等の建て替えについては、これらの3校の事業進捗を見定めた上で判断したいと考えております。

○20番（豊田紀代美君） 教育部長の御答弁をいただきまして、執行部、議員各位に豊福小学校の校舎の現状をモニターを使って御説明をしたいというふうに思います。

今映っておりますモニター、これは令和4年第1回の定例会の一般質問で使いましたひいらぎ特別支援学級の教室の雨漏りの様子です。バケツやたらいが置いてあって、この分につきましては私の一般質問後に床張りをさせていただいております。

それから、次のこれは屋上に上っていただくとすぐに分かりますが、屋上がとにかく継ぎ接ぎだらけでございます。亀裂と補修の繰返しをずっとやっております。先ほど申しましたように、教頭先生が繰返しその補修をしているところでございます。

次が、壁が剥がれている状態で、よく見ていただくと壁に触らないでくださいというふうにずっと先生たちが貼っておられますけれども、どうしても子どもたちは剥がれているところを触るわけなんですね。先日の集団健診があったときに、一列にずっとその壁のところを並んでいて、そのときにずっとみんなが触るもので、集団健診が終わった後は廊下が真っ白になっていたということで、児童がその剥がれたものに刺さりまして、爪の中に入れてけがをいたしました。そういうような形で壁が非常にこういうふうに全体的に剥がれております。もう下だけではなくて上の方も剥がれております。

次は、階段でございますが、ご覧のとおりです。ガムテープで貼り付けてあります。もう剥がれてどうしようもないのですよね、いちいち言うのもなんですが、ガムテープでずっと貼ってございます。

次が、手を洗う場所なんですからけれども、非常に手洗い場所も狭くて、蛇口が2つしかありません。右側のは掃除用に使うやつで、給食のときなどは特に今コロナの状況なので、しっかりと手を洗います。ということで非常に行列ができるような、狭い廊下に狭い手洗い場があって、行列ができているような状況にあります。

次は、給食の配膳室ですが、配膳室が狭いために学級ごとに間隔をおいて取りに来る。そして牛乳やパンについては、廊下に置いて配膳をしております。そのために、給食の全学級配膳完了までは15分ぐらいかかっているというように報告を受

けております。それから、これはひいらぎ特別支援学級の教室の様子なんですけれど、今7クラスあって、1クラスをこういうふうにパーティションで区切って、3つぐらいに分けてされておりますけれども、非常に音に敏感な児童もおりまして、先生方が苦慮をされております。次が、これも今の教室の様子です。

次が、教室が非常に狭いために収納スペースがありません。だから3、4年生は屋上に続く階段のところ、図工の絵の具の道具などを、図工でつくった作品なんかもこうやって廊下の横にずっと置くようになっております。踊り場のところにも段を使って、教室が狭くてそういうふうな収納場所がないものですから、廊下も自然に狭くなっていく、こういうような状態であります。

次は、教職員の部屋ですけれども、先生方はもうぎっしりです。とにかく行ってご覧になると分かりますけれども、隙間も何もないです。しかも臨時職員の人などは机がないので、長机を置いて共同で使っている状況です。しかも、床はガムテープで至る所に貼り付けてあります。それを剥がすとどうもシロアリではないかというふうに言われておりまして、床がちょっとぶかぶかし始めておりました。私も乗って見たらやはりぶかぶかなります。そういうような教室の少ないことと、これはロッカーです。女性の先生方のロッカーで、非常に狭くて2.5メートル×4メートル、しかも窓がないので換気扇もないわけですね。足りないので、先生方は外で待って着替えをされたりしております。しかも、校長先生を入れると今女性の先生方が30人いらっしゃいまして、トイレが2つしかありません。だから10分の休憩の中で行けなくて、我慢するか、どうもできないときは児童のトイレを借りて用を足すというような現状でございます。これが小学校6年生の男子と女子のトイレですが、入口が一緒になっております。そして、左側ののれんみたいなのが男子のトイレで、先が女子のトイレでございます。男女の入口が同じなので、お互いに入っている様子が垣間見れる、そういうような状況になっております。

また、豊福小学校の体育館は耐震性が危うく、そしてプールも老朽化していることも指摘をしておかなければならないと思います。

執行部、議員各位とも豊福小学校の校舎の現状をある程度御理解をいただいたのではないかとこのように思っております。

そこで、8月29日、豊福小学校に関することばかりではないですが、豊福校区の連絡協議会が開催をされました。そこで、私が豊福小学校の校舎の建て替えについて再度一般質問をするということ把握していただくために、私は豊福小学校の中村校長先生、それから坂元議員からも御説明をいただきました。ほかにも参加者の方々から熱心な御意見、強い御要望もいただきました。区長の中には、今すぐ陳情に行こうかという区長もおいででございましたが、橋本代表区長の発議によりま

して、豊福校区連絡協議会として豊福小学校校舎建て替えに関する要望書を提出することを全会一致で可決をいたしました。溝見議長のお許しをいただきまして、机上配布をさせていただいております。

宇城市長、守田憲史様。宇城市教育長、平岡和徳様。宇城市立豊福小学校の校舎建て替えに関する要望書。

豊福小学校の校舎について、建て替えを要望します。本校の第2校舎は、昭和45年に建設をされており、52年過ぎようとしています。老朽化はすさまじく、雨漏り、壁の剥がれ、シロアリによる床崩れ等が激しいです。また、教室数・手洗い数の数・道具収納場所等の不足、狭い教室・廊下等、現在の学校生活状況に合わない教育環境の不備が目立ちます。

特に、第2校舎2階の雨漏りはひどく、少なくとも8年以上前から起きています。屋根には防水テープで幾重にも補修をしていますが全く解決されておらず、雨漏り、防水テープ補修、雨漏り、防水テープ補修を繰り返しています。

昨年度は、夏の大雨の際に1教室で50か所以上、至る所から雨漏りをし続けたことで床が傷んでしまい、張り替え工事を行っていただいたほどです。その間、子どもたちは教室として利用できなくなりました。

本年度も、第2校舎2階では、雨が降るたびに場所を変えながら、どこからか雨漏りをしています。本年度は4年2組の教室でよく起きています。子どもたちは雨漏りの場所を避けるように机を動かし、バケツを4、5か所に置いた中で学習をしています。長年、雨漏りを繰り返しているところから、天井裏が腐っているのではないかと心配をしております。

少しでも早く、子どもたちの教育環境を整えていただき、子どもたちも教職員も安心して学校生活を送れるよう、豊福小学校校舎の早期の建て替えを要望いたします。

令和4年8月29日、豊福校区連絡協議会、代表区長橋本孝博、竹崎区長松本成矢、豊福区長野田知宏、島区長中嶋裕一郎、本村区長林田博、両仲間区長上野和範、消防団12分団長豊田誠吾、豊福商工振興会稲村昌三、食生活改善推進員上野光子、島田梅子、交通安全協会豊福支部支部長前田典洋、松橋老人会長清田猛、農地利用適正化推進委員村田彰、豊福校区体育会会長七田裕文、宇城市議会議員坂元大介、豊福小学校校長中村道恵、宇城市議会議員豊田紀代美。以上でございます。

豊福小学校の建て替えに関する要望書に対してのお考えをお聞きいたします。

○教育部長（豊住 章君） 宇城市の学校施設については、昭和40年代から50年代にかけて、急激な人口増加に伴う児童生徒数の増加に合わせて集中的に整備が行わ

れてきた背景から、多くの施設で老朽化や機能低下が進行している状況であります。

御質問の豊福小学校においては、市内小中学校の中でも老朽化が進行しており、各種不具合が増加している状況です。特に雨漏りについては、複数の箇所が発生し、最適な学校運営が難しい状況であるため、保護者や先生、地域の皆様には、大変な不安と御心配をおかけしております。

しかしながら、現在本市では3校の建て替えを同時に実施しているため、豊福小学校等の建て替えについては、その3校の進捗状況を見定めた上で判断したいと考えていますので、これらの事業進捗を早めるよう、全力で取り組んでいくとともに、老朽化による不具合については都度応急対応を実施し、施設の延命化に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○20番（豊田紀代美君） 教育部長のお立場では、そこまでの御答弁が精一杯なのでしょう。劣悪な教育環境の中で育った豊福小学校の子どもたちの中には、大雨のときは教室や廊下で雨漏りがひどかったから、傘をさして授業をしないといけないような状態だったねと、笑顔で話してくれる力強い母校の児童もあるかもしれません。同じ宇城市立の小学校の児童と教職員でありながら、明るく広々とした安心・安全な校舎で学校生活を送れる児童と教職員、一方、雨を心配しながら狭い換気扇もないような教室で、豊福小学校の児童、教職員は、日常のストレスが積み重ならないように祈るのみなのでしょうか。是非、所管の三角総務文教常任委員長、委員の皆様、豊福小学校の視察そして調査をしていただきたいとよろしくお願いを申し上げます。

小さな3点目、建て替えにおける財源、補助金について、これまで建て替えられた学校の財源の内訳と、豊福小学校を建て替えられた場合の財源についてお尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 合併後、数校の建て替えを実施しておりますが、その財源としては、国の補助金である公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金を活用しており、補助対象外経費については、充当率や交付税措置で有利な合併特例債を活用しております。

豊福小学校の校舎及び体育館の建て替えに伴う国庫補助については、学校施設環境改善交付金の活用が見込まれます。なお、その負担割合は、対象校の規模により、法令で定める配分面積に配分単価を乗じた額の3分の1が交付されるものとなっています。

補助対象外経費につきましては、合併特例債の期限が切れることから、本市にとって最も有利な地方債を充当することになります。

また、国庫補助の事業メニューについては、事業着手時において、学校施設にお

ける建物の構造耐力、経年による耐力・機能の低下、立地条件による影響の3項目を総合的に調査及び評価した耐力度調査の結果により、改築または改修を決定することとなっています。

なお、耐力度調査で危険と判断された場合は、危険改築事業として国補助事業として採択されやすく、近年は補助単価や補助面積の見直しも行われ、補助額も増加傾向にある状況であります。

○20番（豊田紀代美君） 豊福小学校の校舎及び体育館の建て替えに伴う国庫補助金について、学校施設環境改善交付金の活用をしながら、補助金対象外経費については合併特例債が切れることを鑑み、本市にとって最も有利な地方債を採用していただくこと、さらには耐力度調査で危険と判断された場合は、危険改築事業として国庫補助金が採択されやすく、近年は補助単位や補助面積の見直しも行われて、補助額も増加傾向にあるとの教育部長の御答弁に対し、心強く明るい兆しがやっと見えたような気がいたしております。豊福小学校の校舎建て替えに関する計画において、大よその実施計画の時期あるいは工事着工の時期などがお示しいただければ、何か、何となく希望が出てきて辛抱もできるかと思いますが、教育長、市長のお考えをお示しいただきたいと思っております。

○教育長（平岡和徳君） これまでの答弁にありましたとおり、豊福小学校は老朽化が著しく、様々な不具合が生じている、そして最適な学校運営が難しい状況であるということは、議員が申された内容と合わせて私自身も認識しているところです。

当然、学校は私たちが中心になりながら、子どもたちが1日の大半を過ごす学びの場であり生活の場でありますので、その学校施設は、児童生徒にとって安心で安全な施設でなければならないと思っております。

しかしながら、これまで教育部長が答弁しましたとおり、学校の改修・建て替えにつきましても、計画的に行っていく必要があります。

まずは、現在建て替えを行っている3校の建設に集中いたしまして、滞りなく完了させたいと思っておりますし、これら事業進捗を早めるよう全力で取り組んでまいりたいということはもちろんですけれども、そういった中で、当面はそれぞれの学校と教育委員会が連携を密にしまして、不具合に対し継続した応急的な対応を行い、施設の延命化を図っていく必要があると考えております。

○市長（守田憲史君） 豊福小学校で老朽化による各種不具合が発生していることは、十分認識しております。しかしながら、先ほど教育部長、教育長が答弁しましたとおり、豊福小学校の建て替えについては、多額の費用を要し、計画的に行っていく必要がありますので、現在建設中の3校の進捗状況を見定めた上で判断したいと考えております。

まずは、その3校の建設に、今後は特に松橋中学校に集中させていただきたいと思えます。

○20番（豊田紀代美君） 是非4校目の集中に、豊福小学校の校舎建て替えを上げていただきたいというふうに思えます。令和4年第1回定例会の一般質問で、豊福小学校の校舎の建て替えを強く訴えをして、今回も再度、劣悪な教育環境をモニターで見ていただき、また地域、学校、PTA、その他各種団体の要望書の御紹介もいたしました。しかし、何も変化もないということを確認いたしました。教室内でバケツの準備をして、今日も雨を避けながら授業を受けている児童、今後雨の予報があったら、是非備品購入で結構ですので傘でも用意してやってください。透明の傘がいいと思えます、黒板が見えるように。是非御検討いただきたいと思えます。

大きな2点目、給食費の無料化について、小さな1点目、これまで給食費の無料化について複数回一般質問をしてまいりました。そこで、給食費の無料化について実施時期や実施範囲について、また無料化に伴う恒久的・継続的な財源確保に向けた取組状況についてお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 給食費の無料化を実現するためには、毎年多額の財源が必要となります。実施にあたっては、子育て支援の充実及び定住促進を図るためにも恒久的に実施していかなければならない重要な施策であり、決して一過性のものであってはならないと考えております。

一方で、三角・小川地区の自校方式で運営している単独調理場については、国が定める学校給食衛生管理基準を満たしていないことから、宇城市総合計画や宇城市学校施設等長寿命化計画等により、三角・小川地区の単独調理場を学校給食センターへ統合することを検討する旨が明記されているところです。

今後の将来的な人口減少と効率的な行財政運営の観点から、最新の衛生基準を遵守している施設を効率的に活用することで、安全・安心の給食提供につながると思えますし、学校間でばらつきのある給食費や献立を統一し、公平性を確保することも期待できます。

具体的な内容や実施時期については、関係各所との協議もあり、今後実施に向けて検討してまいります。

○20番（豊田紀代美君） 給食費の無料化は、子育て支援の充実や定住促進、また長引くコロナの影響で農家の経営も厳しく、企業の倒産や廃業、非正規雇用やパートあるいはひとり親家庭の収入減で、非常に市民生活が厳しい状況下にあります。給食費の無料化は重要な施策であり、決して一過性のものでなく恒久的そして継続的な財源が必要です。また、現在自校方式の単独調理場では、学校給食衛生管理基準

を満たしていないとの御報告もありました。学校でばらつきのある給食費や献立の統一についても、公平性の担保が必要ではないかと考えております。給食費無料化の財源確保について、市長のお考えをお示しいただきたいと思っております。

○市長（守田憲史君） 単独調理場を学校給食センターへ統合することを検討する理由としては、教育部長がお答えしましたとおり、安全・安心の給食提供や効率的な行財政運営だと考えております。

また、統合することにより、削減したコストは給食費無料化への恒久的・継続的な財源として期待しているところであり、無料化を実現するために必要であると考えています。財源の確保なくして、給食の無料化は現実的にはできません。給食のセンター統合が遅れば、無料化も遅れます。

○20番（豊田紀代美君） 単独の調理場を給食センターに統合することで、財源の確保可能な金額について、さらには統合することで三角地区の輸送路について心配の声が上がっていることも私も聞き及んでおります。2点について教育部長に答弁を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 現時点では、年間9,000万円程度と試算しております。

また、単独調理場の統合により、特に三角地区における災害時等の輸送路について心配の声も寄せられているところですが、配送ルートとなる国道266号については、熊本県地域防災計画により緊急輸送を確保するための道路として指定されており、通常の道路水準に加え、耐震性が確保された構造となっており、災害時に通行の支障になる可能性のある電柱等の占用の制限も設けられています。そのため、万が一の災害時においても、給食の提供における影響は最小限にとどまるものと想定しております。

こうしたことを踏まえ、無料化の実施及び単独調理場の給食センター統合と併せて、給食費の公会計化を実施することで、児童生徒にとって、より一層の安全・安心で効率的な学校給食運営を図っていききたいと考えています。

○20番（豊田紀代美君） これまで数年にわたって、複数の議員が党派を超えて給食費の無料化の実現に向けての一般質問をしております。本日、市長と教育部長に御答弁をいただきましたが、一日も早い給食費の無料化の実施ができるような体制づくり、さらには宇城市立の児童生徒にとって、安全・安心で効率的な学校給食運営が図られるように、強く、強く要望をいたしておきます。

大きな3点目、美術館について、小さな1点目、不知火美術館・図書館のリニューアルオープンについて、私も多いときには週に3回ぐらい足を運ばせていただいております。常ににぎわっております、特に児童生徒、大学生が多くて、一生懸命、熱心に勉強をされている様子に、これは宇城市の学力は必ずや上がるんだとい

うふうに確信をいたしております。入場者数の伸びについては、指定管理者の努力もうかがえます。

まず、前回質問した美術館の収蔵庫の不足について、進捗状況についてお尋ねをいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 美術館・図書館は、4月3日リニューアルオープン以来、7月末時点で約19万人の入場者があり、昨年4月から7月の入館者が13,000人でしたので、約1.5倍の入館者となっています。また、美術館の入館者は7月末で約12,200人であり、昨年4月から7月までの入館者数約4,000人と比較しましても約3倍になります。

一方で、収蔵庫についてはいっぱい状況にあり、少しずつ収蔵品の整理を行っている状況です。今回、不知火支所の1階西側のスペースを整理し、仮の収蔵スペースを確保しました。

前回の議会で答弁したとおり、塔本シスコさんの作品については、できるだけたくさん作品を収蔵できるように努力しているところです。

○**20番（豊田紀代美君）** 先般の塔本シスコさんの作品を収蔵するために、不知火支所の一部を改修するのに、守田市長が1億円掛かると御答弁されておりました。そこで、他の自治体の収蔵庫を含む博物館で、社会資本整備総合交付金などの補助金を利用した整備で実現をしている事例を探しました。執行部には事前に資料をお渡ししておりました。モニターをご覧ください。

大分県の中津市にある歴史博物館ですが、約2,700平米、総工費が13億6,200万円で、合併特例債が6億円それから今申し上げました社会資本整備総合交付金が6億円、それから一般財源が6,600万円、何と1億円を切る6,600万円で13億6,200万円の博物館を建てているということを申し上げたかった。そういうことで、3階建てで非常にいい博物館でございまして、本市でもそういう補助金を活用して、何とかしてその収蔵庫の確保が実現できないものか。そしてまたとん挫している県立博物館も踏まえて、松橋駅に直轄の施設として文化関係の会議室やコンファレンス機能を持たせたホテル等を誘致をされて、加えて県内自治体の収蔵庫はどれも足りないです、美術館も博物館も、それを総合して宇城市に不足を補う機能を持たせるミュージアムタウンを目指してはどうかというふうに思い、提案をいたしますけれども、事前に答弁書をいただいておりますので、私が言いたかったことは、要するに、市長がその収蔵庫に1億円掛かるといふ財源に抵抗を感じておられましたので、この中津市の歴史博物館の紹介をさせていただきました。今後最低限必要な収蔵庫を確保として、各施設の空きスペースからと御答弁でしたので、50平米ないし60平米のスペースを確保していただくよ

うに、再度よろしく願いをいたしておきます。強く御要望させていただきます。

今回は、3点について一般質問をさせていただきました。1点目の豊福小学校の校舎建て替えにつきましては、モニターで御紹介をさせていただき、さらには要望書の中にもありますように、雨漏りが続く中、子どもたちはバケツを用意し、濡れないように机を移動して雨音を聞きながら授業を受けております。また、先生方は天井が落ちてこないか、はらはらしながら授業をされております。同じ宇城市立の小学校で学ぶ子どもたちです。少なくとも安全・安心が担保できるよう日々が送れるように、何とか一日も早く校舎の建て替えをしていただくように強く要望いたします。豊福小学校区の署名活動もする覚悟でおります。総務文教常任委員会の三角委員長、総務文教常任委員会の皆さん、是非調査をしてください。よろしく願いします。また議会選出の入江監査委員におかれましても、直近の監査で豊福小学校の調査をしていただくようお願いをし、資料を差し上げることになっております。さらには、豊福小学校のPTAの副会長、それから総務文教常任委員会の副委員長をされている坂元大介議員に、明日の一般質問にバトンをつないでいただきたいと思っております。

2点目の給食費の無料化については、課題解決のために説明責任を果たされ、学校給食管理基準を満たすことは必須です。さらには、学校間でばらつきのある給食費や献立の統一についても、公平性の担保が必要だと思っております。一日も早く、給食費の無料化の実現のために、給食センターの統合一本化の体制づくりに邁進していただくよう、強く要望しておきます。

3点目の美術館の収蔵庫につきましては、少なくとも50平米ないし60平米の収蔵庫のスペースを確保していただきたい。宇城市の次世代を担う子どもや孫、その後もそれ以降も、九州ナンバーワンのアートシーンを盛り上げる宇城市不知火美術館を目指して努力していただくように強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（溝見友一君） これで、豊田紀代美君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時25分

再開 午前11時35分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番、田中美君君の発言を許します。

○6番（田中美君君） 皆さん、こんにちは。議席番号6番、会派志成会、田中美君と

申します。今年で58歳になります。昭和39年、東京オリンピック開催の年に中国上海市で生まれ、平成5年、不知火町に嫁いで、中国と日本共に29年の歳月を過ごしました。周囲の皆さんのおかげでこの地で汗をかき、様々なことを体験し、これまで一步一步前に進んでまいりました。本日、初の議会質問で緊張感と使命感に溢れ、この場に立っていることが何か運命のようなものを感じます。更なる宇城市の知名度の向上及び宇城市の友好と発展、皆さんの幸せを目指し、次世代を担う子どもたちが目まぐるしいこの時代に対応できる多様性に富んで環境を整えることを、皆さんと真摯に議論し実現できたら幸いです。また、女性参画や多文化コミュニティ、防災、教育、福祉などを検証し、問題解決に導けるよう一生懸命取り組んでまいります。

それでは、質問に移らせていただきます。議長にお許しを得ましたので、本日は2項目につきまして質問させていただきます。1つ目は、宇城市のイベントについてお尋ねいたします。新型コロナウイルス感染症が世界中に流行して3年が経過しました。その収束に行き先あたらない中、各地域の祭り、イベントは開催に向けて準備を進められる途中に、熊本県からB.A.5対策強化宣言が発令され、みすみ港まつり以外は余儀なく中止や延期となりました。私は、不知火・海の火まつり実行委員会の一員に参加いたしますが、いろいろなことを考えさせられました。貴重な経験となります。平成17年1月15日に、三角町、不知火町、松橋町、小川町、豊野町の5町が合併、宇城市が誕生。令和6年度には20周年を迎えようとしています。市民の意識は宇城市というより、まだ旧町で図られることが多い、旧町間の相互交流も少ないようです。もっと宇城市を元気にして市を1つにするためには、今まで各地域ごとに行われてきた祭り、イベントは一本化すべきではないかと考える次第です。時代の変化に伴い、20年という節目にイベントのやり方や開催目的、運営状況などを再確認・分析を行い、新たなプランを発動するいいチャンスと確信しております。今後、観光と結び付けるなど市の活性化を図ることで、もっと多彩で魅力ある宇城市へ、市はどうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 本市合併以降も、旧町で開催していました祭りやイベントは、規模はそのままに継続してまいりました。

夏祭りを例に挙げますと、三角町はみすみ港まつり、不知火町は不知火・海の火まつり、ほか3町もそれぞれふるさと祭りを、市と関係団体で組織します実行委員会方式で毎年実施しています。

祭りは、懐かしい人との再会など感慨深いものでもございますし、身近で慣れ親しんだ市民の皆様のお楽しみの1つでもあります。ただ、全ての祭りが、文化や伝統と密接に関わっているわけではありません。ステージイベントと花火をセットで行

う類似した内容での実施に至っているものであります。

本市と同時期に合併しました県内他市では、上天草市や合志市のように、類似した内容の見直しを行い、統合に至ったところもあれば、阿蘇市や天草市のように本市同様そのまま継続しているところもあり、予算を統合して規模拡大に向かうのか、単に類似を削減するのか、それぞれの自治体の考え方は様々であります。

一方で、観光物産振興におけるイベント等の開催は、本市へ足を運んでいただくきっかけをつくり、地域産品の購買や体験などによる経済活性化につながっている現状を考えると、あえて一本化ではなく、多くそのきっかけを残すことで、本市への観光誘客に寄与するものであると認識しています。

現在の祭りやイベントの在り方については、これからもいろいろな角度から調査研究を重ね、合併20周年に向けて、本市の活性化につながる観光戦略についての方向性を示していきたいと考えています。

○市長（守田憲史君） 5つの旧町単位で開催されている夏祭り、秋祭り等でございますが、この件につきまして、田中議員のイベントの一本化の御提案と理解しております。この件に関しましては、まずはこの市議会で議論をいただきたい、議会での議論を執行部としては待ちたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○6番（田中美君） さっき市長も答弁の中に、今一本化のことを述べていますよね。だから私が提起した一本化には、類似イベントを分析・統合し、旧町従来のまま変化なしですることが、宇城市総合計画可能性への追求プロジェクトとの違和感は感じます。だから、さっき市長がまずは議会でちょっとお話をすることは、すごく私もそう思います。ただ、さっきの答弁の中で同じ時期に合併、統合した合志市は、住みよさランキング2022年、子育て世代による全国1位、九州・沖縄ブロックでは2位に輝きました。九州の中心地宇城市は、熊本県でランキングが上位にあるとは言えません。20周年という記念行事を機に、宇城市を1つ、コロナ禍で疲弊した経済、市民に希望の光を与え、日本一不知火の夜空にきらめく、例えば1万発の花火をしたらいかがでしょうか。今度議会でも議論をしていきます。

続いて2番目、宇城市乗合タクシーについて質問をいたします。宇城市は5町で構成されており、人口減少や高齢化が進んでいる中、交通が不便な地域、自動車を運転しない高齢者などの交通弱者に対して、日常生活の維持に向けた買い物、病院、金融機関などへの移動を支援する必要がある。現在、宇城市では予約制で4地区において乗合タクシーの運行が行われています。5町で均等な行政サービスをしてほしいという市民の声を聞きました。

そこで、市長にお尋ねいたします。現在、4地域の運営状況及び交通弱者に対し

て、利用地域を宇城市全地区に拡大を支援できないでしょうか。

○市長政策部長（元田智士君） 乗合タクシーの導入については、宇城市地域公共交通網形成計画に基づき、地域の交通空白地の解消を図ることを目的に、各地域から公共施設や商業施設、医療施設、その他施設が立地する最寄りの中心部まで運行する形態となっております。

利用の際は事前予約制となっており、市内タクシー事業者3社により運行しております。利用料金は一人当たり200円から400円と安価に設定しているところですが、実際の運行経費のおおむね7割から8割は、市が補助及び委託している状況でございます。

本市におきましては、路線バスでカバーできない駅及びバス停から500メートル以上の地域を交通空白地として位置付けており、地域住民の移動手段を確保することが目的でございます。議員の御質問のとおり、現在、路線バスの廃止に伴う導入地区が、平成20年度から開始した小川町の海東方面、平成22年度に三角町の戸馳地区、路線バスとは関係なく交通空白地対策として、平成24年度に導入した不知火町の長崎地区、小川町小野部田地区の合計4地区で運行を行っているところです。

利用状況としましては、令和3年度の実績として、海東方面が運行日数261日、延べ利用者数1,291人。戸馳地区が運行日数262日、延べ利用者数2,008人、長崎地区が運行日数38日、延べ利用者数137人、小野部田地区が運行日数71日、延べ利用者数177人で、4地区合計で利用者数3,613人といった状況です。

現在、ほかにも5町全てにわたる市内26行政区、人口で約4,200人余が交通空白地に該当しているところですが、当時の導入の経緯としましては、平成23年度に5町の行政区には説明会を実施しております。希望された地区が、長崎地区と小野部田地区のみだったことでスタートした次第でございます。

今後、この交通空白地を解消していくのが課題でもありますが、導入に向けては次の5点を検討基準として定めております。

まず1点目に、先ほど申し上げました駅やバス停から500メートル以上離れた地域であること。また、バス路線の廃止が見込まれること。2点目として、運営に関する地区組織があり、需要予測と運行に関して地区の合意がなされていること。3点目に、地区の構成員に導入を検討する行政区の区長が含まれること。4点目、6か月以上の試行運行期間を設けること。最後に、運行経費に対する運賃収入が30%に満たない場合、その差額を地区組織で支払う必要があります。

よって先ほど申しました利用料金は、実際の運行費用の1.5割から2割程度に

なりますので、常時1人しか乗車しない場合には、地区で負担金が生じることになります。

以上の導入基準を満たすことが必要になりますが、加えて運行の継続性を担保するためには、常に乗車人員を一定程度確保する必要があることから、地区のニーズを踏まえた上で拡大に向けて検討していきたいと考えています。

○6番（田中美君） 現在、4地区の利用実績を見ると、順調、好評という印象を受けました。まだ宇城市乗合タクシー導入の流れ、取組に対して、現在の26行政区を交通空白地として指定された。その説明会、検討基準が、人口減少が激しい地域の交通弱者に余りにも厳しい条件となっています。加えて、年々増えるお年寄りの免許自主返納もあり、地域のニーズと合っていないのではないかと感じております。最近、多くの自治体は、過疎地域だけではなく市街地の交通不便地域にも導入拡大されています。是非、市の交通インフラは手厚い工夫をして、利便性かつ効率的で均等な移動サービスを全地域に展開していただくことを願い、私の一般質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、田中美君君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----
休憩 午前 11時54分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番、原田祐作君の発言を許します。

○8番（原田祐作君） 皆様こんにちは。議席番号8番、会派宇城市民の会、原田です。まず冒頭に今回通告しておりました質問、大きな3番目と4番目の質問の順番を逆に4番目を先に、定住促進についてを先に、そして企業誘致についてを後に順番を変更させていただきたいと思えます。申し訳ございませんが御了承よろしく願いいたします。

8月10日だったと思いますが、ちょっと正確でなかったら申し訳ないのですが、宇城市内の小中学校のPTA会長、副会長宛てに、給食費無償化に向けた説明会、意見交換会というものが開催をされました。その中で、私も小川中学校のPTA会長をやっておりますので出席をしたんですけども、無償化について来年度からやりたいと、またそれに向けては財源の確保も必要となってくるので、センター方式に移行をしたいというような御説明がなされたというふうに私は理解をしましたし、また同席した役員さんたちも、ほとんどがそのような了承というか理解

をしたのではないかと、このように考えております。非常に当日は大きな驚きと喜びでした。午前中の豊田議員の質問でもありましたが、会派を超えて様々な議員たちがこのことについて質問し、ただ、やはり財源という非常に大きな壁、これがやはり壁となってなかなか実現に向かわないと、それが一歩か二歩進んだようなそんな気持ちで非常に嬉しかった、このように考えております

そこで、今回私、その財源についてのことをもう一回しっかり考えていこうということで、今回の質問通告をいたしました。ただ、残念なことに先ほどの豊田議員の一般質問の中で、私が先日意見交換会で受けた印象とはまたちょっと違った雰囲気を受けてしまいましたので、このことについてはまた改めて議論する場もあるのかなと思っておりますので、今回は通告をいたしましたとおり、財源についての話で進めていきたいと思えます。

まず大きな1番目、今回給食費の無料化、また子ども医療費の対象年齢の拡大、給食費の無料化についての議案はありませんが、このような議論がなされます。いずれにしても宇城市の財源を必要とするこのような施策です。では、この限りある予算、財源をどのように確保し、運営していくのか。このことについて、まず最初にお聞きしたいというふうに思います。

○総務部長（天川竜治君） 本市においては、第2次宇城市総合計画を柱に、行政改革大綱に続く現在の市役所改革プランや、まち・ひと・しごと創生総合戦略、公共施設等総合管理計画などに沿って、様々な行財政改革に取り組んでおり、引き続き、持続可能な市政運営に向けて、安定した財政基盤の維持に努めていくところでございます。

このような中で、今後、給食費の無料化や子ども医療扶助の拡充をはじめ、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増嵩、老朽化した公共施設やインフラの改修整備、国営緊急農地再編整備事業などの大型事業に、今後も多くの事業費予算が必要になると予想されます。

限られた財源を最大限に有効活用することを基本に、各施策の優先順位の洗い出しや、実行に向けた事務事業の効率的かつ効果的な推進に努め、徹底した無駄の排除を行い、歳出経費の抑制に取り組むことも必要でございます。

財源確保の施策については、このような歳出経費の抑制のほか、歳入面における収入増加も重要な施策となり、財源確保の施策の1つに、自主財源の収入確保が考えられます。主な収入としまして、市税をはじめ、使用料、手数料、財産収入、寄附金、諸収入などが挙げられます。

財源確保の取組として、まず、市税においては、課税漏れ等がないよう、適正な課税処理が必要であり、併せてそれに対する徴収率の向上を図ることが重要だと考

えます。

本市では、平成20年度、平成21年度に熊本県との併任徴収による徴収強化対策に取り組み、その後も引き続き徴収率の向上に努めており、また延滞金収入額も累計で5億円を超えているところでございます。そのほかに、事業所の増加や人口の流入などに伴う税収確保も重要であると考えます。また、使用料や手数料については、受益者負担の原則に沿って、適正な料金設定に努める必要があります。

それから、財産収入においては、未利用の土地建物の貸付けや売払いを積極的に行うとともに、基金の運用についても、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとありますので、定期預金や国債購入などを適切な時期、条件を見極めながら運用管理しております。これまでの国債の運用実績としましては、国債保有の利子収入が累計で1億1,300万円、売却益収入が3億円を超えております。

最後に、寄附金については、一般的な寄附のほか、御存じのとおり、ふるさと納税や制度改正された企業版ふるさと納税の制度がありますので、本市といたしましても寄附金額の増加に向けた取組に注力していくところでございます。

また、自主財源以外の収入についても、事務事業経費の財源として、国県からの補助金等を可能な限り活用することも重要であり、普通交付税の算定においては、人口を基礎数値とする項目がありますので、税収増加と同様に人口の維持、増加に向けた取組は重要な施策だと考えております。

○8番（原田祐作君） 今、様々御説明をいただきました。一番最初に歳出の徹底的な効率化、見直しと、このことについては私たち議員も議会を通して、予算・決算の審議についてしっかりと汗を流していかなければいけない、指摘をしていかなければ、議論を重ねなければならないとこのように考えております。そのほか、やはり削減とか節約ばかりの話をしている、なかなか明るい未来というのは見えてきませんので、やはりどのようにして収入を増やすかと、こういったところに今回はポイントを絞って進めていきたいと思えます。やはり、人を増やさなければならない、そのためにはこの宇城市の魅力を発信しなければならない、そういった意味では、このふるさと応援寄附金というのは、返礼品を通して宇城市の魅力を発信することにもつながりますし、またそれに対して寄附金も集まると、非常に大きな有効な制度であると思えます。また、給食費の無料化の財源の1つとしても、これは大きな柱になっていると、このように考えております。

そこで、2番目に移ります。ふるさと納税についての質問に移ってまいります。まずは、近年の運用状況について御説明をお願いします。

○市長政策部長（元田智士君） 本市のふるさと応援寄附金は、熊本地震があった平成28年度から急増しまして、前年の平成27年度939万円から約1億3,000

万円と、約1.3倍に増加いたしました。それ以降、平成29年度が約3億800万円、平成30年度が約3億1,000万円、令和元年度が約5億1,900万円、令和2年度が約5億8,700万円と順調に伸びていましたが、昨年度は約4億9,400万円と初めて減少いたしました。

また、寄附を集める際の経費は50%程度必要になります。この内訳を返礼品基準が厳格になった令和2年度以降の制度で説明いたしますと、返礼品の調達が30%、送料が約10%、楽天などポータルサイト等の利用料、決済手数料及び中間事業者への委託料が約10%となっております。

これに加えて、寄附を集める以外の経費が必要になります。これは、寄附後の寄附受領証明書の発行や、ワンストップ特例申請の入力等の事務委託料で6%ほどかかっています。それらを合わせますと全体の経費としては、約56%の経費が必要になります。

さらに、そこから宇城市民が他自治体にふるさと納税をしたことによる市民税減収分を差し引き、最終的に基金に積み立てられる金額は令和3年度分につきましては、寄附額総額の約37%となりました。

なお、令和4年8月末現在では、基金残高は約5億3,700万円となっております。

○8番（原田祐作君） 今、各年度の寄附金額について御説明をいただきました。そこで、再質問をさせていただきます。まず1点目は、平成30年度から令和元年度にかけて大きく増額をしております。この増額した要因を1点目。2つ目に、今度は令和2年度から令和3年度にかけては大きく減少をしていると、この要因は何なのか。また、今、令和3年度ベースで御説明をいただきましたが、他市への流出分ですね、これは非常に大きいような感じを受けました。不確かなことなのでここでは申し上げませんが、以前、いずれかこの議会において議論をしたときに、そんなに大きな額ではなかったような気がするのですが、私の計算が間違っていたら訂正していただきたいのですが、今の説明によると、令和3年度はおよそ19%程度流出したというような説明になるのかなと、金額にすると9,000万円ぐらいになるのかなというふうに私は理解をしておりますが、なぜこのような大きな額が流出したということになっているのかの3点について、御説明を願いたいと思います。

○市長政策部長（元田智士君） まず、ふるさと応援寄附金については、全国の自治体が力を入れて取り組んでいるものであり、外的要因に大きく左右されるものであります。それを踏まえて、平成30年度から令和元年度に大きく増加した要因は2つと考えております。

1つ目は、委託事業者を現在も契約している事業者へ変更したことです。これに

より、楽天のサイトを経由した寄附額が約6,600万円から約1億8,900万円に増加しました。2つ目が、黒毛和牛の切り落としの返礼品が一時期ポータルサイトのランキングに入りました。その商品で約7,000万円の寄附を集めたことが要因と分析しております。

令和2年度から令和3年度に減少した要因は、国の基準が厳格化された経費を50%以内に抑える必要がありますが、送料が圧迫し50%の経費を超えるおそれがあったため、寄附額に対する返礼品の単価を抑えたことによるものと分析しております。返礼品の単価を抑えたことにより、他自治体の同じ寄附額の商品と比較すると見劣りし、寄附につながらなかったと推測されます。

送料が圧迫する要因は、本市の主力商品である生鮮食品はクール便で送ること。寄附者の多くが関東、関西圏と遠方のため送料に大きく経費が掛かります。

それから、2、3年前に市税減収が1,000万円程度あったとのことですが、平成30年が1,540万5,000円、平成31年が1,642万9,000円、令和2年が2,346万9,000円、令和3年3,422万円ということで、市税の減収分のことではないかと思われま

○8番（原田祐作君） ちょっと私の認識がずれていたところもあったと思うので、そこは新たに認識をさせていただきました。それでは、今やはり寄附額が増減する大きな1つの要因として返礼品、これが非常にポイントがあるというようなことを認識されているようですが、それでは、その返礼品についてどのような取扱いをされているのかお尋ねいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 返礼品としまして、市の人気のある返礼品を御紹介したいと思います。昨年度の納税額ベースで金額順に上位5つを申し上げますと、とらふぐ鍋セットが1,827万円、焼き鳥セットが1,320万円、不知火7キログラムが1,310万円、あか牛450グラムが1,046万円、不知火5キログラムが1,040万円と肉やフルーツが人気の返礼品となっています。上位5つ合わせますと6,543万円で、全体の約13%のシェアがございます。

県内で寄附額が多い自治体の高森町、御船町、益城町などを見ると、1つの返礼品で数億円、全体の3割近くを占めている柱の商品があります。それらと比較すると宇城市は柱となる商品がないため、寄附が伸び悩んでいるものと分析しております。

また、宇城市ならではの返礼品としましては、熊本城天守閣の鬼瓦を製作している藤本鬼瓦さんのミニ鯨（しゃちほこ）や清香園さんのいぐさ製品などは、県の伝統工芸品にも指定されており、他の自治体には真似ができない返礼品だと認識しております。ほかの特徴的なものだと三角町を中心に活動している農家ハンターのジ

ビエ商品や、不知火の柑橘果汁を使ったクラフトビールなどがございます。

○8番（原田祐作君） やはりなるべく地域の商品をアピールできるように、思考を凝らして汗をかかれて選定をされているのかなと、このように理解をし、そこについてはより継続して頑張っていたきたいというふうに思っておりますが、ただ、今答弁の中でも触れましたとおり、やはり多くの寄附額を集める自治体は、それなりに柱となる主力商品を持っていると。現在、宇城市のトップ5、今御説明をいただきましたが、やはり皆さん平均点というかですね、スター選手が不在ではないかなと、こういう感じは否めないのかなというふうに思います。そこで、非常に大きな寄附額を集める自治体もありますが、そういったところはその主力商品を持っていると今御説明がありましたけれども、そういったふうに大きな寄附額を集める自治体と、この本市のなかなかスター選手となるべき返礼品が発掘できないという現状、この差はどのようなところにあるのかは分析をされているのかお尋ねをいたします。

○市長政策部長（元田智士君） ランキングに入るような人気の商品がありますと、その自治体のポータルサイトへの閲覧者が増えます。他の返礼品への購買にもつながっていくという傾向があります。これはショッピングサイトで実績がある楽天の担当者との勉強会、それから全国でも1、2位の寄附額を集めている宮崎県都城市での先進地研修で学んだことでございます。本市でもその好循環を生み、かつ稼ぎ頭を持つことが寄附額の増加につながるというふうに分析しています。

○8番（原田祐作君） 是非とも柱となる主力商品を開発していただいて、それを大きな呼び水としてほかの返礼品もより購入していただくというようなところにつながっていけばなというふうに考えるところです。もっと具体的に、本来であればどのような取組があるのかなというところをお聞きしたいところでありますが、また次の機会にそれは移っていきたいというふうに思います。

それでは（3）なのですが、今後の見通しというところで、今まではふるさと応援寄附金、ふるさと納税はやはり右肩上がり伸びていくと、伸ばそうというようなお考えの下、今までやられてきたと思います。ところが現状、それとはそのように沿わないような形になっていると。では、今後このふるさと応援寄附金、いろんな施策を打つ上で非常に貴重な財源となります。今後どのようにやっていこうとお考えなのか、そこについてお聞きしたいと思います。

○市長政策部長（元田智士君） ふるさと応援寄附金は、自治体の努力で収入を短期間、かつ飛躍的な増加が期待できる数少ない施策の1つと認識をしております。先ほど答弁しましたとおり、昨年度初めて寄附額が9,000万円ほど減少いたしました。今年度は、新たにふるさと創生係を創設し取組の強化を図っております。

具体的には、返礼品を受け付けるインターネット上のポータルサイトを今までの

5つから8つに増加しました。返礼品の数についても、約500品から1.5倍増を目標に、各事業者様へ訪問を行い返礼品の開拓に努めています。

また、柱となる商品につきましても、人気がある馬肉、赤牛、黒毛和牛、米などの商品を充実、プロのシェフ等が監修した加工食品などの企画をはじめ、楽天の担当者を講師に招き、事業者の皆様へ売れる商品づくりの勉強会を開催するなど、様々な取組を行い返礼品の充実を図っています。

それらのPRとして、テレビ取材への働き掛けや連携協定を締結している日本航空さん協力の下、羽田空港での出展、東京有楽町駅前でのふるさと納税マルシェの出展などを計画しております。

○8番（原田祐作君） いろいろと先ほどの答弁からも感じておりますが、やはり御尽力はされているというふうに思います。やはりこれは、宇城市の魅力を発信することにもつながりますので、執行部の皆さんだけにお任せするのではなくて、私たち議員もやはりこの宇城市のため、市民の皆様のためというふうに訴えて選挙を当選させていただいてここに立っておりますので、やはり私たちも独自で考え、しっかりと取り組んでいかなければならないと私自身このように思います。ただ、先ほどから商品のラインナップも聞いて、私も実際サイトを見たのですが、やはり宇城市独自の商品というのがなかなか見当たらないということに、ちょっとさみしく思います。先ほどのトップ5の中でも、宇城市でつくったものというのは不知火だけですかね、あとは熊本県の特産とか九州特産の焼き鳥とか、そういったものであったというふうに思います。もっとやはり私たち議員も努力をしなければなりません、宇城市独自の商品、これこそ宇城市のものだと、これが宇城市の良さをアピールすると、そんな返礼品をもっと開発したいと、そのために私たちも、常にアンテナを張って情報収集をしていかなければならないというふうに思います。例えば小川町にはショウガがあります。非常にほかの作物と比較して売上げはいいと話を聞きます。ただ、畑が形がいびつでなかなか新規就農の人たちが入りづらいという話も聞きます。そしてまた三角には、サトウキビを昔からつくっていたという地域もあります。先日その地域の高齢の方とお話をすると、「昔はこの辺はサトウキビばかりでね、牛で引かせてサトウキビを絞っていたんだよ」と、このような話を聞きます。やはりこういったところも、地域でそれぞれ有機農法であるとか持続型の農業をやられて、こういう特産品をつくられている方もいらっしゃる。では、こういった特産品を今の持続可能な社会、SDGsの社会だからこういう産品はどうですかというようなアピールの仕方であるとか、またショウガとかだと機能性食品とかになるのではないかなと思います。こういった商品開発であるとか、いろいろとですね宇城市独自の商品をもっとアピールして、宇城市の良さを発信していかなければなら

ないと、そのためには私たちも精一杯努力をしていきたいというふうに思いますので、今後どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。先ほど通告申し上げましたが、4番目の質問を先にやらせていただきたいと思います。やはり、人を集め、この宇城市の中で生活をし活動してもらわなければ、なかなか収入は上がらないと、税収も上がらなければ先ほどの使用料とかもそうでしょう。では、この宇城市に人を呼ぶための施策、これをどのようにされているのか、定住人口促進のための施策についてというところで、まず1つ目、宇城市の人口変動について、近年の数字だけで結構ですので御説明をお願いいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 過去4年間の人口の推移につきましては、各年1月1日時点の数値になりますが、平成31年の人口が59,478人です。これは前年よりも、転入転出による社会増減により113人増え、出生死亡による自然増減により364人減ったことによるものです。令和2年の人口が58,941人、前年より社会減で137人、自然減で400人。令和3年の人口が58,351人、社会減151人、自然減439人。令和4年の人口が58,036人、社会増139人で、転出者を転入者が上回っております。これは新型コロナウイルス感染症の影響で、転出者が減少したことが要因と考えらしております。自然減は454人です。

全体的に人口は減少傾向にあり、平成31年以降、社会減となる転出超過の状態が続いていたものの、令和4年は社会増となる転入超過に転じております。引き続き転入超過が維持できるよう、努めていきたいと考えております。

○8番（原田祐作君） 今の御説明の中で、令和3年から令和4年にかけては、社会増となっていると、このことは非常に興味深いというふうに思いました。新型コロナウイルス感染症の影響であるというふうに分析をされておりますが、やはりその背景をもう少し具体的に分析して、今部長も言われたとおり、転入超過の状態をやはり維持していかなければならないと、このように考えます。では、その転入超過を維持する、また社会増とするために、まずは外へ出ていこうという人をなるべく市内にとどめると、こういったものが1つあるでしょう。これは、また次の機会に議論をするとして、今回は市外から人を呼び込むと、こっちの方に焦点を当てて議論を進めたいというふうに思いますが、市外から宇城市内に人が入ってくるためにはやはり住むところ、また仕事、様々な条件が必要になるというふうに考えます。当然魅力の発信、宇城市を知ってもらうということもその重要なポイントですが、その定住促進の施策について御説明をお願いいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 宇城市ではこれまでウキニズムをキーワードとして、様々なシティプロモーションを実施してきました。

人気ユーチューバーとのコラボレーションによる動画作成等、宇城市の認知度向上を図るとともに、今年度は、ウキニスムのホームページに空き家・空き地バンクの項目を加えました。

移住支援金や空き家改修等補助金、宇城市の地価等、移住・定住者が知りたい情報が一度に収集できるようホームページのリニューアルも行っております。

こうした取組の結果、空き家・空き地バンクの成約実績においても、宇城市外の居住者によるものは、令和元年度3件、令和2年度4件、令和3年度8件と増加傾向にあります。

また、熊本県主催の東京・大阪・福岡で開催される移住相談会に計5回参加する予定としており、6月に東京で開催された相談会に来場された方のうち2組、計3人が宇城市への移住を予定されております。

今後は、移住相談会への参加だけでなく、熊本県より東京・大阪・福岡に設置されたくまもと移住定住支援センターと連携を図りながら、県外にも宇城市の魅力を発信し、移住・定住者の増加につなげていきたいと考えております。

○8番（原田祐作君） それでは、今御説明の中にありました、入って来られるときの補助ですね、その部分になるのかなと思うんですけども、移住支援金とか空き家改修等補助金等について、具体的な説明をもう一度お願いいたします。

○市長政策部長（元田智士君） まず、移住支援金でございますが、東京23区に在住または近郊から東京23区に通勤の方が宇城市に移住した場合に支給いたします。支給額は、2人以上の世帯で100万円、単身世帯で60万円、また、18歳未満の世帯員がいる場合は、18歳未満の者一人当たり30万円を加算いたします。

次に、空き家改修等補助金についてですが、空き家バンクを通じて成約した空き家については、居住用若しくは宿泊施設として改修する場合には100万円を限度に改修費用を補助金として交付するものです。

補助率は、家主または入居者による改修で2分の1、事業者が賃貸住宅用、宿泊施設等に改修する場合は3分の1となっております。

補助対象は、風呂、トイレ、キッチンといった水回りの改修、屋根改修等の老朽化した部分の改修、空き家本体の付加価値を上げる改修のほか、空き家に残された物品の処分も対象としております。

○8番（原田祐作君） 今、補助金について御説明いただきました。やはり空き家に住むといっても、前に生活されていた方のものをどう処分するのかなとか、自分が修理も当然しなければいけないでしょうから、こういった補助金があるというのは非常にありがたいかなというふうに感じました。

それでは、今答弁の中にもありましたけども、空き家バンクについて質問をして

いきたいというふうに思います。やはり空き家の管理等々、非常に全国的に大きな問題となっていると思われまして、またこの宇城市にも、非常に多くの空き家があちこちで目に付くようなところがあります。では、この空き家バンクについて、現在どのような状況にあるのかというところを御説明をお願いします。

○市長政策部長（元田智士君） 現在、空き家・空き地バンクの登録物件は、空き家が25戸、空き地が45件の計70件ですが、空き家を利用したいという利用登録者は185人でございます。利用登録者に比べますと紹介できる物件が少ない状況にあります。その原因としましては、利用登録者が増加傾向にあり、物件の売買や賃貸の成約が進んだことも考えられますが、最大の要因は、空き家の新規登録が進まないことにあります。

そのためには、空き家・空き地バンク制度を多くの方に知ってもらうことが第一であると考え、様々な広報媒体を活用し、昨年度から積極的にPR活動を行っております。

具体的には、本庁舎の市民課にあるモニター、イオンモール宇城フードコートのモニターでの放映、広報うき「ウキカラ」、地元のフリーペーパーでの記事掲載等を行い、広く市民に周知を図りました。また、空き家の所有者に対しては、個別に登録を促す案内を送付し、売買だけではなく賃貸での登録についても検討されるよう促しております。

その効果があり、空き家の新規登録数は、令和2年度が15戸であったのに対し、令和3年度は28戸と大幅に増加し、令和4年度は現時点で15戸と若干ではありますが、昨年度に比べ登録が進んでおります。

しかし、利用登録者に比べ、登録物件が不足している状況には変わりありませんので、今年度は地域おこし協力隊を活用し、更なる物件の登録につなげたいと考えております。

地域おこし協力隊には、主に、行政区長や地域の方から空き家の情報を収集し、空き家所有者へ登録を促すという活動を進めてもらう予定ですが、ほかにもInstagram等のSNSを活用した情報発信、移住・定住希望者の住まい探しの相談等、移住・定住者の増加につながるような活動も予定しております。

引き続き、移住・定住者の増加に向け、空き家・空き地バンクが住まいの受け皿として、利用登録者の希望やニーズに合った物件が提供できるよう努めてまいります。

○8番（原田祐作君） 今御説明いただきましたが、やはり供給量が少ないというところが1つ問題なのかなというような認識を持たれているというふうに思いました。では、その掘り起こしをするために、今御説明の中で空き家の所有者に対して通知

を送るとかですね、そんな手法を言われましたけれども、そのほかにもっとより掘り起こしをするような方法という何かないのかなと思ったりもします。そのようなところを検討されているのかという点と、もう一つは、やはりこれは所有者の方の要望かもしれませんが、売買が非常に多いですね。賃貸を可能とする物件が少ないというのも、1つはニーズに合わないところがあるのではないかなというふうには思います。ですから、そのようなより掘り起こすための具体的な手法をどのように考えられているのかという点と、もっと柔軟なニーズに対応できるような充実というか、そういったものは図れないのかというところについて質問いたします。

○市長政策部長（元田智士君） 空き家、空き地の情報収集につきましては、令和元年度実施の空き家実態調査結果の活用、それから所有者からの申出、不動産事業者、行政区長からの情報提供になります。

家屋の状態等の物件情報につきましては、まず、空き家・空き地バンクへ物件登録の申請を行う際に、所有者が間取りや建坪、上下水道の状況、敷地面積等の物件情報、売買または賃貸のどちらを希望するかなどを申請書に記載するようになっていきます。

さらに、物件の現地調査を行い、物件の状態、周辺環境等も含めて空き家・空き地バンクホームページに掲載しております。調査の際、360度カメラで内部を撮影しております、ホームページでそのカメラの映像をご覧いただけるような仕組みをつくっております。

また、空き地は基本的に宅地のみのお取り扱いとしており、農地としての活用は想定しておりません。なお、同一所有者の空き家と農地が隣接している場合、農地付き空き家として取り扱っている物件もございます。

空き家内部の物品の処分については、先ほどお答えしたとおり、空き家改修等補助金の対象としております。

○8番（原田祐作君） 様々な努力をされているというところは実感しました。今回、私がこの空き家バンクについて関心を持った1つのきっかけは、よその地域から宇城市に住んで、宇城市で農業をしたいという御相談を受けたのがきっかけでした。3人で宇城市に住み、そこで有機農法で地元の特産品をつくっていきたいと、そのために農地と住む場所があるかどうかという御相談でした。残念ながら結論から言いますと、家はどうか見つかったのですが農地が見つからないということで、この移住を断念しますというような御連絡を先週いただきまして、非常に残念な気持ちでいっぱいです。その中で、やはり空き家を探すのにも非常に苦勞をしたというのがあります。賃貸を希望されていましたが、賃貸の対象とする物件がない。そして、これは決して窓口の職員さんたちを責めているわけではございませんが、窓口

に相談に行ったときに、何かいま一つ分かりにくいという印象を私自身が持ちました。私たち議員にも今こうやってタブレットとかを持たされていますので、そのとき窓口ではペーパーで写真を見せながら、ペラペラめくりながら説明を受けたんですけれども、今、空き家バンクとか写真を見られるようになっていられると言われました。是非ともですね、窓口にもこういうタブレットとかを置いて、相談に来られた方には分かりやすく御紹介できるような体制をつくっていただきたいなというふうに思います。そして、そのときもう一つ思ったのが、農地をそこで相談したときに、これは当然かもしれませんが農業委員会の方に行ってくださいと、やはり住む場所と農地をセットで、ワンストップで御紹介できるようなところというのも必要ではないかなというふうに、これは私の思いですけれどもそのように感じました。いずれにしても、3人移住希望があったのがそういった事情でならなかった、非常に残念な思いをしております。農地もあちこちあたりましたけれども、やはり耕作放棄地が非常に多い。そして耕作放棄地も3年、4年使っていないから、すぐ畑にならないんですね、開墾しないといけないと。やはりこういった農地の管理、これもある意味自治体が関わっていかねばならない課題なのではないかなというふうに思います。様々な施策を打つには予算が必要です、十分理解もしております。その予算を少しでも増やすために、私たち議員も一生懸命汗を流さなければなりません。ふるさと納税、ふるさと応援寄附金の返礼品の開発、またその他宇城市に呼び込むための情報発信、いろんなことに精一杯汗をかいていきたいというふうに思っております。

本日は、質問が1つ残りしましたが、今から始めても中途半端になりますので、ここで終わらせていただきたいと思います。本日着けておりますマスクは、地元で頑張っているしゃる婦人会の皆様が、宇城市の市木は桜ですよ、アピールしてくださいということで作製されたマスクです。このように小さなことでも、一つ一つ丁寧に発信して関わってきたいというふうに決意をいたしまして、本日の質問を終わりたいと思います。本日はありがとうございました。

○議長（溝見友一君） これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中ではありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後1時40分

第 3 号

9月2日 (金)

令和4年第3回宇城市議会定例会（第3号）

令和4年9月2日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勲君
13番 高橋佳大君	14番 高本敬義君
15番 溝見友一君	16番 園田幸雄君
17番 福田良二君	18番 河野正明君
19番 入江学君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 窪田潤子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 天川竜治君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 黒崎達也君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 杉浦正秀君
経済部長 浦田敬介君	土木部長 梅本正直君

教育部長	豊住章君	総務部次長	舛井貴男君
市長政策部次長	福田真治君	市民部次長	星津章博君
福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	井住寿宏君
経済部次長	中川裕二君	土木部次長	平木恵一君
教育部次長	植野修君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	竹口則和君
豊野支所長	赤星徹君	市民病院事務長	坂本優子君
上下水道局長	木見田洋一君	会計管理者	西村光代君
監査委員事務局長	坂井孝治君	農業委員会事務局長	岩竹泰治君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（溝見友一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、1番、坂元大介君の発言を許します。

○1番（坂元大介君） 改めましておはようございます。議席番号1番、会派彩里の坂元でございます。先の宇城市議会議員改選選挙におきまして、無投票という結果ではございましたが、宇城市をより豊かにできるというチャンスをいただきました。私はこれまで異郷の身でありながら、たくさんの宇城市の方々に良くしていただき、今この場に立っております。恩返し、また恩送りとして宇城市のために身を粉にして努めていきたいと思っております。本日は初めての一般質問ということもあり、お聞き苦しい点もあると思っておりますが、何卒よろしくお願いいたします。

さて、現代はテクノロジーの進化によって目まぐるしい速さで時が流れています。ブーカ時代の到来だと言われ始めて10年以上が経ちますが、いまだそのスピードは衰えることは知らず、ありとあらゆる分野で右往左往している状況が目につきます。今日正しいものが明日にはどのようなになっているか分からない状況です。それは、子どもたちの教育についても同様と言えると思います。1947年に教育基本法と学校教育法が相次いで成立し、その際にアメリカのコース・オブ・スタディを参考にした学習指導要領の思案がなされ、そこから、1951年に最初の学習指導要領ができたとされています。その後改定を重ね、時代にマッチした形を目指して変遷を遂げています。また、それによって現場の先生方は日々アップデートを繰り返し、目の前の子どもたちにとにかく大きな愛情を注いでくださっています。それについては大変感謝をしております。先ほど申しました文科省の学習指導要領の目的には、「全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるために」との記載がございます。それを踏まえて、議長にお許しをいただきましたので、通告のとおり、今回は大きくは2項目、1点目は豊福小学校について、2点目は中学校部活動の社会体育移行について質問させていただきます。

まず大きな1点目の豊福小学校についてですが、老朽化によって不具合箇所が多数あり、学習指導要領の目的に則していないのではないかと。また、昨日の豊田議員の質問内容にもありましたとおり、けがをする児童が出る事態にまでなっていることもあり、早急な対応が必要です。そこでまず小さな1点目ですが、築年数やこれまでの改修履歴についてお尋ねをいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 豊福小学校の校舎については、昭和45年に第1校舎が建設され、児童数の増加に伴い昭和47年及び昭和56年に第2、第3校舎がそれぞれ増築されております。築年数は、第1校舎が築52年、第2校舎が築50年、第3校舎が築41年となっております。

施設改修については、築後26年を経過した平成8年に校舎の大規模改修を経て、平成28年の熊本地震による被災により災害復旧を行い、現在に至っております。

そのほか、主たる教育環境の質的改善として、平成25年に一部トイレの洋式化、平成28年と平成30年に普通・特別教室への空調設備、令和元年度に普通・特別教室への無線LAN設備の整備などを実施しております。

体育館については、第2校舎の増築と同じく、昭和47年に建設されたのち、平成22年の耐震化及び平成27年の大規模改修を経て、平成28年の熊本地震による被災により災害復旧を行い、現在に至っております。

また、老朽化に伴う雨漏りなどの不具合については、都度部分修繕により対応を行っているところです。

○**1番（坂元大介君）** 豊福小学校の築年数やこれまでの改修履歴について御答弁をいただきました。いただいた答弁によりますと、大規模改修を経ているとはいえ、一番新しい校舎で築41年、一番古い校舎で52年が経っているとのこと。建造物には税制上ではございますが、法定耐用年数が設定されています。

そこで、再質問をさせていただきます。法定耐用年数を鑑みてどのように考えているのかお尋ねいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 1998年（平成10年）の税制改正により、鉄筋コンクリート建築物の法定耐用年数は60年から47年に引き下げられました。この法定耐用年数とは、減価償却の計算に用いられるもので、実際の物理的な耐用年数（建物の寿命）は、法定耐用年数よりも長くなります。

物理的な耐用年数は、建物ごとの材料や施工方法、現場環境により様々で、一概に何年で壊れるということは明言できません。

しかしながら、豊福小学校は築50年以上が経過している古い校舎であり、各所で不具合が生じていることは確かですので、日常点検等により発見された不具合箇所は、都度応急修繕等により対応し、施設の延命化を図ってまいります。

○**1番（坂元大介君）** 国内学校施設の老朽化の問題は、人口（聴取不能）に伴って浮き彫りになり、平成27年4月に策定された学校施設の長寿命化計画でもあり、いかにして長く活用できるかも今は議論の争点になっております。しかし、先日の豊田議員の参考資料のとおり、現場の状況は散々たる不具合箇所の状態になっております。これについては目をつぶるわけにはいきません。

そこで、小さな質問2点目になります。教室や廊下やトイレといった施設の現状について、どこまで御存じでしょうか。

○**教育部長（豊住 章君）** 豊福小学校は最も古い校舎で築52年経過しており、至る所で老朽化に伴う不具合が生じている状況です。

具体的には、各所からの雨漏りやトイレの臭気による衛生環境の悪化、内壁の塗装の剥がれ等を確認しております。

特に雨漏りについては、屋上の防水シートの老朽化により複数の場所で発生しており、最適な学校運営が難しい状況で、やはり老朽化の進行による不具合は年々増加傾向にあると認識しております。

○**1番（坂元大介君）** いただいた答弁には、不具合箇所が至る所でとありました。またその不具合が増加傾向にあるともありました。その不具合箇所は具体的にどのようなところでしょうか。

○**教育部長（豊住 章君）** 先ほども申しましたが、具体的には、各所からの雨漏りやトイレの臭気による衛生環境の悪化、内壁の塗装の剥がれなどです。

○**1番（坂元大介君）** 私が事前に調査したところによりますと、答弁の雨漏り、トイレの臭気、内装の剥離以外にも教室数の不足、水道の不足、教室の換気扇などの換気設備がないこと。また豊田議員の質問時にもありましたとおり、職員室の狭さや職員トイレの不足、また職員用の手洗い場の不足などがあります。先日、豊田議員が用意してくださった資料は、非常にありがたいものです。そこで、先だって私どもの会派彩里でも視察に行かせていただきましたが、実際の現場はさらに常軌を逸しています。どうか実際の現場を見ていただきたいです。そして、これについて本当に子どもたちの教育の現場がどうなっているのかというのを真摯に考えていただきたいと思っております。先ほどの答弁の中に、最適な学校運営が難しい状況とありましたが、そもそも最低限さえ満たしていないと思うのですが、いかがでしょうか。

○**教育部長（豊住 章君）** 各種不具合については、保護者や先生、地域の皆様には、大変な不安と御心配をおかけしております。

豊福小学校の構造耐力については、平成20年度に耐震診断を実施し、耐震性能を有する建物として診断結果を受けており、平成28年度には、熊本地震による被災を受けておりますが、同年の災害復旧事業により施設等の機能復旧を実施しています。

本施設においては、屋上防水をはじめ、壁面塗装、衛生器具等の老朽化による不具合が発生しており、最適な施設環境とは言いがたい状況であると認識しています。現状においては、それらの不具合の発生に対し、その都度、遅延なく応急修繕によ

り対応し、延命化及び環境保全を図っているところでございます。

なお、機能面については、運用の工夫により対処していきたいと考えていますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○1番（坂元大介君） いただきました答弁のとおり、現場は継ぎはぎだらけの綱渡り状態の環境下で、無限大の未来を描こうという子どもたちは日々もがいています。

そこで、3点目の質問です。今後、豊福小学校の改修若しくは建て替えの計画について、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 先日の豊田議員の一般質問でもお答えしましたが、現在、不知火小学校をはじめ、小川中学校及び松橋中学校の3校についての建替事業を実施している状況で、計画上、豊福小学校等の建て替えについては、これら3校の事業進捗を見定めた上で判断したいと考えており、本市としては、これらの事業進捗を早めるよう、全力で取り組んでいるところであります。

○1番（坂元大介君） いただきました答弁、また先日の答弁のとおり、現在進行中の3校の完成までにはまだ数年の期間が必要とのこと。それでは、その間の豊福小学校の不具合については、どのように御対応されるおつもりでしょうか。

○教育部長（豊住 章君） 老朽化による不具合については都度応急対応を実施し、施設の延命化に努めてまいります。

○1番（坂元大介君） いただきました答弁、また現場の状況を見ましても、現段階で豊福小学校の環境改善に歩み寄りは見えてきません。私が一番に訴えたいのは、まず最低限の環境整備です。建て替えや大規模改修などは環境改善の1つの方法ではありません。もちろん事業計画、各種設計、予算設定、多くの障壁がある中で、年月は過ぎていきます。大切なのは今、現状をどうするかです。それでは想像してください。自分の職場で仕事に雨漏りがしてきたら、皆さんならどうされますか。仕事ができないとなれば死活問題です。早急に状況把握に着手し、解決への最善策を模索するはず。それと同じことが豊福小学校で起きています。若しくは、未来への伸びしろで言うなら、市の、県の、国の死活問題です。未来を無限大に迎える子どもたち、それだけ事は重大です。今、不具合箇所のある雨漏り、これから発生するカビ、もし児童の健康被害若しくは鉄筋コンクリート造の中にある腐食にある天井の落下、本当に何か起きるのではないかと日々心配でなりません。まずは、現場検証、改善策の洗い出し、議論そして改善策の選定。現状継ぎはぎだらけの屋上では、雨漏りの対策には効果がありません。私の調査では全面雨漏り対策の施行をした場合、10年間の保証まで付いてきます。とにかく早期に、まずは学校の先生方が養生テープやバケツを持って走らなくていい、安心できる最低限の環境になることを願っております。どうかよろしくをお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。大きな質問2点目、中学校部活動の社会体育移行についてです。これまで我が国のスポーツ振興の下支えとなってきた中学校の部活動は、スポーツ省の運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを基に、さらには学校の働き方改革を踏まえた部活動改革と相まって、部活動の地域移行に関する検討会議が重ねられてきました。改革集中期間の3年間で設定されてはおりますが、いよいよ来年度からスタートいたします。この移行には慎重な計画、多くの関係者の支援、地域との協力など大きなエネルギーが必要になります。まずは、宇城市としての方針が幹となり、彩りある枝葉に派生していくことは間違いありません。

そこで、市のお考えをお聞きしたい。まずは平成31年度に行われた小学校部活動の社会体育の現状について、進捗はどのような状況でしょうか。

○**教育部長（豊住 章君）** 昨日の四海議員の答弁と重複いたしますが、小学校部活動の地域移行の現状としましては、平成31年度より、部活動から社会体育へ移行し、学童スポーツクラブやクラブチームなどが受け皿となって活動が行われております。

現在、宇城市学童スポーツクラブ数は15クラブで、会員数は246人、設立当初の18クラブ、282人からすると、クラブ数、会員数ともに減少傾向にあるのが現状です。

社会体育移行の経過としましては、宇城市社会体育移行検討委員会を設置し、その委員会で、家庭環境で「運動したくてもできない子どもをつくらない」の考えの下、学童スポーツクラブを設立し、放課後に自分が通学している学校で活動することを大きな基本方針として動き出しました。そして現在は、宇城市学童スポーツクラブ活動指針を基に活動しているところでございます。

活動を行っていく上での諸問題は、四海議員に対する答弁のとおり、指導者の確保の難しさや運営費の問題がございまして。課題は多くありますが、学童スポーツクラブは、運動したくてもできない子どもをつくらないための受け皿として、役割を果たし活動しております。

○**1番（坂元大介君）** いただきました答弁のとおり、クラブ数、会員数ともに減少傾向にあるということです。

それでは、当時、小学校の運動部活動社会体育移行に対して、行政からの支援はどのようなものがあつたのかお尋ねいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 行政からの支援としまして、まず学童スポーツクラブを設立する際の設立準備補助金を1クラブ当たり3万円、また運営費補助として、基本料1万円プラス1会員数当たり250円の補助金を助成しております。

さらに、九州大会以上の大会に出場した際には、それぞれ全国大会で40%、九

州大会で25%の経費補助を行っております。

- 1番（坂元大介君） いただきました答弁のとおり、様々な支援をいただいて、小学校の運動部活動は社会体育移行がなされているということです。しかしながら、当時に差し伸べられた支援だけではクラブ数、会員数は減少傾向になるとの結果が出ております。

それでは、これらの結果を踏まえて、来年度からの中学校運動部活動の社会体育移行に対し、考え得る障壁はどのようなことがあるのかお尋ねいたします。

- 教育部長（豊住 章君） 小学校の社会体育移行時では、指導者の確保、運営費の問題、部員数の確保などの課題が発生しております。また、現在はクラブ数、会員数ともに減少傾向にあります。

中学校運動部活動の社会体育移行につきましても、やはり小学校の社会体育移行時と同様、様々な問題や課題等が想定されます。

主な課題としましては、昨日の四海議員の一般質問の中で答弁しましたとおり、1つ目に指導者不足の解消、2つ目に会員負担の軽減、3つ目に練習場所の確保、4つ目に新たな保険への加入、5つ目に問題が起きた際の責任の所在などが挙げられます。

- 1番（坂元大介君） 先ほどの答弁にもありましたとおり、主な課題としまして5つ挙げられましたが、その中で指導者の確保は非常に難しい問題で、これは私も一番懸念しております。人に何かを指導するのは並大抵のことではできません。日々目まぐるしく成長していく、特に中学校、成長期の子どもたちに対峙するのは体力や時間はもとより、とてつもないエネルギーを要します。それに差し当たって、早々簡単に指導者が見つかることも到底考えられません。現段階で考え得る一番の課題、指導者の確保。今から手を打たずして間に合うわけがありません。むしろ、今のうちからしっかりとした対策を打つべきだと考えております。

そこで、宇城市には以前より指導者バンクなるものがございますが、現在、どのような活用がされているのか、また認知や周知はどのようにされているのかお尋ねいたします。

- 教育部長（豊住 章君） 宇城市スポーツ指導者バンクは、小学校運動部活動の社会体育移行に伴い、本市におけるスポーツ指導者の確保を行い、学校や保護者などの要請に応じて、適切なスポーツ指導者を紹介できるよう宇城市スポーツ指導者バンクの制度を設け、指導者の有効な活用を図ることを目的とした制度です。

この指導者バンク制度は、平成28年度から運用開始し、平成30年度までに14人の登録がっております。学校及び保護者等に対しては、宇城市社会体育移行検討委員会等において当該制度の説明を行うとともに、ホームページ等を活用し周

知啓発を図ってまいりました。

しかしながら、各学校で社会体育活動として保護者運営に移行する際に、保護者で面識や伝手のある指導者を確保できる場合が多かったため、市から指導者バンク登録者の紹介を行う機会は余りなく、その役割は軽薄化しているのが現状であります。

- 1番（坂元大介君） いただきました答弁の中にありますとおり、そのままの傾向で進めるのであれば小学校部活動の社会体育移行時同様に、クラブ数、会員数ともに減少していくのは予測がつくところです。さて、それでいいのでしょうか。例えば、事故が多発する信号機のない交差点があるとします。それは、これまでの実績が結果として残っているわけです。事故が多発するなら、信号機の設置や速度低下の標識などの対策を必ず行うはずです。現段階で、指導者の確保が難しいというのが分かっています。これは小学校部活動の社会体育移行による恩恵です。是非、分かっている課題に対しての早期対応をお願いいたします。

それでは、最後の質問になります。残り半年強で迎える中学校部活動の社会体育移行、現在、課題は山積みとなっております。現段階での宇城市としての計画についてお尋ねいたします。

- 教育部長（豊住 章君） 本年5月末にスポーツ庁の有識者会議は、少子化による生徒数の減少や教師の業務負担軽減等を背景に、中学校の休日の部活動を地域のスポーツクラブや民間事業者などに委ねる地域移行の方針を示しました。

2023年度から2025年度の3年間を改革集中期間に設定し、まず、休日の部活動から段階的に地域移行を進めていくとしています。さらに地域の実情に応じて、可能であれば平日の部活動についても段階的に地域移行を進めていくことを提言しています。

今後、国県において、地域移行に向けた具体的な取組やスケジュールを定めた推進計画が策定される予定です。

本市としましては、国県の指針に基づき、学校、保護者、地域のスポーツ団体及び市社会体育移行検討委員会等と協議を重ねながら、生徒にとってふさわしいスポーツ環境の整備に取り組んでまいりたいと思います。

なお、文化系部活動も運動部活動と同様の計画ですので、併せて進めてまいります。

- 1番（坂元大介君） 成長期と思春期が交わる中学校期において、多種多様な他人と関わることのできる部活動は、人間形成の大きな一翼を担うと思っております。私自身もスポーツを通して生きてきた人間の1人です。たくさんの方を学び、様々な苦境でスポーツに救われてきました。国や県の具体的な方針がまだ出ていない

としても、準備できることはたくさんあります。また、その準備をすることで、多くの子どもたちが羽ばたける場所を得られることにもつながります。とにかく今現状、課題が見つかったのであれば、すぐに動き出していただくことを強く要望いたします。

本日は、宇城市を担う子どもたちの未来の項目について質問をさせていただきました。今、宇城市で注力されているウキニスム、移住定住を促進する宇城市において、今回の子どもの医療費助成や特に今後取り組むであろう給食費の無償化については、大きなフロントエンドになります。併せて、インフラ整備というバックエンドに抜かりがなければ、現住者はもとより人口減少の阻止だけにとどまらず、人口増加のチャンスだって見えてきます。とにかく無限大の未来を迎えるであろう子どもたちの環境改善、このことに今このときから執行部の動きに期待いたしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（溝見友一君） これで、坂元大介君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番、嘉古田茂己君の発言を許します。

○7番（嘉古田茂己君） 改めましておはようございます。議席番号7番、会派志成会、嘉古田茂己です。コロナは収まるどころか第7波に入り、毎日多いときは全国で20万人から25万人ぐらいの方が感染されておられました。最近は少なくなったとはいえ、15、6万人の方々が感染されておられます。熊本県でも毎日3,000人から多いときには5,000人ぐらいの方々が感染されておられ、宇城市におきましても相当数の方々が感染されておられます。今回は、重症者の方は少ないとのことですが、油断はできません。基本的なコロナ対策を取りながら、行動、活動をしていかなければならないと改めて思ったところでございます。初当選、初質問になります。議長からのお許しを得ましたので、許可を得ました項目につきまして質問させていただきます。大きくは3点ございます。大きな1点目は人口減少について、2点目は鳥獣対策について、3点目は農林水産業についてです。

まず、大きな1点目、人口減少について。都市部を除いてどこの自治体も人口減少が進んでおります。宇城市におきましては、平成17年、5町が合併いたしました、人口64,000人の宇城市が誕生しました。合併から17年間で、人口は5

8,000人へと約6,000人ほど減少いたしました。このことによりまして、地域間の格差がさらに広がったように思われます。特に三角町は減少率が高く、また高齢化率も高く過疎化が進んでおります。そこで、小さな第1点、地域間格差について、5町間の格差について。合併以降の5町間の人口推移についてお尋ねします。

○市長政策部長（元田智士君） 5町合併以降の各町の人口につきましては、住民基本台帳上の人口によりまして、合併当初である平成17年1月15日時点においては、三角町が10,069人、不知火町が9,889人、松橋町が25,418人、小川町が13,879人、豊野町が5,111人で、市全体として議員がおっしゃるように64,366人となっております。

17年経過後の令和3年12月31日時点の住基人口においては、三角町が6,820人で合併当初より3,249人の減少、不知火町が8,502人で1,387人の減少、松橋町が26,077人で659人の増加、小川町が12,622人で1,257人の減少、豊野町が3,950人で1,161人の減少、市全体としましては57,971人で6,395人の減少となっております。

参考に、世帯数につきましては、合併当初、三角町が3,582世帯、不知火町が3,271世帯、松橋町が8,550世帯、小川町が4,245世帯、豊野町が1,598世帯、市全体で21,246世帯でありました。

同じく、令和3年12月31日時点の世帯数においては、三角町が3,171世帯で411世帯の減少、不知火町が3,688世帯で417世帯の増加、松橋町が11,107世帯で2,557世帯の増加、小川町が5,164世帯で919世帯の増加、豊野町が1,713世帯で115世帯の増加、市全体としましては24,843世帯で3,597世帯の増加となっております。

以上のとおり、市の人口は減少しておりますが、世帯数は増加していることで、近年、核家族化が顕著になっていることがうかがえるところで。

○7番（嘉古田茂己君） 宇城市全体でマイナス6,395人、三角町マイナス3,249人、不知火町マイナス1,387人、小川町マイナス1,257人、豊野町がマイナス1,161人、松橋町だけがプラスで659人。減少率で見ますと特に三角町の減少率は高く、それに豊野町が高く、そして不知火町、小川町の順になっております。このことによりまして、特に不便さが出てきております。

そこで、小さな2番、過疎計画について。三角、豊野地区、令和3年度に宇城市過疎地域持続的発展計画が策定されているが、その内容と計画に沿って事業が実施されているのかをお尋ねいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 過疎地域につきましては、昭和45年に最初の過疎法である過疎地域対策緊急措置法が10年の時限立法として制定されて以来、これま

で4次にわたり、いわゆる過疎法が制定され、各種の対策が講じられてまいりました。令和3年4月1日に第5次となる過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されました。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法とは、人口の著しい低下に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低くなることで、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を図り、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正などに寄与することを目的としたものです。

過疎地域の指定につきましては、まず人口減少率や高齢者比率、若年者比率などの人口要件及び財政力指数の要件を満たす必要があり、宇城市は、合併前の旧市町村単位で人口要件等を満たす一部過疎地域として指定されております。

指定されることで講じられる特別措置につきましては、まず財政措置として、国の負担や補助の割合が他の地域に比べて割増しになることと、施設整備や集落の維持・活性化に必要な経費についても、過疎債をもってその財源とすることができます。この過疎債については、将来の財政負担を軽減するため、元利償還金の7割が後年度に交付税措置されることで、市は残りの3割を負担すればよいこととなっております。

また、過疎地域内に企業を誘致育成することにより、所得水準の向上と雇用機会の拡大や過疎地域内の産業の振興を図ることを目的に、税制上の措置も講じられているところです。

過疎計画については、昨年の9月議会で上程したところですが、本特別措置法に伴い、県の過疎地域持続的発展方針に基づいて、昨年度新たな計画を策定したところです。

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年で、新たに豊野地区が過疎に含まれたことから、三角地域と豊野地域が計画の対象となっております。

内容としましては、三角、豊野地域の概要や人口の推移と見通し、産業別人口の動向、行財政計画における課題などを示しております。

また、産業や交通施設の整備、子育て、教育などに関する現状と問題点、その対策や具体的な事業について定めているもので、特に計画本文について変更する際には、事前に県に協議を行い、重大な変更とみなされた場合、先ほど申し上げました特別措置法第8条第10項の規定により議会の議決を経る必要がございます。

計画の達成状況や評価に関しましては、中間評価を令和6年度に、最終評価を令和8年度に実施し、学識経験者などで構成された宇城市まち・ひと・しごと創生有

識者会議において評価を行い、評価結果については市議会へ報告する流れとなっております。

なお、各種事業を行うにあたって、過疎債を借り入れる場合にもあらかじめ本計画に記載しておく必要があります。よって、事業の見直しや新たな事業が生じた際には適宜見直しを行っているところですので、当然、全ての事業が本計画に沿って事業を実施しているところです。

令和3年度に実施しました主な事業として、まず三角地域においては、田井ノ浦漁港海岸野崎1号護岸整備工事3,590万円余や、大田尾周回路線道路改良工事3,450万円余、豊野地域においては、上巢林地区配水管布設替工事4,450万円余、豊野中学校屋内トイレ改修工事2,380万円余など、国の交付金や過疎債を充当して事業を実施したところです。

○7番（嘉古田茂己君） 人口減少に歯止めがかかり、便利で住みやすいまちにできるように、更なる対策を講じていただきたいと思います。

続きまして大きな2番、鳥獣対策について。各地で鳥獣による農作物への被害が深刻化しています。特に宇城市では、イノシシによる被害が後を絶たない状況にあります。そこで小さな1点目、鳥獣被害の実状と対策はどうなっているのか。イノシシが増えて農作物被害が増えていると聞いているが、有害鳥獣の被害状況と対策を確認したい。

○経済部長（浦田敬介君） まず本市の有害鳥獣被害状況ですが、令和3年度の農作物の被害総額は約5,900万円です。ここ2年間で700万円減少しています。

捕獲対象となる鳥獣は、鳥類がカラス、カモ、ムクドリ、ヒヨドリ、獣類がイノシシ、シカ、タヌキ、アナグマですが、中でも、イノシシ、シカによる被害が最も多く、被害額の約5割近くを占め、被害作物は果樹、野菜の全てに及んでおります。

駆除の取組として、捕獲の担い手である市猟友会と捕獲委託契約を結び、捕獲した場合、例えばイノシシ成獣1頭12,000円、シカ1頭10,000円などの報奨金をお支払いしています。

捕獲頭数につきましては、イノシシが成獣と幼獣を合わせて、令和元年度1,931頭、令和2年度2,410頭、令和3年度2,042頭と推移しています。令和3年度に初めて減少に転じ、被害総額も同様に減少していることから、取組の一定の成果は出始めています。

ただ、シカの捕獲頭数は、令和元年度422頭、令和2年度686頭、令和3年度708頭と増加傾向にあり、原因の精査の必要性を感じています。

鳥獣被害防止対策は大きく3つに分かれます。まず、出荷されずには場に放置された野菜などはえさにならないよう撤去する、茂みは刈払いするなど集落に寄せな

い対策、次に、自己防衛としては場の周りにワイヤーメッシュ柵、電気柵を設置する入れない対策、もう一つが、箱わななどで捕獲する捕まえる対策です。

本市の対策は、捕獲に対する報奨金とわなや電気柵等の設置の補助で支援することが主なものですが、今後は狩猟者の減少・高齢化や農業者の営農意欲の低下による耕作放棄地の増加など、間近に迫る課題にも取り組んでまいります。

○7番（嘉古田茂己君） 田畑や園地に侵入を防ぐための電柵設置やメッシュ等、箱わなでの捕獲を行っていますが、更なる個体数を減らすために、小さな2番、イノシシ対策の更なる強化が必要と考えますが、いかがなものか。現在の取組以外で、個体数を減らす対策はあるのかお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 個体数を減らすには、箱わな、くくりわなの設置基数を拡大して捕獲を強化しなければなりません。これまで基数も徐々に増加させ、前年度までに箱わな262基、くくりわな1,393基を設置しています。

また、増加による捕獲確認の見回り作業を少しでも軽減するために、わな捕獲センサー95台も導入しました。ほかに獣検知センサーカメラ17台も導入していますので、今後もこれら先端技術の活用も積極的に行う予定です。

現在、農林水産省は、効果的な捕獲技術の開発、鳥獣被害の少ない営農管理手法の研究、鳥獣の侵入経路遮断技術の開発も進めているほか、ドローンを利用した生息実態調査や、衛星利用測位システムいわゆるGPSを活用した首輪による獣類の行動範囲・パターンの把握等、ICT技術を利用した行動範囲の図面化の構築も検討しています。

こうした技術が実用化したならば、県やJA、猟友会も含めて協議し、本市の被害状況に合わせて導入したいと考えています。

このほか、近年の研究で人里から離れた山に生息しているイノシシと田畑を荒らすイノシシは、生息しているエリアが異なっていることが明らかになっています。

発想を変えた取組ですが、島根県美郷町では、どれだけイノシシを減らすかではなく、農作物の味を覚えて被害を発生させている加害個体を駆除することが重要であるとし、人とイノシシの生活エリアを分けて、共存を目指した取組を実践されているようです。

耕作放棄により農地が荒れますと、そこが有害鳥獣のひそみ場となり、近隣の農地への被害が拡大していきます。有害鳥獣を農地へ近づけないための取組の周知も併せて行ってまいります。

○7番（嘉古田茂己君） 今のところ、人間を見ればイノシシは逃げていきますが、個体数が増えてくると人への被害も出てくるのではないかと思います。更なる捕獲をお願いいたしまして、次の質問に入りたいと思います。

大きな3番、農林水産業について。高齢化・後継者不足により、年々離農する人が増えています。第一次産業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。そこで小さな1点目、農林水産業の就業者数及び新規就農者数の推移について、農業就業者はどれくらいいるのかお尋ねいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** まず、現在の農林業センサスでは、1人で営む、夫婦で営むまたは10人社員がいるなど、従事者が何人いようと個別経営も法人経営も全て経営体1件として調査されています。

令和2年の調査が最新となりますが、本市の農業経営体数は1,860件となっています。推移としては、平成22年は2,418件、平成27年では2,148件ですので、5年ごとの調査のたびに300件近く減少している結果となっています。

また新規就農者も、令和元年度15人、令和2年度12人、令和3年度8人とこちらも年々減少しています。

○**7番（嘉古田茂己君）** 5年ごとの調査で300件近く減少しているということですので、1年間には約60件減少して、就農者が10人不足ですので農業人口は減るばかりでございます。答弁にもありましたが、いろいろな支援、対策をしていただき、少しでも農業人口が増えていくようにしていただきたいと思っております。

小さな2番、基幹産業であります農林水産業をこれから宇城市はどのように位置付けていくのかをお尋ねします。宇城市が農業の今後をどのように捉えているか、また、過疎地域の取組はどのようになっているのかお尋ねします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 本市において農業は重要な基幹産業の1つですが、後継者不足や農業者の高齢化、耕作放棄地の増加と様々な課題を抱えています。

病害虫や雑草の発生の原因となる耕作放棄地の拡大防止や、農地の適正管理を行っていくためには、担い手の確保や、農地を連続的に使用し作業効率を高める農地の集約化が必要となってきます。

市では現在、干拓地の水田地域と半島・中山間地域の一部において、区画整理と排水機場を一体的に整備し、農地汎用化と農作業の効率化及び担い手への農地集積を目的とした国営・県営の土地改良事業に取り組んでいます。

また、規模が小さく個々で経営の効率化を図ることが困難な農家や、後継者不足から農業を継承することが難しい農家も多く存在します。

これまでのように農家単体で作業するのではなく、農地や農業用水などを共同で維持管理してきた集落を単位とした営農組織の立上げを現在支援しているところであります。

まずは、機械の共同利用や作業受託等の組織づくりから取りかかり、担い手の確保、耕作放棄地の解消、コスト削減による所得増加を目標とし、最終的には法人化

へつながることを期待しています。

さらに、全域においては農地中間管理事業いわゆる農地バンクの積極的な推進、過疎地域を含む生産条件が不利な中山間地域においては、農地の不整形、狭小及び排水不良等の問題を解消するため、農業生産活動等を行うことにより、面積に応じて一定額の交付金が支払われる制度への参加農家数の拡大を進めてまいります。

このように、農業における様々な課題に継続して取り組み、持続可能な農業を推進してまいります。

○7番（嘉古田茂己君） 私の周りでも農業を離農される方がたくさんいらっしゃいます。これから農業におけるいろいろな課題に継続して取り組み、持続可能な農業を推進するということですので、これからの農業に対する応援よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（溝見友一君） これで、嘉古田茂己君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番、村上真由子君の発言を許します。

○3番（村上真由子君） 皆さんこんにちは。議席番号3番、新志会、村上真由子です。ただいま議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。本日は40分という限られた時間でございますので、普段皆さんがおっしゃっているような国内情勢、国際情勢についてはちょっと簡単にお話させていただきますが、まだいまだ日本国内はコロナの第7波、なかなか収まる場所がありません。また、秋は10月から値上げのラッシュがあると聞いております。皆さんの生活にとってもいろいろかかってくる部分ではあると思いますが、暗いニュースだけではなくて、宇城市をまた明るくできるように頑張りたいと思います。また、国際情勢にいたしましては、6月の一般質問のときの前文でも言わせていただきましたが、やはりウクライナ情勢、こちらはまだなかなか収まる場所がありません。一日も早く現地の方の笑顔が戻るように、安全に暮らせるようにお祈りしたいと思います。そしてもう1点、パキスタンですね、6月半ばから水害がひどく1,000人以上の方が亡くなっています。そして我が国この日本からも、今週の月曜日にパキスタンに支援物資を送ると決定がなされました。こちらパキスタンの方々にも早く安全に暮

らしていただけるように、心よりお祈りしたいと思います。

そして一般質問に移る前に、まずはお礼を述べたいと思いますが、6月定例会の一般質問で、9月の一般質問でさせていただきますと言っていた男性用トイレのサニタリーボックス設置、こちら、一般質問が終わって1週間するかしないかぐらいのときに、執行部の方より宇城市でも設置することになりましたというお声をいただきました。本当にありがとうございます。ただ、私が男子トイレに入ることができませんので、どういう感じなのかなと思っていたのですが、市のところに入っている業者の方が、男子トイレに置いてあったよとお声をいただきまして、この宇城市でも男子トイレにもサニタリーボックスの設置がなされたということで、本当にありがとうございました。ただ、どうして急にサニタリーボックスなのかと思われた方が結構多くいらっしゃったみたいなのですが、これも女性のところにはもう既に前回生理の話をさせていただきましたが、生理があるので汚物入れ、サニタリーボックスは置いてあるのですが、男性の方も例えば前立腺がんだり、膀胱がんだりの手術の後、やはりちょっと軽く尿漏れをされたりとかありまして、尿漏れパットを使われている方がいらっしゃいます。その方々がやはり捨てる場所がないということで、ビニール袋に臭いが漏れないように一生懸命包んで、そしてポケットに入れたりカバンに入れたりして持って帰られて、おうちで処分しているというお声を聞きました。やはりそこに置いてある、なしは、使わない人にとっては要らないかもしれないのですが、使う人にとっては本当にありがたいことということでございましたので、本当に何度も重ねてになりますが、設置していただいて本当にありがとうございました。

それでは、質問に移らせていただきます。先ほどパキスタンの水害というお話もさせていただきました。ここ熊本でも2年前、令和2年になりますが人吉球磨地方で水害がございました。そして6年前は、ここ宇城市も大変な被害を受けました。熊本地震がありました。その災害が実際熊本というか九州自体が、地震がそんなに多い地域とは思われていなくて、台風は来るけど地震はねというようなことを私は小さい頃聞いていたのですが、こんなに大きい地震が来るとは思いませんでした。ただ、昔のいろんな資料を見ておりますと、この宇城市、日奈久断層のことが書いてあったりとかいたしました。やはりですね、過去から学ぶことってたくさんあります。今、私たちがここに立っているのも利根的に生きているわけではなくて、ちゃんと先人が培ってきた昔の方々のその過去があって、そして今の現在があります。やはりこの過去の資料とかも、ちゃんと大切に扱わなければならないと思います。

そこで、アーカイブズ事業についてお尋ねさせていただきます。現在、宇城市のアーカイブズ事業の現状を教えてくださいたいと思います。

○教育部長（豊住 章君） 本市が取り組んでいるアーカイブズ事業についての現状について御説明いたします。

平成18年から公文書館法に基づき、廃棄年度に達した公文書を評価・選別し、将来の資料・資産として保存して、市民や行政の利用に供することを目的として始めた事業です。

当初、評価選別基準に該当する文書は全て保存し、判断のつかないものは残すという方針で行って行っていましたので、平成29年度時点で、搬入先が持ち込み書類でいっぱいになる状態でした。

そこで、教育部内の教育施設の在り方検討会において議論を行い、その内容を議会で説明させていただいた上で、現在各部署からの搬入を中止し、各部署にて文書の処分と保存を行っております。

これまでに搬入された数としましては、段ボールで5,918箱、簿冊としまして49,859冊について2次選別まで行い、現在、段ボールで905箱、簿冊としまして6,840冊を保存している状態です。

保存している文書につきましては、エクセルデータにて簿冊名で目録を作成しているところでございます。

○3番（村上真由子君） 実は、先日、保管されている不知火の支所のところも見させていただきまして、前の不知火町の議場にたくさん置いてありました。余りにも段ボールがたくさんあって、一番右側に置いてあったところから平成18年と書いてありまして、宇城市が合併してからになるかと思うのですが、その平成18年、平成19年と並べてあって、余りの量にこれをなかなかまとめるのも一苦労ではあるんだろうなというのをすごく感じました。ただ、今、エクセルデータでされているということですので、そちらはどのような感じでアーカイブズ、項目を振り分けていらっしゃるのか。例えば、歴史的分野だとか先ほど申し上げました災害の分野だとか、また福祉はこうなっているとか、いろんなインデックスというかあるかと思うのですが、どのような感じで振り分けられているか教えていただければよろしいでしょうか。

○教育部長（豊住 章君） アーカイブズ事業の中で、各文書における割振り方は、歴史・文化、災害、福祉などの項目ごとではなく、保存元の部署と年度ごとに割振りを行っています。

具体的には、ファイル名、文書作成年度、作成部署、保存タイトルを入力し、エクセルデータで保存している状況です。

○3番（村上真由子君） エクセルで打ってあるとなると、例えば虫メガネのマークで、調べたい単語を入れたら検索できるという形になっているかと思うんですけど、昨

日お伺いしたときに、結構市の職員の皆さんが、この事業はどうなっているのかという感じで聞きにいらっしゃったりとか、それで調べて、前はこういうのをやっていたよというのをお伝えできていますというお話を聞かせていただいたんですね。令和元年度の実績の宇城市環境基本計画年次報告書のたしか29、30ページぐらいだったかと思うんですけど、ここに事業費が載ってまして、その中でアーカイブズ事業のことも書いてあったんですが、そこにもアーカイブズ事業だけではなくて文化課の文化財調査費とかもありまして、たぶんそういうのを使われて現在振り分けをされているかと思うんですね。実際、見させていただいたときにお二人の方がいらっしゃって、その振り分けを一生懸命されていましたので、やはり市の方が、職員さんたちが確認をするのには、確かにエクセルデータで打ってあって、内部文書として使われるのはとてもいいことだとは思いますが、またこの宇城市をいろんな方に知ってもらい、また宇城市の人間が宇城って今どんな感じなんだろう、昔は何があったんだろうとか調べたい人たちは、なかなか不知火支所に行ってこれはどうなっていますかとか、見せてくださいというのはなかなか聞きづらい、聞けないところもあると思います。もちろん市に住んでいても聞きづらいというのはあると思いますし、また、遠方の人たちが宇城ってどんな感じかなと見るのもなかなか難しいところでもありますので、例えばなのですが、今、国も県も、そしてここ宇城市もICTにすごく力を入れていらっしゃるので、このアーカイブズ事業をデジタルアーカイブ化する、デジタルアーカイブ化についてはどのようにお考えでしょうか。

○**教育部長（豊住 章君）** デジタルアーカイブ化は、多くの人に宇城市について情報を供することができ、市のペーパーレス化や資料の長期保存の観点からも利点があります。

ただし、不特定多数の方に公開するとなると、基本構想や基準となる条例公布など、運用・データ管理までに解決すべき案件やそのための人員育成・財政措置など、市として長期計画が必要となりますので、慎重に議論する必要があると思っております。

○**3番（村上真由子君）** 先ほどペーパーレス化の話もありましたけれど、今議員もなるべくペーパーレスになるようにとiPadを持たせていただいておりますが、私も仕事が結構資料がたまるような仕事が多かったので、やはり何年も前の資料をずっとためておくと、すごく膨大な量になります。不知火支所に置いてあるあんな資料ほどではないのですが、それなりに家を圧迫するというか逼迫するような感じの量にはなります。なので、ペーパーレス化されるのは本当におっしゃるとおり、すごい利点だと思うんですね。また、先ほども申し上げました地元の人たちが見る

のに、そして遠方の人たちが見るのにもとてもいいと思いますし、また災害のアーカイブは、熊本県がたしか実際やっているかと思います。ただ、県の災害アーカイブになるとやはり県で全体ですので、なかなか宇城市にピンポイントを置いたようなアーカイブズではないですね。なので、例えば砂川の水位がこれくらい来たら、昔はこんなだったよとかですね、絶対昔のそこに住んでいた方々は知っていますし、または例えば松橋町史だったり小川町史だったり、いろんな不知火町史、三角町史、豊野村史、町史とかですね、いろんなものにかかれていと思いますので、またそういうのも例えば調べて、皆さんが今度はこういうふうになったときはどうすればいいのか、昔はこうだったよねとかですね、ちゃんと分かるような感じで見せていただけるようになったらもっと使い勝手もいいというか、また宇城市も住みよい安全な町になるのではないかと思います。実際、2年前の人吉水害のとき、ここ大野川もあと40センチメートルぐらいで氾濫しますというのが、エリアメールで来たりしました。なので今まで災害が全くなかったわけではないですし、過去のことはもう過去のことで切り捨てるのではなく、先ほども申し上げました、過去の上に私たちの今があるので、やはりそれを今度次世代、次々世代の人たちにもちゃんと伝わっていきけるように、誤った情報ではなく、公的な立場としてデジタルアーカイブで皆さんにご覧いただけるようになればいいと思います。

また、災害のみではなく文化・歴史に関しても、これもデジタルアーカイブ化してよその方が見ると、あら宇城市っておもしろそうじゃない、宇城市ってこういう歴史があるところねといって興味を持っていただいて、またもしかすると移住してこようかなと思われる方もいるかもしれませんし、また宇城市に生まれて、大学・就職等で宇城市を1回出ても、自分の故郷はここだ、自分のルーツはここだと、また皆さんがときどき宇城市のアーカイブズを見て、そしてそれなら戻ってこようかなと思われる方も、万が一にもいらっしゃるかもしれませんので、是非ともこのアーカイブ化、確かに予算は掛かるかと思いますが、ですが、是非とも前向きに御検討をいただければと思います。

すみません、先ほど話が飛んでしまったのですが、現在、シルバー人材センターにお願いをされていてということだったので、先日松橋の方から、広報まっばせという町の時代の広報をたくさん頂きまして、また不知火のかがり火ですかね、あれも結構読ませていただいて、こういうのを、結構まとめるのが好きな方もおられると思うんですね。なので、確かに公的な文書になるといわゆるアーキビストですかね、公文書を扱う資格とまでは言いませんけど、そういう人が必要になるかなと思うのですが、是非とも前向きに御検討いただいて、宇城市の歴史・文化を守るということもありますし、また宇城市民の皆さんに災害などあったときに動き

やすくなるような、そんな感じをつくっていただければと思います。

では続きまして、大きい質問の2番、参政権についてお尋ねさせていただきますが、参政権といいますと、結構大きい国のことかと思われるかもしれませんが、いわゆる政治に参加する権利ですね、投票権についてちょっとお尋ねをさせていただきたいのですが、すみません、通告のときに私、先般執行されたと書きましたが、実際この間の市議会議員選挙は執行はなされていましたが、投票がなかったということなので、投票率についてはちょっと先般の分は出てこないと思いますので、その前の市議会議員選挙の投票率についてお尋ねさせていただきたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） お尋ねの合併後の宇城市議会議員選挙の投票率を申し上げますと、合併後の初めての市議会議員選挙は、平成18年4月に実施され、投票率84.04%でありました。その後、4年間の任期満了に伴い実施されました市議会議員選挙の投票率は、平成22年4月が78.10%、平成26年4月が67.83%、平成30年4月が63.48%、令和4年4月が無投票でありました。

○3番（村上真由子君） 平成18年なので、宇城市が合併してからのが残っているということなのですが、平成18年84%、かなりの投票率、皆さんがすごく御興味を持たれていた時代なんだなというのをすごく感じます。やはり回数を重ねるにつれ、市の8割5分がどんどん減って行って、平成30年度が63.48%ですね。今回が無投票ということでございます。もしかすると、やはり市民の皆さんが政治に対して余り関心がなくなってきたのか、それとも例えば投票所が遠くなってしまったとか、いろんな理由があるかとは思いますが、もしかすると、前回の高橋議員にもありましたけれど、もしかすると、その議員の議席の数がちょっと市民の人口に比べて多いのではないかと、議席の削減とかもあるかもしれないですが、続きまして小さい質問2番の投票所数の昔の変遷といいますか、推移についてお尋ねさせていただきます。

○総務部長（天川竜治君） 投票所の数につきましては、合併いたしました平成17年度から投票区統廃合計画を策定しました。平成21年度までの期間は、三角町17か所、不知火町10か所、松橋町15か所、小川町17か所、豊野町3か所の合計62か所でありました。その後、平成21年度に投票区統廃合計画を策定いたしました。

統廃合の考え方は、投票所について合併前の5町で一貫性がないこと、投票環境向上のため期日前投票制度の拡大など、有権者に有利な法改正が行われてきたことにより、基準として1つ目に規模について、投票所間の有権者数の差はできるだけ少なく、有権者が3,000人を超えるいわゆる過大投票所は避け、規模の小さい投票所から優先的に統合する。2つ目に地形、地物等の条件について、基本的には

行政区ごとの統合、河川・鉄道・道路などの地形地物は、地域分断要素として考慮する。3つ目に交通体系について、道路による交通体系の関係は、高齢者の交通手段として重大な要素である。4つ目に駐車スペースの確保について、移動手段として車が多いため、広い駐車スペースのある施設が適当であること。5つ目にバリアフリーについて、高齢化が進む中でバリアフリー化は重要であり、簡易スロープ等の利用で対応できる施設であること。以上を踏まえ、平成21年度に宇城市嘱託員代表者会議、各町嘱託員会議、宇城市嘱託員合同会議で説明し計画を策定しました。投票所数は、三角町7か所、不知火町5か所、松橋町13か所、小川町8か所、豊野町3か所、合計の36か所となり26か所を削減いたしました。

投票区統廃合計画策定後の平成22年7月の参議院選挙より、投票所36か所で実施いたしました。しかしながら、平成25年に松橋町の曲野全区及び大野区が同じ投票所でありましたが、有権者数が3,000人を超える過大投票所であるなどの理由で協議され、平成26年度から松橋町が1か所増の14か所となり、宇城市内投票所37か所に変更し、平成26年4月の市議会議員選挙より実施し、現在に至っております。

○3番(村上真由子君) 先ほどの投票所に関してなのですが、やはり平成21年の統廃合で、がくんと数字が減ったということでございます。ただ、豊野町に関してはずっと3か所から3か所のままのようですので、特に少なくなったとか投票所数が減ってしまったとかはないかと思うのですが、やはり三角町が結構減っているんだなというのを思いました。また曲野と大野区、ここはとても広いところでございますし、また人の数もとても多いところでございますので、分けられたというのは確かに仕事をやる上では結構分けられた方がいいのかなというのを思いました。ただ、先ほど合併したところで、3番目の高齢者の交通体系の話だとか、5番目のバリアフリーとか、やはり高齢者の方とか身障者の方とかのことを考えてのことなんだなと思ったんですけど、ただ、それだとなくなってしまうと、遠くなってしまう方とかもいらっしゃるのではないかとちょっと思いました。確かに車を運転されるので駐車場ともおっしゃっていましたが、駐車場があっても車にもう乗れない方とか、高齢者の方で免許を返納された方とかになってくると、なかなかまた難しくなってくるのかなと思いました。

つきまして、小さい質問の3番目になりますが、投票者数の年代別割合をお尋ねさせていただきます。

○総務部長(天川竜治君) 続いて、3番目の投票者数の年代別割合についてなのですが、けれども、選挙権の年齢が満18年に引下げられました平成28年度以降の選挙におきまして、国政選挙及び地方選挙が9回実施されておりますので、その平均した

投票者数の年代別割合を申し上げます。

10代が1.4%、20代が5.1%、30代が8.4%、40代が12.3%、50代が15.8%、60代が24.0%、70代が21.1%、80代以上が11.9%であります。

○3番（村上真由子君） 今のお話を聞かせていただくと、10代が1.4%、18歳、19歳になるかと思うのですが、やはりちょっと低いところがありますね。その後60代が24%で多くて、70代も2割、80代以上になってしまうと11.9%、ちょっと下がるところではございます。10代のところに関しましては、この間ちょっとお話をしたときに、結構10代の方向けに選挙の話とかもすごくされているということだったので、宇城市からも何らかのアクションをされているとは思いますが、ただ、10代だと宇城市を出て別のところで就職をされたり、大学に行かれたり、ただ住民票自体はここに置いてという方もいらっしゃるかと思いますので、あとは不在者投票とかそういうところもちょっとアクションをかけていただければなと思います。また80代以上の方が11.9%、結構比較的に高いと自分では思うのですが、やはり先ほども申し上げましたけど公民館等がなくなって、統廃合があっただけでいざ行こうとなったらちょっと遠くなってしまった、あと家族に言われて免許を返納したけれど、なかなか選挙のために運転を頼むのもということもありますので、新しくまた投票所を増やすとか、いろんな宇城市側からのアクションというのは予算的にも難しいのかもしれないのですが、続きまして4番目の小さい質問に移らせていただきますが、選挙執行における宇城市の予算についてお尋ねさせていただきます。

○総務部長（天川竜治君） 直近の国政選挙及び地方選挙を執行しました予算につきまして申し上げます。

まず、国政選挙から、令和3年度執行の衆議院議員総選挙2,470万円、令和4年度執行の参議院議員通常選挙が3,050万円。次に地方選挙であります、平成31年度執行の熊本県知事選挙が2,550万円、同じく平成31年度執行の熊本県議会議員一般選挙が2,240万円、令和2年度執行の宇城市長選挙が1,930万円、令和4年度執行の宇城市議会議員一般選挙が無投票であったため1,170万円、参考までに、平成30年度執行の宇城市議会議員一般選挙が2,820万円でありました。

○3番（村上真由子君） たぶんこの選挙の予算として、選挙の通告をしたりとかポスターだったりとか、市の車で投票ですよとかいろんなところを回ってとか、あとポスターを貼る板とかいろんなことが掛かってきているかとは思いますが。宇城市議会議員選挙、平成30年に実際投票があったので、大体の大よその金額は分かるかな

と思ったんですけど、2,820万円ですね。令和4年度の参議院議員選挙が3,000万円を超えている感じで、この予算はたしか市の予算でしたよね。なので、衆議院が2,500万円弱、分かりました。

では、例えば前回の参議院議員選挙、この3,050万円掛かっているところではございますが、実はこの間の令和4年度の参議院議員選挙、投票率がいっぱい出ておりましたけれども、各自治体、市町村の中で、宇城市がため息が出そうになりますけれど、県下で一番低い44.69だったか44.63だったかのパーセントだったかと思います。私も何かよその自治体の方に、宇城市が一番下だったろうみたいな感じで言われて、ため息が出たところではございますが、ここで小さい質問4番の再質問をさせていただきまして、投票率を向上させるため、車による移動投票所ですね、期日前の移動期日前投票所についてそれが開設できるか、予算的に可能かどうかをもしよろしければ見解を問わせていただきたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） 現行で宇城市では、5か所の期日前投票所を各支所に設けております。これは、たぶん県内でも結構多い方だと思っております。今、村上議員がおっしゃられた移動投票所についてなのですが、実際県内では、八代市、上天草市、多良木町等が行われております。実際八代市にお聞きしたところ、八代市では投票立会人が少ないこと及び山間部での投票所の統廃合を行ったことにより、令和元年7月の参議院議員通常選挙から部署の統廃合等で使用されなくなった公用車を利用して、期日前投票を行われているということです。ちなみに、八代市選挙管理委員会にお尋ねしたところ、投票率の向上を目指しているわけではなく、そのために投票率への効果は余り出ていないとのことでした。

本市におきましても、今後他の自治体等の動向を見ながら調査研究させていただければと思います。

○3番（村上真由子君） 上天草市もされていたのですね、すみません、ちょっと私が情弱だったもので。私も八代市が移動期日前投票所をされているというのは、結構前の熊日新聞で読ませていただいて、何とおもしろい取組をされているのだろうとちょっと気にはなっていたのですが、それでつい先日、8月末あたりに八代市を視察させていただきまして、この移動期日前投票所についてちょっとお尋ねさせていただきました。できれば資料とか前もって言うっておけば、先日の豊田議員のように、あそこに映し出すこともできたのかなと思うのですが、先ほどもおっしゃいましたけれども、車が、八代市はちょうど合併して、鏡町が持っていた公用車を廃車しようかなというようなところだったので、それを使ったということで聞いております。掛かった費用が、実際車だけでどんと行ってすぐ投票ができるわけではなく、やはり受付があったりだとか、外で雨の場合はタープテントが必要だったりとか、

職員の方の時間外手当とか立会人の方の報酬とかもありまして、実際53万円ほど掛かっているということでした。これは車がもともとあったのでということなので、例えば宇城市で考えていただけのだったら、レンタカーとかも考慮してもいいのかなというところではありますが、確かに先ほど立会人が少なくてということで開設をされたということだったのですが、2個前の質問のときのお答えで、高齢者の方の交通体系とかバリアフリーとおっしゃっていましたが、この八代市の移動期日前投票所の開設で、この車を選んだ理由の中に、やはりバリアフリーも入っていました。公民館とかに行ってもちょっとの段差もあつたり、またそこまでにいろんな施設でいざ行こうとなったときに、その投票所のところまですごく歩かなければいけないというのがあつたりしますので、このバリアフリーも、結構この車に関してはクリアできるのではないかなと思います。あと八代市がおっしゃっていたのが、大きい体育館のようなところで投票をされたら、クーラーとか暖房とかがなくて、立会人の方もなのですが、受付される方とかもすごく寒い思いをしたりとかされていたのですが、やはり車の中ということで、そこまで人が多くなくてもいいし、そんな心配することはなかったですよというお声をいただいております。やはりすぐ私としては予算がとかお金がどうなるんですかというのを、つい聞いてしまうところではあるんですけど、そのときに八代市の方が言われたのが、「やはり一番大事なのは市民の声ですよ」ということでおっしゃっていただきましたので、例えば車がない方、来られない方は乗合タクシーだったり、ループバスですね、選挙のときだけループバスを使うという意見もあつたかと思うんですけど、それも実際に八代市でなされたそうです。そのときに、やはり移動投票所の方は使われるけど、ループバスでというのは利用率はそこまでなかったということ伺いましたので、是非ともこれからどんどん高齢者の方も増えてくると思いますし、その方々が選挙に参加できない、投票したいけど、政治に参加したいけれどなかなかできないと思われるように、いろんな手段で皆さんが政治にそして宇城市に関わることができるように、この移動期日前投票所についても、いま一度御検討いただければとすごく熱望させていただきます。

本日は、アーカイブズ事業と参政権についてお尋ねさせていただきました。以上で私の一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（溝見友一君） ただいまの村上真由子さんの一般質問でありますけれども、移動投票所については通告が出されていませんので、本来ならばこの文言の中に入れておいていただければと思いますので、以後気を付けていただきたいと思います。

これで、村上真由子君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中ではありますが、本日の会議はこれで延会

にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後0時00分

第 4 号

9月5日 (月)

令和4年第3回宇城市議会定例会（第4号）

令和4年9月5日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第1 | | 一般質問 |
| 日程第2 | 報告第10号 | 令和3年度宇城市一般会計継続費精算報告について |
| 日程第3 | 報告第11号 | 令和3年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について |
| 日程第4 | 報告第12号 | 令和3年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について |
| 日程第5 | 報告第13号 | 令和3年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第6 | 承認第4号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号） |
| 日程第7 | 議案第61号 | 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第62号 | 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第63号 | 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第64号 | 令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第65号 | 令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第66号 | 令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第67号 | 令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第68号 | 令和4年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第69号 | 宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第70号 | 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第71号 | 宇城市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第72号 | 宇城市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第73号 | 宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第20 議案第74号 国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例等を廃止する条例の制定について
- 日程第21 議案第75号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
- 日程第22 議案第76号 財産の取得について
- 日程第23 議案第77号 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第24 議案第78号 令和3年度宇城市下水道事業会計資本剰余金の処分について
- 日程第25 認定第1号 令和3年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第2号 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第3号 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第4号 令和3年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 認定第5号 令和3年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 認定第6号 令和3年度宇城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第31 認定第7号 令和3年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第32 認定第8号 令和3年度宇城市民病院事業会計決算の認定について
- 日程第33 決算審査特別委員会の設置について
- 日程第34 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 坂元大介君 | 2番 四海公貴君 |
| 3番 村上真由子君 | 4番 河野真理君 |
| 5番 吉良邦夫君 | 6番 田中美君君 |
| 7番 嘉古田茂己君 | 8番 原田祐作君 |
| 9番 永木誠君 | 10番 山森悦嗣君 |
| 11番 三角隆史君 | 12番 坂下勲君 |
| 13番 高橋佳大君 | 14番 高本敬義君 |
| 15番 溝見友一君 | 16番 園田幸雄君 |

17番 福田 良二 君
19番 入江 学 君
21番 中山 弘幸 君

18番 河野 正明 君
20番 豊田 紀代美 君
22番 石川 洋一 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川 康明 君 書記 窪田 潤子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田 憲史 君	副市長	浅井 正文 君
教育長	平岡 和徳 君	総務部長	天川 竜治 君
市長政策部長	元田 智士 君	市民部長	黒崎 達也 君
福祉部長	岩井 智 君	保健衛生部長	杉浦 正秀 君
経済部長	浦田 敬介 君	土木部長	梅本 正直 君
教育部長	豊住 章 君	総務部次長	舩井 貴男 君
市長政策部次長	福田 真治 君	市民部次長	星津 章博 君
福祉部次長	平松 洋介 君	保健衛生部次長	井住 寿宏 君
経済部次長	中川 裕二 君	土木部次長	平木 恵一 君
教育部次長	植野 修 君	三角支所長	佐藤 幹雄 君
不知火支所長	木下 秀典 君	小川支所長	竹口 則和 君
豊野支所長	赤星 徹 君	市民病院事務長	坂本 優子 君
上下水道局長	木見田 洋一 君	会計管理者	西村 光代 君
監査委員事務局長	坂井 孝治 君	農業委員会事務局長	岩竹 泰治 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（溝見友一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、21番、中山弘幸君の発言を許します。

○21番（中山弘幸君） 21番、宇城市民の会の中山でございます。質問に入る前にあらかじめお断りをさせていただきますが、質問の内容の変更をお願いいたします。1番の国葬に関する質問は、現段階で岸田総理が地方自治体へは弔意の要請はしないと明言されましたので、今回は取下げいたします。また、4番目の6項目中の（4）だけが関連性がないので、先に済ませたいと思います。

先の参議院選挙の終盤、安倍元首相が凶弾に倒れ、お亡くなりになりました。安倍元総理には心からお悔やみを申し上げます。容疑者は当初から、安倍元総理がある宗教団体につながりがあることで狙ったという供述をしておりました。マスコミも、初めは容疑者の思い込みという表現をしておりましたが、次第に宗教団体と政界との関わりが明らかになるにつれて、単なる思い込みではなかったことが分かってまいりました。岸田総理も最初は、議員本人が責任を持って対応することが基本と言っておられましたが、最近では岸田総理も自民党も、旧統一教会とは関係を絶つとまで言われるようになってきました。このことは、旧統一教会が問題のある団体であることを意味していると、私は理解しております。旧統一教会は、1980年代、靈感商法や合同結婚式で話題になりましたが、その後マスコミも取り上げなくなり、国会でもほとんど議論されておりませんでした。その間、実態を隠し様々な関連団体を通して、深く日本社会に浸透しておりました。それが、安倍元総理の事件でこのように明るみになったことは、何とも皮肉な結果としか言いようがありません。この問題は、野党を含め国会議員が教団のイベントに参加したり、メッセージや祝電を送ったりしたことが、教団にとって格好の宣伝材料に使われたことです。言い換えればお墨付きを与え、そのことにより多くの被害者を出してきたということです。また、旧統一教会との関係は国会議員にとどまらず、地方議員まで及んでいることに私は驚いております。それほど巧妙にフロント組織が一般社会に入り込み、信者を獲得してきたということではないでしょうか。国葬につきましては、岸田総理が発表した当時は賛成が多かったと記憶しておりますが、様々な情報が明らかになるにつれて反対が多くなってきました。岸田総理は4項目の理由を挙げておられますが、全く説得力がありません。そもそも法的な根拠もなく、時の

権力者が個人的な思惑で決めていいことではありません。弔問外交など、人の死を政治利用しようとする浅はかな考えにはあきれてしまいます。岸田総理は、国民や地方自治体には弔意の要請はしないと云われますが、国民に弔意の要請をしない国葬に何の意味があるのでしょうか。これまでどおり、慣例に従って内閣自民党合同葬にしておけば何の問題もなく、世論を二分することもなく、多くの国民が素直に安倍元総理の死を悼んだはずでした。それを岸田総理が早々に決めて、有無も言わずに閣議決定したことで、このように安倍元総理をさらし者にしてしまったことに、私は気の毒にさえ思っております。費用にしても約2億5,000万円と言われておりますが、その他警備や外国要人の接遇に係る費用の合計が明らかになれば、また国民の考え方も変わってくるだろうと思います。私はトップリーダーというものは、時として過ちを認める勇気も必要だと思っております。岸田総理が国民の声なき声に耳を傾けられ、勇気ある決断をされることを願ひまして質問に入ります。

まずは、給食費の無償化について質問をいたします。(1)の開始時期についてお尋ねいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 先日の豊田議員の一般質問でも答弁しましたが、給食費の無料化を実現するためには、毎年多額の財源が必要となります。そして、実施にあたっては、子育て支援の充実及び定住促進を図るためにも、恒久的に実施していかなければならない重要な施策であり、決して一過性のものであってはならないと考えています。

実施時期については、関係各所との協議もあり、今後、実施に向けた検討を行ってまいります。

○**21番（中山弘幸君）** 今の答弁では、開始時期は未定と理解しますが、先日PTAで意見交換があったと聞いておりますが、その中では、来年の9月からセンター方式移行と同時に行くと説明されたと聞いておりますけれども、なぜ議会の説明と食い違うのか、その点をお尋ねいたします。それと、そのために搬入口の改修費や車両の購入費を今議会に上程しなければならないと説明されたようすけれども、その点はどうなっておりますか、お尋ねいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** PTAの皆様に対しては、8月10日に市長との意見交換会として開催しております。この場において、市内各調理場の現状と給食費無料化を実施するための財源について案を打診し、PTAの皆様から御意見をいただいたところです。

ここでは、市の意思決定の伝達の間ではなく、あくまで提示した案についての意見交換ということを事前にお諮りし、実施しております。

具体的な計画については、関係各所への説明を十分に行った上で、実施に向けた

検討をしてみたいです。

○21番（中山弘幸君） ちょっとPTAの説明はまた後ほどお伺いしますけども、ということはこの議会での答弁の方が、いわゆる正しいというか、議会答弁の方を我々は理解していいということですか。

○市長（守田憲史君） 正しいとか正しくないではございませんで、PTAに関して私としましては、9月に実施できればという叩き台でお話をしました。食い違っているということではございません。

○21番（中山弘幸君） その点は理解をいたします。

次に（2）の財源についてお尋ねいたします。その財源についての答弁をお願いいたします。

○教育部長（豊住 章君） 先日の豊田議員の一般質問でも答弁しましたが、単独調理場を給食センターに統合することで削減できたコストを年間おおむね9,000万円程度と試算しており、この削減コストを無料化の財源に充て、恒久的・継続的な財源の確保につながるものと考えています。そのほかの財源については、これまでどおり様々な財源を模索しているところです。

具体的な内容については、関係各所との協議もあり、今後時期も含め実施に向けた検討を行ってまいります。

○21番（中山弘幸君） 今、9,000万円の財源が確保できるという答弁がありましたが、PTAのときはたぶん5,000万円という説明があったと聞いておりますけれども、9,000万円が正確だろうと思っておりますけれども、その積算の根拠と搬入口の改修や車両購入費、その他もろもろの経費はどれくらい掛かるかをお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） まず搬入口の工事費等についてですが、給食センターから各学校に配送するにあたり、搬入口や配膳室を設ける必要があります。現在のコスト試算は、過去に施工した配膳室の平米当たり単価で算出しており、詳細な工事費についてはこれから検討していくことになります。

次に、9,000万円の積算根拠について御説明いたします。

単独調理場を継続した場合と、センター方式へ移行した場合の費用の比較については、今後10年間のライフサイクルコストを概算で算出し、1年間当たりの削減額を出しています。

具体的には、単独調理場を継続した場合、単独調理場に係る費用が10年間で19億8,000万円、学校給食センターに係る費用が10年間で19億9,000万円、合計で39億7,000万円になります。

また、全学校をセンター方式へ移行した場合、10年間で30億6,000万円

となり、10年間で約9億1,000万円、年間にしまして平均で約9,000万円の削減が見込めることとなります。

検討した項目は、それぞれで今後必要となる人件費、施設整備費、維持管理経費で、施設整備費には、学校給食衛生管理基準に適合した施設とするための改修費用を概算ではありますが計上をしております。

○21番（中山弘幸君） 搬入口などの詳細はこれからということでした。何回もこれまでも言ってきておりますが、市長は選挙の公約で、財源をふるさと応援寄附金とされました。私はその考え方には大いに賛同しておりますし、それで十分対応が可能だと考えております。確かに令和3年度は落ち込んでおりますが、隣の宇土市では、令和3年度も前年度に続き10億円を超えております。私はふるさと応援寄附金に対する取組を強化する方が、より現実的ではないかと思っておりますけれども、市長はいかがお考えですか。

○市長（守田憲史君） 恒常的な予算を確保しなければなりませんので、ふるさと納税ではかなりぶれがありまして、ずっと続く一般財源としての財源にはならないかと思えます。

○21番（中山弘幸君） 次に、学校給食センター移行についてお尋ねいたします。今後の計画についてお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 三角・小川地区の自校式調理場については、施設や設備の老朽化や国が示す学校給食衛生管理基準を満たしていない状態であり、宇城市総合計画や宇城市学校施設等長寿命化計画等により、学校給食センターへの統合について明記されています。

将来的な人口減少と効率的な行財政運営及び学校給食費の無料化の恒久的・持続的な実施の観点からも、単独調理場の学校給食センターへの統合は重要な施策だと認識しております。

具体的な計画については、関係各所との協議もあり、今後実施に向けて検討してまいります。

○21番（中山弘幸君） 私は、衛生基準や総合計画のことは理解をしておりますし、執行部の考えもある程度理解はできます。しかし、これまで学校や保護者に対して、どれだけの説明がされてきたのかというのを私は疑問に思っているわけですが、その点をちょっとお答え願いたいと思います。この前のPTAの話も余りにも急な話で、保護者としても戸惑っておられると思いますので、もっともっと丁寧に進めていくべきと思いますが、その点ちょっとお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 現在PTAとの意見交換を行っているところであり、現段階で具体的な計画が決定しているわけではございません。

関係機関に説明が足りないというような御指摘に関しましては、新たな給食センター建設に際し、基本構想・基本計画を平成28年度に策定しております。その策定にあたり、平成27年度及び平成28年度の学校給食運営委員会において、委員の皆様へ報告しております。その際に、三角・小川地区の単独調理場について、新たな給食センターへの統合の方向性について報告をしております。

○21番（中山弘幸君） それは分かりますが、学校とか保護者に全く情報がなかったわけですね。だから学校及び保護者全体にやはり前もって説明して、丁寧に進めていくべきだと私は思っております。

それで一応確認しますけれども、来年9月のセンター方式移行は、まだ確定ではないということでは理解してよろしいですか。

○教育部長（豊住 章君） 議員お見込みのとおりでございます。

○21番（中山弘幸君） （2）のPTAの説明についてお尋ねしますけれども、これまで市長からも説明の内容、市長のお気持ちなどお伺いしましたけれども、改めてお尋ねします。PTAの意見交換会が開催されましたけれども、その目的と内容について改めてお尋ねいたします。

○市長政策部長（元田智士君） まずPTAの説明については、先ほど教育部長がお話をされたとおり、市長との意見交換として開催をしております。その中で、まず新衛生基準とはどういったものかとか、移行に際しての恒久的な財源をどう確保するか、そういったところで皆さんのフリースーク、自由意見あたりをいただいたところでございます。

○21番（中山弘幸君） 分かりました。先ほど市長も来年9月に実施できればという提案だったと申されまして、私もこれまでの答弁で、来年9月の無償化の時期もまだ明言されておりませんし、給食センター方式移行もまだ決まっていないというような理解をいたしました。実は、意見交換会の中で、8月末までにPTAとしての意見をまとめてくださいということだったそうで、そこで私の子どもが通っている小学校では、全保護者に資料を送り、クラス委員さんを通して意見集約をされました。かなりの意見が寄せられて、ここでは詳しい内容の紹介は避けませんが、肯定的な意見はなく、ほとんど否定的な意見だったそうです。当然と言えば当然だと思います。急に言われても全くの情報もないゆえに、これまで自校式になじんでいるわけですから、不満に思うのは当然だと思います。それから、今度また9月17日ですか、第2回のPTAとの意見交換会が予定されていると聞いておりますけれども、今回どういった説明になるのか、差し支えなければお答えください。

○市長政策部長（元田智士君） 前回、資料を提供いたしまして、その資料を各PTAでいろんな議論を重ねてもらって、それからいろいろそういった課題とか疑問点あ

たりを投げかけてもらっています。その疑問点の内容を、詳しくまた説明したいというふうに考えております。

○21番（中山弘幸君） 分かりました。

では、（3）の給食費の無償化の関係について質問をいたします。私はこの学校給食の無償化とセンター方式への移行は、別々に議論をするべきだというふうに考えております。しかし、先日の豊田議員への答弁では、無償化とセンター方式は同時ということで、いわゆる交換条件ともとれるような答弁と私は理解しましたけれども、その進め方は私は良くないと思っておりますが、市長にその点ちょっとお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 豊田議員の一般質問でもお答えしましたが、やはり多額の予算が必要となります。そのためにも恒久的な財源をしっかりと確保しなければなりません。その中で、やはり新給食センターへの一本化が必要だと考えます。給食センターへの一本化が遅れることになると、給食費無料化も遅れることになると思っています。

○21番（中山弘幸君） 市長の気持ちはよく分かりますけれども、やはり今の説明では、まるで無償化を人質にして、センター方式の移行を進めようというふうにしが取れないわけですね。そうなりますと、センター方式移行に対しての保護者にとってのまともな議論ができないと思っております。結局無償化ができないのなら、市が言うようにセンター方式移行に従うしかない、そのようになると思っています。私はこの進め方は極めてまずいと思っておりますし、もっと自由に意見を出せる環境を提供して、保護者が納得した上で慎重に進めるべきだと思います。そして繰り返しになりますけれども、無償化とセンター方式の移行は別々に議論すべきと改めて思っておりますけれども、再度、市長お願いいたします。

○市長（守田憲史君） 給食センターへの一本化が遅れることになると、給食費無料化も遅れることになると思っています。

○21番（中山弘幸君） 市長の気持ちも分かります。私は、保護者の方々もセンター方式移行に反対ということではないと思っております。ただ、情報がないから不安ということと、特に三角町は地理的な条件もあり課題が多いことも事実です。私は当事者でもありますが、議員ですから、PTAの中でも余り個人的な意見は言えませんが、意見をおっしゃられた保護者の気持ちはよく理解できます。市長には何度も同じ答弁は求めませんが、私はここは、給食費の無償化は、公約どおりにいついつから始めます、つきましては衛生上の問題や無償化の財源の確保の観点からも、順次センター方式に移行したいと思うので御理解をお願いいたしますと、このように説明すれば、私はスムーズに進んでいくと思っておりますので、これ以上市長には質問はしませんが、

市長、よろしく願いしておきます。

次に、三角地区の振興についてお尋ねをいたします。まず最初に、三角東港近隣公園の整備と活用についてからお尋ねをいたします。

これまで街灯の修理や移設など対応していただき、近隣住民としてもとても感謝しておられます。昨年も質問しましたが、その後の管理の状況はどうなっているのか。また一部、以前トイレがあった付近が樹木の管理が行き届いていないところがあります。樹木を整理して少し手を加えれば、より公園としての活用ができると思いますが、今後の管理についてお尋ねいたします。

○土木部長（梅本正直君） それでは、市内の公園管理の状況と三角東港近隣公園の整備及び活用についてお答えします。

市内には都市公園、条例公園を合わせて62か所あり、その管理は行政区に29か所とシルバー人材センターに15か所を委託し、そのほかは直営等で行っております。

東港近隣公園は条例公園で、三角駅の北側に隣接しております。現在の管理状況は、直営にて公園作業員による巡回管理と、業者委託を行っており、今年度に予定していた樹木の伐採等については、先日業者に依頼を済ませ一部実施しているところでございます。また、地域の住民の方々に花等の植栽や草刈りなども御協力をいただいております。住民の多くの方々が、公園に愛着を持っておられると認識しております。

当該公園の整備及び活用方法については、今後、地元行政区長をはじめ、地域住民の方々と交えて、整備等のやり方を再度検討していきたいというふうに思っております。

○21番（中山弘幸君） 公園の管理につきましては、地元行政区や団体の管理委託の協議がうまくいかなかったということも聞いております。地域の現状はかなり高齢化が進んでおまして、なかなか地域への委託等も難しいと思います。当面は直営で管理するしかないと思いますけれども、三角への玄関口の駅の前でもありますので、もう少しこまめな管理をされますように指摘をしまして、次の質問に移ります。

次に、三角町振興株式会社の今後についてお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 三角町振興株式会社は、市の合併以前より物産館経営や三角西港観光施設等の管理運営業務を行ってまいりましたが、平成20年度以降は経営状況が悪化し、さらに平成26年度からは繰越利益剰余金がマイナスとなっております。そこで、経営健全化に向けて人員を整理し、三角西港内にある県及び市が保有する施設の管理及び除草・清掃作業についてのみ、指定管理で請け負う業務体

系へスリム化を進めてきたところ です。

しかしながら、当該法人の業務は、公共性・公益性は高いものの、現在の業務内容では採算性がなく、健全な経営を維持することが難しいという判断から、令和3年3月23日に公表しました第3セクター等経営健全化方針に基づき、令和5年3月の指定管理期間終了時に併せて、当該法人を閉鎖することに至りました。

その後の西港の管理についてですが、令和5年度は市で管理を行い、主な業務は、宇城市観光物産協会への業務委託を予定しています。また、令和6年度以降は、三角西港及び関連施設全体の活性化に熱意がある指定管理者を選定する予定です。

○21番（中山弘幸君） ちょっと残りの4項目につきまして、関連しておりますので1回目の質問は一括して行わせていただきます。西港及び東港の活性化に向けて今後どのような取組をされるのか。また、地域おこし協力隊並びに三角地域振興基金の活用も含めてお考えをお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 先ほど申し上げましたとおり、三角西港は、令和5年度は市が直営で管理を行う予定ですが、令和6年度からは公募によるプロポーザルにて稼げる指定管理者を選定させていただきたいと考えているところです。稼げるということは、それだけ訪れる方のニーズに効果的に対応できるものと考えますので、本市の観光の核として、県内外からの誘客を促進することにつながるものと期待するところであります。

三角東港は、平成18年に三角～島原間のフェリー航路が廃止されて以降、三角駅周辺の商店は閉店・閉鎖が相次ぎ、以前に比べますとにぎわいも失われつつあります。

また、天草宝島ラインが就航しておりますが、天草を目的地としてJR三角線を利用して来訪される観光客は、周遊することなく乗船されるため、東港一帯の経済効果は見込めないのが現状です。

国には、過疎対策を目的とした地域おこし協力隊という人的支援制度があることは承知をしております。具体的には、都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住をして、地域おこしの支援や地域協力活動を行いながら、最終的には、その地域への定住・定着を図る制度です。

三角西港、三角東港の活性化につなげるためには、人と人をつなぎ、地域経済が持続を可能とする取組が必要だと考えています。

今後は、三角地区の振興をコーディネートできる人材の発掘も含め、活性化に向けた調査研究を進めてまいります。

○市長政策部長（元田智士君） 三角地域振興基金の活用についてお答えします。

三角地域振興基金については、宇城市振興基金条例に基づき、三角地域の振興及

び地域活性化の費用に充てるため積み立てているものでございます。

これまでの活用の経緯といたしましては、まず、平成19年度に旧三角庁舎の建設基金を廃止し、それを引き継ぐために本基金を設置して、1億2,200万円余を積み立てております。翌年平成20年度に三角支所及び三角図書館の建設、三角センター改修工事のため、うち2,000万円余を充当しているところです。その後当面は活用せず、令和2年度において地域間交流施設金桁温泉の建設に伴い、建設費用は2億円ほど掛かっておりますが、過疎債を充当し100%の充当率で70%が交付税で補うことができるため、残り30%の一般財源相当額6,000万円を本基金から取り崩して活用しているところです。現在の残高は4,300万円余となっておりますが、今後の活用計画については、現時点では未定でございます。

○21番（中山弘幸君） 西港については、令和6年度から新たに稼げる事業者を選定するという、三角地区の振興をコーディネートできる人材の発掘も含め、調査研究を進めるということですのでけれども、方向性ということでは理解をしますが、もう十分調査研究はされているはずですから、市として何か策はないのか、何かできることはないのかということをお私に常々思っておりますが、その点お尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 現段階では具体的な策はなかなかなく、苦慮しているところです。先ほど答弁にて申し上げましたとおり、コーディネートできる人材を発掘・投入するなど、引き続き三角地区振興に努めてまいります。

○21番（中山弘幸君） 確かに特効薬はないかもしれませんが、私は知恵を絞ればやれることはいくらでもあるのではないかと考えております。先日、嘉古田議員の質問にもありましたが、合併後特に三角町は人口の減少が進み、三角駅周辺から東地区に至るまで、極端にさびれてしまいました。この後の三角議員の質問も控えておりますので細かいことまでは聞きませんが、例えば三角地区を特区とか重点地区に指定して、三角地区で何かを始めようとするときに支援を強化する。そしてその財源に三角地域振興基金を充てるということもできると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（溝見友一君） 確認です。（2）（3）（6）のところの一緒の質問でされているのであれば、別々で考えて。

○21番（中山弘幸君） 項目はあと4項目ありまして、1回目の質問を一括でしたわけで、今3回目の質問をしました。今、3回目でしょう、今再々質問でしょう。

○議長（溝見友一君） 3回目になります。

○21番（中山弘幸君） その次に地域おこし協力隊のことを再質問します。

○議長（溝見友一君） 分かりました。

○市長政策部長（元田智士君） 特区の御提案がありましたので、特区制度について御説明したいと思います。

内閣府が所管する制度で、構造改革特区、総合特区、国家戦略特区の3つの特区制度がございます。現場のニーズに応じて規制緩和・改革を行うもので、それぞれ規模や特徴に違いがございます。

構造改革特区は、3つの特区の中でも比較的に取り組みやすいもので、本市では平成20年に宇城の地のもんでワイン・リキュール特区を受けています。

総合特区については、先駆的・包括的な地域の取組を支援するもので、令和4年4月現在、全国で25地区が指定されています。九州では、阿蘇地域の周辺自治体で取り組む千年の草原継承と創造的活用総合特区、大分県、宮崎県で取り組む東九州メディカルバレー構想特区などがあります。

また国家戦略特区につきましては、国の成長戦略に資する規制改革を行うもので、現在10地区が指定され、代表的なものは国際ビジネス・イノベーション拠点のカジノ特区などがございます。

いずれも目的を明確にし、その目的実現のため規制が障壁になっているものを改革するものであって、単に活性化のため重点地区に指定する目的で活用できる制度ではないと思われまます。

また、基金の活用については、先ほども申しましたとおり、三角地域の振興及び活性化のために活用することに限定しているため、具体的な事業実施の際には、地元合意を経た上で、活用に向けて研究していきたいと考えております。

○21番（中山弘幸君） 今、国の制度の詳しい説明がありましたが、私が言っているのはそういった国の制度の活用ではなくて、まちの中でそういったことを条例化してでも、市の中でやれることもあるのではないですかという提案です。そんな国の制度がうんぬんという大きな問題ではありません。

次に、地域おこし協力隊の活用についてでありますけれども、市は余り積極的ではないようですけれども、全国的には広く活用されており、移住・定住の効果も上がっております。本日の熊日新聞に守田市長が載っておりましたが、芦北の地域おこし協力隊員が紹介されておりました。私は、活用次第では可能性は大きいと思っております。執行部も理解しておられるように、人と人をつなげる人材が必要ということだと思います。地域おこし協力隊にこだわらずに職員でもいいわけです。まずは専門的に対応できる人材を早急に配置することが私は重要だと思いますが、ちょっと時間ありませんので、今の質問を含めまして、市長に今後の三角の振興について答弁をお願いいたします。

○市長（守田憲史君） 今、三角町の振興につきましては、各部長が答弁したとおりで

す。

○21番（中山弘幸君） 市長の言葉で語ってほしいと思います。本来地域おこしやまちづくりというものは、行政の旗振りも重要ですが、本来はそこ住んでいる人が自ら考え、行動するものだと思っています。残念ながらその活力が足りないものから、やはりここは行政に私は旗を振っていただきたいと、強く期待をいたしまして私の質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

18番、河野正明君の発言を許します。

○18番（河野正明君） 皆さん、おはようございます。会派公明党の河野正明でございます。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に移りたいと思いますが、その前に質問の訂正をさせていただきたいと思います。2番のコロナ対策についてと3番の介護保険の補助制度についてを入れ替えさせていただきたいと、3番が2番に、2番が3番ということでもよろしくお願いを申し上げます。今回は、3項目について質問をさせていただきます。

まず初めに、子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）の定期接種についてということで質問をさせていただきます。毎年大よそ11,000人の女性がかかり、大よそ3,000人が亡くなるとされる子宮頸がん。子宮頸がんの死因となるヒトパピローマウイルス（HPV）感染を防ぐワクチン接種について、厚生労働省の専門部会は、昨年11月に接種を国が促す積極的勧奨の再開を決定し、厚生労働省は令和4年度4月より接種を正式に再開をいたしました。HPVワクチンは、2013年4月に定期接種となりましたが、接種後に慢性疲労や歩行困難等の報告が相次ぎ、2か月で勧奨が停止してしまいました。その後、接種率は1%前後で推移をしており、海外と比べても低い水準とどまっております。安全性について2015年に名古屋市は15歳から21歳の約3万人を調査いたしました。その中ですぐ疲れる、普通に歩けなくなったなど、24の症状についての経験や時期を聞き取りした結果、ワクチン接種の有無による差は見られなかったとの報告があります。また、英国の研究チームによる追跡調査で、12歳から13歳でワクチンを打ったグループは未接種に比べて、子宮頸がんの発生率が87%低く、予防効果が示されていま

す。これまでに実施した個別通知は接種勧奨差し控えの状況下のため、接種を勧奨するためではなく、接種の可否を判断するための情報提供として実施されたと思います。接種勧奨の再開が決まった現在、これまでとは個別通知の趣旨が全く異なります。よってHPVワクチンが接種勧奨再開になるにあたり、全ての接種対象者いわゆる小学校6年生から高校1年生相当の女子に対して、国の方針が変わったこと及び接種勧奨の義務を果たすべく案内を個別通知でお届けされたと思います。

そこで、本市における周知とその方法についてお伺いをいたします

○保健衛生部長（杉浦正秀君） それでは、本市における周知について御説明させていただきます。

子宮頸がん予防・HPVワクチンは、平成25年4月から予防接種法に基づき、市町村が実施する定期予防接種となっていますが、ワクチンとの因果関係が否定できない持続的な痛みや運動障害が接種後に見られたため、国の専門家会議での議論等を経て、同年6月に国から接種の積極的勧奨を差し控えるよう通知が出されました。

その後、令和3年11月の国の審議会において、ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことで、積極的勧奨の差し控えを終了することとなりました。

これを受けて、本市でも令和4年4月より定期予防接種の積極的勧奨を再開することになり、4月に接種対象者宛てに個人通知を行いました。またホームページにワクチン接種に関する情報などを掲載し、周知を行っているところでございます。

日本では、20歳から40歳代の若い女性を中心に、年間約11,000人が子宮頸がんにかかり、約2,900人の女性が亡くなっていらっしゃいます。

現在、定期予防接種で使用されているHPVワクチンは、子宮頸がんの原因であるウイルス感染を予防する効果が実証されておりますので、ワクチン接種について、より一層の啓発を図り、接種率の向上に努めたいと考えているところでございます。

○18番（河野正明君） 本市でも令和4年4月から、定期予防接種の積極的勧奨を再開することになりまして、まずもって接種対象者宛てに個人通知を行ったと。またホームページにもワクチン接種に関する情報などを掲載し、周知を行ったということでもあります。これまで接種対象年齢ではなく、HPVワクチン接種を希望していた人は、自費での接種で約50,000円ほど掛かることを余儀なくされてきましたので、公費で接種可能となったことは大変すばらしいことと思います。

次の質問に移らせていただきます。2番目の質問であります。海外の研究では、25歳までHPVワクチンを接種することで、子宮頸がんやその前癌病変のリスク

は低下することが報告されております。また、性交経験後でもまだ感染したことの無い形のHPV感染などを予防できるなどのメリットもあることから、キャッチアップ接種の効果が期待をされています。

そこで、2番目の救済接種であるキャッチアップ接種の対応についてお伺いをいたします。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） キャッチアップ接種の対応について御説明させていただきます。

平成25年6月からの積極的勧奨の差し控えにより、接種機会のなかった平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女子を対象に、令和4年4月から令和7年3月までの3年間、公費で接種できるキャッチアップ接種が実施されることになりました。

本市では、対象者約1,700人宛てに、本年7月から予防接種のお知らせと予診票などの個別送付を行い、対象者が接種について検討・判断できるよう、ワクチンの有効性などについて情報提供を実施し、接種の勧奨に努めているところでございます。

また、積極的勧奨の差し控えにより、定期接種の機会を逃した方で、既に自費で接種を受けた方に対し、事後的に費用を償還する助成制度を現在検討しております。

対象者は、キャッチアップ接種の対象者のうち、定期接種を受けておられず、定期接種の対象年齢を過ぎて、HPVワクチンの接種を令和4年3月31日までに受けられた方です。

助成の申請時期・方法など、方針が決定次第、お知らせさせていただきたいと考えております。

○18番（河野正明君） 本市においては、対象者宛てに本年7月から予防接種のお知らせと予診票などの個別送付を行っていただいたと、対象者が接種について検討・判断できるように、ワクチンの有効性等々について情報提供を実施していただいたと。また、接種の勧奨に努めていただいているということで感謝を申し上げます。また、積極的勧奨の差し控えによって、定期接種の機会を逃した方、さらに自費で接種を受けた方に対して、事後的に費用を償還する助成制度を現在検討しておられるということでもあります。是非、助成を実施していただきますようお願いを申し上げます。対象者によっては、キャッチアップ接種の対象者のうち、定期接種を受けておられず、また定期接種の対象年齢を過ぎて、HPVワクチンの接種を令和4年3月31日までに受けられた方というのが条件ということでした。どうかよろしくお願いを申し上げて、これを受けて、再質問でございますけれども、HPVには100種類以上のタイプがあると聞きました。現在小学校6年生から高

校1年生までの女性が定期接種として公費によって無料で接種できるサーバリックスとガーダシルという2種類のワクチンがありますが、子宮頸がんを引き起こしやすいHPV16型と18型の感染を防ぐことができると。6か月間に3回接種をすることによって、子宮頸がんの原因の50%から70%を防ぐことができるとされています。この2種類のワクチンの違いと、また本市ではどちらのワクチンの選択がなされているのかお伺いをいたします。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 子宮頸がん予防ワクチンにはサーバリックス（2価）ワクチンと、ガーダシル（4価）の2種類がございます。

予防効果はともに同じでございますけれども、いずれのワクチンも3回接種しないと十分な効果が得られません。

また、最初に選択し接種したワクチンは途中で変更することはできませんので、必ず同一のワクチンを3回続けて接種することになります。

2種類のワクチンのどちらを接種するかを選択につきましては、接種を実施する医療機関の医師と十分に相談した上で、ワクチン接種を受ける方、またはその保護者を選択していただくことになります。

○18番（河野正明君） 宇城市で受ける場合は、今の答弁によりますと2種類のワクチン、サーバリックスとガーダシルのワクチンを受けることができると。2種類とも同等の効果というお話でありました。これは、今病院においては2種類のワクチンが置いてあるというふうにとってよろしいかと思えます。その中で、2種類を選択できるということで認識してよろしいですね。私がちょっと聞いたところによりますと、これはちょっとお話しします。子宮頸がんの患者さんから、最も多く検出される先ほど言われました16型そしてまた18型に抗原を含んでいるというか、先ほどワクチンの1つですけど、ガーダシルの有効性というのをお聞きいたしまして、サーバリックスよりもワクチンの効果が、ガーダシルは尖圭コンジローマ等の原因となる6型と11型も加えられた4価型というふうになっているそうでありますので、選択制だったならば、どうかガーダシルを選ばれる方が多くなるのではないだろうか、そんなふうに思えます。もしもできることだったならば希望者のそういった期待に沿えるように、そういったワクチンが足りないとか、もうありませんとか、そういったことがないように常備をしていただく、そういった配慮も必要ではなかろうかと思えますので、そういった点もこれは受診者の方々にそういった情報を提供するということはどうか、もう説明はされていると思えます、もう個別に通知されておりますので。私はやはりそういったところもしっかりお伝えするというふうに、今後できたらよろしくお伺いをいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思えます。2番目の介護保険の補助制度について

てということで、介護保険では、入浴用の椅子など福祉用具の購入等に10万円、そしてまた手すりの設置などのバリアフリーの改修工事等に20万円を上限に補助する制度があります。本市の今の制度では、利用者が一旦全額を支払った後に、自己負担分を差し引いた金額が返還されるというふうになっております。これを償還払い方式と言いますが、そのようになっております。利用者に係る経済的な負担が大きいということから、多くの利用者の方より改善を求める声が上がっておりまして、それを受けまして今回で2回目の質問になりますが、一時的な費用の立替えがなくなり利用しやすい制度になるよう、また利用者の負担軽減のため、受領委任払い制度の導入についてどう考えておられるかお伺いをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 受領委任払い制度の導入についてお答えします。

介護保険制度を利用しました住宅改修費や福祉用具購入の給付費支給について、現在、本市においては償還払い方式を採用しています。

償還払い方式は、利用者本人が住宅の改修や福祉用具購入に要した費用を一旦事業者へ全額支払い、その後利用者が市に対して支給申請を行い、市は保険給付対象の個人負担割合に応じて7割から9割の額を利用者に支払う方式でありまして、この支払い方式は保険制度の原則となっております。

一方、受領委任払い方式は、住宅改修費等の給付相当分を利用者から受領委任を受けた施工事業所に市が直接支払う方式です。

受領委任払い方式は、利用者の一時的な費用立替えの経済的負担が軽減でき、また施工事業所を登録制にすることで、登録条件によってサービスの質を確保できることも期待できます。その反面、受領委任払いが可能な登録施工事業所であれば、利用者の一時的な経済負担が少額で済むため、登録施工事業所への偏りが生じ、小規模な施工事業所に不利益が生じることが懸念されております。

介護給付費の面から言えば、利用者の一時的な経済負担の軽減は、安易な制度の利用を促すこととなり、介護給付費の増大につながることも考えられます。

受領委任払い方式の導入については、メリットとデメリットが共存するものの、全国的には導入する自治体が増加傾向にあり、本市におきましても介護給付費の適正な執行や、市内事業所への影響などについても考慮しながら、まずは、利用者の利便性向上のために、導入に向けて検討してまいります。

○18番（河野正明君） 今答弁をいただきまして、前回の質問においてはやはりメリットの面もあるけれども、デメリットの面で大変困難であるということで検討していただきましたけれども、今回こうやって導入に向けて検討していきたいという答弁をいただき、感謝をしております。最後に、市長より御答弁願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○市長（守田憲史君） 河野議員の御意見、御提案を受け、介護保険における住宅改修費や福祉用具購入の給付費支給について、受領委任払いを導入する準備を進めてまいります。

○18番（河野正明君） 市長の英断に感謝申し上げたいと思います。本当に利用者の方々というのは、やはり年金であったりまたは低所得者の方々が大変多くいらっしゃいます。一旦、やはり現金を払わなければならないということは大変負担ということで、もう2回にわたって様々な方々よりいろいろと改善をしてほしいという依頼がございまして、質問をさせていただいたわけではありますが、本当に市長の英断に対して感謝を申し上げたいと、改めてありがとうございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。最後の質問です。コロナ対策についてということで、皆様本当に今回コロナ第7波によりまして、大変な今までにない感染者、また熊本県内においても過去最高の5,000人を超すというような、本当に未曾有のコロナ感染ということで、宇城市においても200人近くの感染者の方が出たということ、そしてまた本市においての業務体制にいろいろな支障が出たと思いますし、そしてまた保育園そして幼稚園、小中学校等においてもですね、授業に対して支障が起きたり、また家族間での感染であったり様々大変なときであったのではなかろうかと思います。

そういった中で、まず最初に質問をさせていただきます。本市全体としてのコロナ感染第7波における感染の状況と、さらにはその感染者や濃厚接触者への保健所の対応についてお伺いをいたします。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 本市における新型コロナウイルスの感染状況は、第7波に入ったとされている7月から8月までに6,547人の感染者が確認されています。

内訳としましては、7月において3,590人、8月において2,957人の感染者数となっており、年代別に見ますと10歳未満、30歳代の順番で感染者が多い状況となっております。

7月26日に、市内一日当たりの新規感染者数としては、過去最多の198人となった以降、8月下旬に入り、本市の感染者数は減少傾向にあります。引き続き市民に向けて感染防止対策の徹底及びワクチン接種の推進などを図りながら、今後の感染状況に注視していきたいと考えております。

感染者や濃厚接触者への対応につきましては、県の保健所が行うことになっております。

新型コロナウイルス感染症と診断された方は、まず保健所から本人に対して問診や調査を実施し、その内容により自宅療養、宿泊療養、入院の療養方法の決定を行

い、保健所にて電話等で健康観察を行いながら、療養期間を過ごすこととなります。

療養期間については、症状の有無により解除の目安が異なりますが、基本的には、有症状の方は発症日を0日目とし、10日目までとなり、無症状の方は検体採取日を0日目とし、7日目までとなります。

保健所より濃厚接触者に特定された方は、不要不急の外出を控え、自宅待機及び健康観察を行い、自宅待機の期間は、陽性者の発症日または陽性者の発症などにより、住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間となります。

なお、抗原定性キットを用いた検査で、これはいわゆる薬事承認が取れているキットでございますけれども、待機期間の2日目及び3日目に陰性を確認した場合、3日目から待機の解除が可能となります。

濃厚接触者の方で自宅待機期間中に症状が出た場合は、かかりつけ医若しくは最寄りの医療機関に電話相談の上、受診することとなります。

また、新型コロナウイルス感染症対策と日常生活の回復の両立に向け、社会経済活動を行うにあたり、陰性の検査結果の確認が必要な無症状の方や感染拡大傾向時等の感染に不安を感じる無症状の方に対し、熊本県が実施主体となり無料のPCR検査等が県内各所で実施されています。

本市においても、現在、PCR検査を受けられる場所が1か所、また抗原検査を受けられる場所が1か所の計2か所が開設されています。

詳しい内容については、市ホームページ・広報紙号外で周知を行っているところでございます。

- 18番（河野正明君）本市における感染状況でありますけれども、第7波に入った7月から8月17日までに、5,313人の感染者が確認されています。内訳としては、7月において3,590人、8月においては1,723人の感染者数となっているということで、年代別に見ますと10歳未満そしてまた30歳代の順番で感染者が多いといった状況であるということで、やはり今回の第7波では、10歳未満の子どもさんが非常に感染率が多くて陽性ということでありました。そういった中で、新型コロナウイルス感染対策、市としては日常生活の回復の両立に向けていろんな対策を打っておられます。社会経済活動を行うにあたって、先ほど申されましたけど、陰性の検査結果の確認が必要な無症状の方、そしてまた感染拡大傾向時等の感染に不安を感じる無症状の方に対して、熊本県が実施主体となって無料のPCR検査を県内各所で実施されているということ、ホームページとか広報紙あたりに載せていらっしゃるということでもあります。私も、何件か問合せがありました。どこですかと、宇城市管内でPCR検査また抗原検査が無料でできる場所はどこですか

と。私も最初は認識がありませんでしたので、担当課の方にお電話をさせていただいて、聞き取りをいたしました。残念ながら認識がない、調べないと分からないという感じでしたから、わざわざホームページまたは広報等でそういった皆さん方にお知らせをされることならば、まずもってやはり担当課の方々、職員全員としては、電話があっってお聞きされたときには、即座に即答で答えられるような体制を取っていただきたいということが1点です。その方は熊本市内に行って、無料の検査場で受けてという感じなんですよね。先ほど申されたけども、濃厚接触者の場合は5日間、6日目からもういいんですけども、5日以内で何かどうしても行かなければいけないとか仕事関係でといった場合は、抗原検査キットあるいはPCR検査で陰性の証明が必要になりますので、そういった情報というのは、大変宇城市管内で生活をしておられる方が重要になってまいります。その点くれぐれも今後やはりしっかりと対応していただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移ります。本市職員の感染状況、また行政現場での業務への影響はどの程度あったのかお伺いをいたします。

○総務部長（天川竜治君） 本市職員の感染状況を申し上げますと、令和4年度の状況ですが、4月が4人、5月が6人、6月が12人、7月が35人、8月が50人、令和4年度8月末で合計107人でございます。

行政現場での業務への影響であります。市民サービスを維持するために、通常業務引継計画（BCP計画）の徹底を職員に周知しております。また、業務に支障が出ないように、在宅勤務専用パソコンに携帯電話回線を利用して、職場と同じような事務処理、電子決裁、出退勤管理決裁、メール送受信等が在宅でできることから、業務上の影響を最小限にとどめております。

○18番（河野正明君） 本市職員の第7波の感染状況は、7月が35人、そして8月が50人ということで、累計するならば4月から107人の方が感染をされたということです。行政現場での業務への影響についてでありますけれども、市民サービスを維持するために、通常業務引継計画の徹底を職員に周知しております。また、業務に支障が出ないように在宅勤務専用パソコンに携帯電話回線を利用して、職場と同じような事務処理が在宅でできるようにされたということから、業務上の影響を最小限に抑えることができたということで、本当に通常の業務に差し支えがなかったということで感謝をしたいと思います。ありがとうございます。

次の質問に移ります。市内保育施設における感染状況とその対応についてお伺いをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 本年度市内25保育施設における新型コロナウイルス感染症の感染状況については、市へ報告があつている感染者数が199人、全部休園が

延べ32園、一部休園、これはクラス休園という形になりますが延べ59園という状況です。

各園から陽性者等が発生した場合の対応としましては、国や県の指針に基づき休園等の基準を定めた宇城市独自の対応マニュアルを作成し、市内各保育施設と共有しておりまして、そのマニュアルの基準により各々の感染状況を分析した上で、市と各保育施設が連携を取りながら、休園や一部休園などの判断をしております。

また、保育施設内における感染症対策の徹底や保育の継続性を確保するために必要な備品や消耗品の購入、施設の消毒等の費用を補助する事業を令和2年度から令和3年度にかけ3回実施しております。

本年度につきましても、新型コロナウイルス感染症対策として国の補助事業である保育対策総合支援事業の実施を予定しており、今定例会において1,271万3,000円の歳出補正予算を提案しております。

○18番（河野正明君） 本年度4月から7月までの市内25の保育施設における感染状況について、今答弁をいただきました。報告があっている感染者数が199人、そして全部休園が延べ32園であったと、一部休園が延べ59園となったということで、すごい数だなと思いました。また、陽性者等が発生した場合の対応ということで、宇城市独自の対応マニュアルを作成されて、そのマニュアルの基準を基に個々の感染状況を分析して、市と各保育施設が連携を取りながら休園等の判断を行ったということで、今答弁をいただきました。

また今後、事業の継続を図るために必要な備品や消耗品の購入であったり、施設の消毒等の費用を補助する新型コロナウイルス対策保育環境改善等事業補助金1,200万円を本議会で補正計上していらっしゃるということで、しっかりと今後とも引き続き対策を打っていただいて、子どもたちが安心・安全にやはり勉強、そして保育園で遊べるように、しっかりとした対策で今後ともよろしくお願い申し上げまして、時間を超過いたしました。以上をもちまして質問を終わらせていただきます。

○議長（溝見友一君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時30分

再開 午前11時40分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番、三角隆史君の発言を許します。

○11番（三角隆史君） 皆さんこんにちは。議席番号11番、会派彩里の三角隆史でございます。夏の甲子園では九州学院がベスト8と大健闘の頑張りを見せてくれ、県民に勇気と感動を与えてくれました。またプロ野球では、同じ九州学院出身のヤクルトの村上宗隆選手が5打席連続ホームランの日本新記録を打ち立て、また昨日はシーズン51本目のホームランを打ち、さらに現在三冠王を十分狙える位置にいて、今後の村上選手の活躍に目が離せません。また、ハンドボールのプロ化が決まり、県内スポーツもバスケ、サッカー、野球、ハンドボールと幅が広がり、プロを目指す子どもたちに勇気を与え、スポーツによるまちづくりを目指す自治体が今後増えていくことは容易に想像できます。宇城市にも是非参画していただき、好立地を活かし、たくさんの方々がこぞって来られる環境整備を行っていただきたいと願うばかりです。また、企業誘致に目を移すと、TSMCの菊陽町進出が決まり、県内への設備投資意欲が高まっています。県北を中心に続々と半導体関連企業の進出が決まっています。我が宇城市にもKMKが第2工場を松橋町豊福に建設し、11月より操業、地元からも雇用されるということで非常に注目される場所であり、豊福に移住する若い方が増えることも十分に予測でき、小学校を含めた周辺整備が必要となってくるのではないのでしょうか。熊本には勢いがついてきています。宇城市にもこの波に乗り遅れないようにしていただきたいと切に願うばかりです。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり大きく2点、地域振興、教育振興について質問をさせていただきます。

まずは大きな1点目、地域振興について質問させていただきます。令和6年3月をもって戸馳保育園が閉園すると聞いています。そこで保育園児にとって閉園となると、次の保育園を探さなければなりません。三角には4つの保育園があることから、別々の保育園に行くことが考えられ、子どもたちの心情を考えるとかわいそうでなりません。また、転園にあたって保護者の方々は諸手続き、今の保育園より遠くなることから新しい保育園への送迎など新たな負担が生じてきます。このあたりを市はどう考えておられるのかお尋ねをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 戸馳保育園の閉園に伴う現状についてお答えいたします。

戸馳保育園につきましては、令和5年度末をもって閉園する市の方針を保護者の皆様方に説明をし、閉園することにより懸念される諸問題について、現在保護者の皆様方と協議を行っているところです。

閉園に伴い、在園児の転園が見込まれる保育施設については、同じ小学校区内で社会福祉法人が運営されている3か所の保育園が存しますが、転園先の選択については保護者の皆様方が決定するということになります。

3か所の保育園ではそれぞれ特色のある保育が行われており、保護者の皆様方に

は、子どもの適性に合致した園選定のための施設の見学を提案し、各3つの保育園には保護者見学への対応を依頼しましたところ、快諾をいただいているところでございます。

市としては、転園先や転園時期など、可能な限り保護者の希望に沿った対応を行っていく予定です。手続きにつきましても、通常どおり申請書を提出していただくこととなりますが、その提出方法などについては、保護者の負担を可能な限り軽減するような対応を行ってまいります。

また、戸馳地区外の保育施設に転園することにより、送迎など保護者負担が増加することについては、これも行政でできる限りの対応を行いたいと考えておりますが、他の地域での民営化以降の状況や、戸馳地区内の約半数の就学前児童が地区外の保育園に通園されている現状において、不公平感が生じないように、今後も保護者の皆様方と慎重に議論していきたいと考えております。

○11番（三角隆史君） 戸馳保育園が閉園ということで、戸馳島から出ていく方もいるのではないかと危惧されます。次に質問します花の学校もそうですが、市が完全に手を離したら、見向きもしなくなったらどうなるのでしょうか。これからもどうか何らかの形で関わりを持っていただきたいとお願いをしたいと思います。

また、戸馳保育園のそばには改善センターがありますが、この改善センターもかなり老朽化しております。非常時、災害時は三角防災拠点センターに行くようになっておりますが、橋を渡ることが不可能な場合、改善センターに皆さん避難をされます。改善センターはそんなに広い施設ではありません。こういう状態なので、今後、保育園、改善センターを一体に考えていただき、保育園閉園後はコミュニティ施設を造っていただくなど、住民の皆様によりどころとなる環境づくりに努めていただくことを期待しております。

次の質問に移ります。花の学校についてということですが、すみません、若宮海水浴場・キャンプ場も含めたところの質問とさせていただきます。今年4月より花の学校が1年前倒しで閉鎖されました。とはいえ、5年間無償貸付けという前倒しの条件によって、合同会社花のがっこうが管理運営をしていらっしゃる。苗の成長、販売までの過程を考えたら5年は必要なのは理解をするところであります。この5年間はラン栽培の継続を含め、今後の花の学校の敷地及び若宮海水浴場・キャンプ場を考える重要な期間でもあります。この5年の間に花の学校でお店をしたい、花の学校の敷地内で事業をしたいということは可能なのでしょうか。また、若宮海水浴場において、7月、8月のみの運営になっていると思いますが、最近のキャンプブームで、それ以外の時期に多数訪れておられるのを見かけます。風光明媚なゆえに訪れたい場所でもあると思います。費用対効果の観点から難しいかと

もと思いますが、通年の運営はできないのか重ねてお尋ねいたします。

○三角支所長（佐藤幹雄君） 宇城市戸馳花の学校は、平成7年に地域の活性化と環境整備、花きの生産の振興と需要の開拓を図る目的で開業いたしました。

宇城市となり、施設を管理運営するために毎年約3,000万円の経費が掛かり、1,000万円程度の赤字経営が続くことから、平成24年度に戸馳花の学校の経営改善及び管理運営に関する経営検討委員会が開催され、審議の結果、平成27年度から指定管理者の運営に移行され、合同会社花のがっこうが管理運営を行ってきました。指定管理は、1期目が平成27年度から平成31年度の5年間、2期目が令和2年度から令和4年度の3年間の協定を締結し、この2期目で指定期間満了後の戸馳花の学校の方向性を決めることとしていましたが、指定管理協定を1年前倒しし、令和4年3月31日をもって施設は廃止することとなりました。

また、指定管理協定を1年前倒しする条件として、令和4年4月1日から合同会社花のがっこうに施設全体を、普通財産として5年間無償貸付けし、花き類の生産販売及びパン製造販売を借受目的に施設の管理、運営を行っていただいています。

現在使用されていない施設のスペースを新規に使用される方につきましては、宇城市議会の議決を得て、合同会社花のがっこうに市有財産使用貸借契約書に基づき5年間無償貸付けしていることから、新規にテナントが使用するという事は厳しい状況です。

次に、青少年海洋研修施設いわゆる若宮キャンプ場及び海水浴場について、現在の施設の開場期間は7月1日から8月31日までとなっており、ここ数年の来場者数は平成27年度8,400人、平成28年度9,807人、平成29年度8,094人、平成30年度7,911人、平成31年度6,162人、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により閉鎖したため0人、令和3年度5,793人となっています。

開場期間外については、本市に連絡していただき、利用上の注意を説明した後、場所の確保は補償せず、無料で利用いただいている状況です。期間外の申出件数は、令和3年度191件です。

施設の通年利用に関しましては、期間外の利用件数を把握しつつ、今年度はゴールデンウィーク期間中来場者が多く、施設周辺が混雑し、地元迷惑をかけることから、施設開場後、初めて期間外に施設を開場しました。年間を通して利用状況を把握し、施設を開場する場合、管理運営するスタッフが必要となることから費用対効果等も考慮し、検討していきたいと考えております。

○11番（三角隆史君） 戸馳はあらゆる可能性を秘めた場所です。無くすことは簡単ですが、無くしたことを取り戻すことはほぼ不可能でありますし、無くしたものを

取り戻すにはそれ相応の何十倍のエネルギーを必要とします。どうか将来に希望を持てる施策を実現していただきますようお願いをしまして、次の質問に移ります。

三角港については、幾度となく質問をさせていただきましたが、港としての役割も明確化されず、何の進展もなく、衰退の一途をたどっているのは誰もが御存じのことだと思えます。さらに、先日の四海議員の行政区に関する質問において、三角町だけが2040年の限界集落の割合が83%と突出しているのを聞いて、がく然といたしました。ほか4町と比べ行政区の数が多いとはいえ、バス停の数とともに見直しの必要性が急務かと考えます。しかし、最近少しだけ変化の兆しが見受けられるようになっていきます。三角駅の近くに新しい店がオープンしたり、週末にはコーヒーショップやクレープショップが駅に出店され、また駅からすぐのちゃんぽん屋さんには行列ができたり、地味ではありますが少しだけ動きが出てきました。商工会三角支所の横に立っておりました旧三角ショッピングセンターが解体され、次に何ができるのだろうかということにも非常に注目が集まっています。今、三角の最大の関心事とも言っていいいでしょう。ただ、三角港周辺は県所有の土地が多いので、県の取組が非常に重要になってきます。

そこで、市としても県に働き掛けていただきたいと思いますがいかがでしょうか。例えば、三角港沿いに立てられております県営倉庫を宿泊施設にリノベーションするとか、海のピラミッド前をスケートボード場にするとか、出店テナントを募集するとか、三角駅前にはアクションを起こせば人が来ます。そういうふうにと県と連携して民間活力を促進するぐらいのことをしていただきたいと思いますし、市としての施策をお尋ねいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 県営であります三角東港は、昭和26年に重要港湾に指定され、昭和から平成にかけて、天草五橋開通や熊本港、八代港の港湾整備が進められたことにより、現在は人流・物流ともに県下で3番目の港と位置付けられております。

県における近年の主だった港湾整備としては、平成2年に本港の新たなシンボルとして円錐形のフェリーターミナル海のピラミッドの建設や、平成25年には国際埠頭A岸壁の整備、平成28年には三角東港広場再整備などを経て、世界文化遺産に登録された三角西港区域と一体となった観光や地域住民の憩いの場として東港整備を進めてきたところでございます。

平成18年には三角と島原を結ぶフェリーが廃止されましたが、平成21年から三角港と本渡港を結ぶ旅客船天草宝島ライン株式会社シークルーズが就航を始め、平成23年、JR九州のA列車が熊本駅から三角駅まで運行したことにより、現在はA列車に合わせて1日3便の旅客船が就航している状況です。

なお、会場においては、物流系企業が公共上屋を一時保管庫として利用されているとともに、海の日のみすみ港まつりやオールドカーフェスティバルなどのイベントを開催し、地域住民や県内外からの旅行者が三角港を訪れることで、港に親しむ機会の創出に取り組んでまいりました。今年は、3年ぶりに港まつりが開催できて大いににぎわいを見せたところです。

また海のピラミッド内には、一昨年から誰でも自由に弾けるストリートピアノを設置しており、気軽に音楽に触れてもらえることで、少なからず潤いにぎわい、交流を生み出しているものと感じております。

今後もこうした三角東港を核とした取組を続ける中で、地域と人の関わり合いを深めていくとともに、県や天草地域とも連携しながら周遊型・滞在型の観光施策等を模索し、関係人口、交流人口の増加に向けて努めていきたいというふうに考えております。

○11番（三角隆史君） やはり港としての機能、役割を明確化しないと永遠に活性化は望めません。「三角港の活性化なくして宇城市の活性化はなし」という言葉は、ただの選挙のためだけのキーワードだけではありません。三角港に活気をもたらすということは、人口増加どころか所得の増加、物心両面に潤いをもたらします。熊本天草幹線道路ができれば、物流の面でも港の機能は重要になります。そこで、三角港にも影響をもたらすことになる天草幹線道路インターチェンジの今後の動向について、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 今回の御質問の前に東港でございますが、私も県議の時から携わらせていただきましたが、東港は8億円をかけて県が整備しているところです。そして西港も栈橋から西港世界遺産まで5億円ですが、おそらく6億円、7億円掛かろうかと思いますが、今県に整備していただいているところでございます。しっかりとそれなりに県も頑張らせていただいているところで、宇城市もやはりしっかりと連携して今後考えなければなりません。また、三角議員が高規格道路インターチェンジに触れられましたが、高規格道路のインターチェンジは御存じのように三角町には都合3か所でき上がります。あと2.5か所国と連携して建設しなければなりません。宇城市もインターチェンジからのアクセス道路を含めて、多額の予算が必要となります。しかしながら、三角町振興、宇城市西部の振興にとって必要不可欠です。三角町振興のカンフル剤にしたいと考えております。今後インターチェンジを含めて企業誘致にも努めてまいります。

○11番（三角隆史君） 港とはJRの駅と同じくらい、またそれ以上の活力を宿しております。利用の仕方次第では、巨大なマーケットをつくることのできるのです。という意味で、三角港の活性化は宇城市経済だけではなく、天草方面にも好循環を

生んでいくこととなります。ですので、市と県との両輪で県下財産の港、三角港に向き合ってほしいということを願ひまして、次の大きな2番、教育振興についての質問に移ります。

宇城市内の小中学校は、建設中また比較的新しい学校が多いのかなと思いがちですが、築40年から50年になる学校もあり、そういった学校は老朽化による雨漏り、塗装の剥がれなどの心配があり、幾度となく補修がされてきたのだらうと思ひます。そこでお尋ねをいたしますが、雨漏りが発生している学校はどのくらいあるのでしょうか。

○**教育部長（豊住 章君）** 市内小中学校の雨漏り等の発生状況について説明いたします。

御承知のとおり、本市の小中学校は昭和40年代から50年代に建設された建物が多く、ここ数年でも複数の学校において、校舎・屋内運動場での雨漏りの報告がなされています。

原因は老朽化によるもの、雨どいの詰まりなど外的要因に起因するものなど様々な原因が考えられます。

報告の都度、現地を確認し部分修繕による処置を施しております。全面的な改修については、多額の費用も発生するため、宇城市学校施設等長寿命化計画に基づき、計画的に改修していきたいと考えております。

○**11番（三角隆史君）** 先日、会派で豊福小学校を視察させていただきました。豊田議員、坂元議員からも説明があったように、築50年を超える校舎内の塗装、壁紙は剥がれ、屋上は雨漏りの修繕の跡が何か所もあり、それでも雨漏りは改善しないとのこと。子どもの学び場がこういうことでもいいのかと率直に思ひました。企業誘致もされることでありますし、子どもの数の増加も考えられる豊福地区の学校として、安心・安全が保障されるべきではないかと考えます。学びの場が危険ということはあってはならないことです。建て替え、大規模改修についてできない理由を言うのではなく、できることから始めてみてほしいと切に願ひます。

再質問になりますが、青海小学校敷地内への保育園建設に伴い、東側駐車場の代わりに校舎裏へ駐車場を整備することになっていると思ひますが、進捗状況と完成時期についてお伺ひいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 青海小学校東側駐車場内に青海保育園園舎が建設されることで、代替えの駐車場を校舎西側に新たに整備する計画としております。

駐車場の位置や台数などについては、学校・PTAとも協議して決定しており、現在は、工事を実施するための設計業務を行っているところです。

設計後、速やかに工事を発注する計画であり、令和4年度中には完成する予定で

す。

○11番（三角隆史君） 今回、公立の小学校の敷地内に民間の保育園が建てられるという画期的なことに、宇城市は協力をしていただいております。郡浦・大岳地区の子どもたち、保護者、地域の皆様に喜んでいただけるよう、またすばらしい保育園ができるよう今後も宇城市の協力をお願いいたしまして、次の小さな2番の質問に移ります。

議長のお許しをいただき、皆様のお手元に幼保小の架け橋プログラムの概要のプリントをお渡しさせていただきました。文部科学省が今年度より提唱しております、義務教育前の5歳児、いわゆる年長児から義務教育の初年度となる小学校1年生への架け橋期間を子どもに関わる大人たちが立場の違いを乗り越えて連携・協働し、全ての子どもたちの多様性に配慮した上で、全ての子どもたちに学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指す内容です。こういった国が提唱している幼保小の架け橋プログラムを宇城市の中でモデルケースとして、先ほども質問させていただきました青海小学校・保育園で実施していただき、隣接するメリットを活かし、子どもたちにとって有意義な教育環境を整えていただければと思うのですが、福祉部長、教育部長の見解をお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 宇城市内幼保小連携の現状について、まず福祉部からお答えします。

現在、本市の各小学校と各保育園、認定こども園などは、主に翌年度入学予定の園児を対象としまして、情報交換を行うなどの連携を図っております。

具体的には、保育園等の職員が卒園児の通う予定の小学校の授業の参観、小学校教職員が各保育園等を訪問し保育参観を行うなど、入学前や卒園後の状況把握を行いながら、小学校の教職員及び保育園の職員で意見交換を実施しております。

また、不知火小学校区においては、中学校も含めた園長・校長合同会議を開催し、各園・学校の課題や行事の情報共有を行っています。

福祉部の見解としまして、幼保小の架け橋プログラムは、国が今年度、全国19か所のモデル地域において具体的に開発実践を行い、その成果の検証等を実施する調査研究を行うこととしており、その検証結果を注視しつつ、現状にて可能な連携の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○教育部長（豊住 章君） 福祉部長の答弁と重複するところもあるかと思いますが、幼保小の架け橋プログラムは、5歳児から小学校1年生の接続期におけるカリキュラムの開発や研修の実施などに、重点的に取り組む自治体を採択する委託事業であり、文部科学省が2022年度から新たに取り組む事業です。全国で19の自治体がモデル地域に採択されました。九州では、大分県の竹田市が採択されています。

本市の小学校では、入学したばかりの1年生が、なかなか小学校になじめず、問題行動が続く小1プロブレムの解消に向け、幼稚園・保育園等の遊びや生活を通した、学びと育ちの基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活をつくり出していくために、入学当初にどんなことを学習するのかを具体的に計画したスタートカリキュラムを作成し、実践しているところです。

さらに、本年度より全小中学校に学校運営協議会を設置し、地域と一体となって子どもたちを育む地域と共にある学校づくりに取り組んでおります。

当協議会には、保護者や地域住民の代表が委員として参加いただいております。中には、幼稚園・保育園・認定こども園の園長が委員となり、幼保小の架け橋プログラムと類似した取組を実践している学校もあると聞いております。

- 11番（三角隆史君） 今御答弁の中にもありました地域と共にある学校づくり、これが特に小規模校にとって非常に重要な命題であり、地域づくりにおいて学校という場所が、地域の皆様にとってもとてつもなく重要な拠点であるということ、災害が発生したとき、イベントを行うとき、必ずや舞台は学校になるのかと思います。そういった地域にとって、学校とは子どもにとって学び舎であるとともに、地域の方々にとって貴重な心のよりどころでもあります。そういった地域にとっての重要な拠点で、幼保小の架け橋プログラムをできるだけ早い時期に実施していただくことを願ひまして、次の小さな3番の質問に移ります。

宮崎県五ヶ瀬町では、五ヶ瀬のGを取ったG授業というユニークかつ画期的な授業が行われております。G授業とは、五ヶ瀬町においては町内の全小中学校が小規模校であるため、各学校において日常的に少人数指導が実施できており、きめ細やかな教育が実践されている。しかしその一方、授業内容によっては大人数の方が効果が高い授業が実施できず、集団による意見の交換や切磋琢磨し合う活動が不十分になる状況もある。そこで、1学校単位で見ると少人数学級の五ヶ瀬町ですが、町内全学校を集めると大人数にできるので、この要素を活用して教科单元ごと、教科内容ごとに、各学校における少人数授業とG授業による大人数授業を効率よく行い、通常の授業以上の学習効果を見出していくというものです。また、五ヶ瀬町のG授業を通した目的は、教職員を最大限に活かしながら、各学年教科の学習内容に適した人数や学習形態で授業を行う。教職員一人一人の指導力向上に役立てるということです。また、「五ヶ瀬を知る、五ヶ瀬で学ぶ、五ヶ瀬に貢献する」というビジョンを基に、学年ごとに地域において体験活動を行っており、地域にすばらしい効果をもたらしております。こういった五ヶ瀬町の取組を宇城市においても取り入れる部分はあるかと思いますが、市のお考えをお伺いします。

- 教育部長（豊住 章君） ただいま三角議員が御紹介されました宮崎県五ヶ瀬町が行

っているG授業とは、各学年・各教科の授業内容に適した人数や授業形態で授業を行うことができるよう、町内4つの小学校と2つの中学校の垣根を取り払って行う授業システムのことです。

本市は、小学校が12校、中学校が5校、計4,500人ほどの児童生徒がいます。小規模校もあれば大規模校もあります。五ヶ瀬町の学校事情とは実態が若干異なっております。しかしながら、五ヶ瀬町のG授業に類似した本市の取組を御紹介いたします。

まず取組の1つに、各中学校区における小中一貫教育の推進があります。小学校と中学校の学校文化の差異により、中学1年において精神的・身体的な負担が生じ、教育効果の減少や問題行動等の増加など、いわゆる中1ギャップの課題が顕著化してきた事実が全国的にありました。本市においても例外ではなく、この課題の改善等を目指し小中一貫教育を進めてきました。

具体的には、1中1小施設一体型の学校での、小中合同の運動会や水泳発表会の実施、1中4小学校施設分離型の学校での中学3年生と小学6年生との交流も実施しております。さらに、この小中一貫教育は、児童生徒の交流だけではなく、教職員の交流も実践しております。

取組の2つ目として、先ほども申しましたが、今年度より全小中学校に学校運営協議会を設置し、地域と共にある学校づくりに取り組んでいます。

具体的な例としまして、小学校における稲作体験、黒砂糖づくり体験、中学校における職業講話等に取り組んでいます。

宮崎県五ヶ瀬町の教育実践とは違いますが、今まで述べましたように、宇城市の課題や実態を踏まえ、本市なりの各学校における取組を、教職員が知恵を絞り、工夫して、意義ある実践を継続しております。

- 11番（三角隆史君） 宇城市においても様々な工夫がなされ、子どもたちのために様々な取組がなされていることは理解するところであります。ただ、教える側はちゃんとしている、一生懸命努力していても、それが子どもたちにちゃんと伝わり、豊かな心が育まれない限り、良い教育が実践されているとは言えないのではないのでしょうか。双方にとって実りのある教育が施されていくことに期待をしまして、最後の質問に移ります。

高校生の就職状況について質問をいたします。まずは、どのようなスケジュールの下、就職活動が始まるのかお尋ねいたします。また、令和3年度における高卒3年以下の離職率が約37%との結果が出ております。就職の在り方と離職率の高さは無関係とは思えない感じもします。このIT社会においていろんな情報を得ることができる状況の中、思うような就職ができているのか、検証すべきところに来て

いるのではないのでしょうか。市としてどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 企業誘致の観点から、高校生の就職活動について答弁したいと思います。

高校生の就職活動は、まず企業が6月1日にハローワークに求人申込書を提出、7月1日に求人票が公開され、9月5日に学校推薦、応募書類の提出開始、9月16日から採用選考が開始されます。採用選考後、7日以内を目安に学校を通じて生徒宛てに採否が通知されます。

この際、1人の生徒が応募できる企業が1社である1人1社制と言われるルールがありますが、10月16日以降は1人2社まで紹介が認められます。

また、厚生労働省が令和3年10月に公表した新規学卒就職者の離職状況では、高校生の就職後3年以内の離職率は36.9%となっており、理由としましては、人間関係、本人の想像と実際の仕事とのギャップ、時間外勤務や余暇、給与待遇などが考えられます。

宇城市としましては、企業情報が高校生、保護者に伝わるよう、企業情報を市のホームページに掲載、管内高校と連携し、企業合同説明会を実施しております。新型コロナウイルス感染対策として、説明会は対面だけでなく、オンラインでも対応しております。

また、市内企業の中には、IT化等、生産性を向上させることで、残業や夜勤の廃止、在宅勤務など働き方改革に取り組む企業もあります。

こうした高校生と企業のギャップ解消及び企業の生産性向上による就労環境の向上を宇城市も後押しし、高校生の離職率低下に努めたいと考えております。

○11番（三角隆史君） 今、一般質問を全て終わりましたが、本日この一般質問を通して思ったことは、こちら側がどれだけ頑張った努力したといっても、結局相手側に真意が伝わらなければ、仕事にしても教育にしても就職活動にしてもうまくいったとは言えません。俺は頑張った、相手が分からないから相手が悪いではいい結果なんて出るわけがありません。自分の思い、知識、情熱を伝える能力を身に付け、相手にも幸せになっていただく、心豊かになっていただく、伝える能力、伝わる思いが育まれる、そういった地域にここ宇城市がなることを願います。

明日から1週間、東京銀座熊本館で宇城市フェアが開催されますので、どうか執行部、議員の皆さんは、親戚等知り合いにお声掛けいただき、宇城市の物産をたくさん買っていただくようお願いしていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（溝見友一君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。
ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時20分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第2 報告第10号 令和3年度宇城市一般会計継続費精算報告について

日程第3 報告第11号 令和3年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について

日程第4 報告第12号 令和3年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について

日程第5 報告第13号 令和3年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について

○議長（溝見友一君） 日程第2、報告第10号令和3年度宇城市一般会計継続費精算報告についてから、日程第5、報告第13号令和3年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

これで、報告第10号から報告第13号までを終わります。

-----○-----

日程第6 承認第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）

○議長（溝見友一君） 日程第6、承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第4号は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第4号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5

号) を採決します。

採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第4号を承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(溝見友一君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(溝見友一君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第7 | 議案第61号 | 令和4年度宇城市一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第8 | 議案第62号 | 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第9 | 議案第63号 | 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第64号 | 令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第65号 | 令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第66号 | 令和4年度宇城市水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第13 | 議案第67号 | 令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第14 | 議案第68号 | 令和4年度宇城市民病院事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 議案第69号 | 宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第70号 | 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第71号 | 宇城市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第72号 | 宇城市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第73号 | 宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第74号 | 国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例等を廃止する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第75号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について |
| 日程第22 | 議案第76号 | 財産の取得について |
| 日程第23 | 議案第77号 | 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第24 | 議案第78号 | 令和3年度宇城市下水道事業会計資本剰余金の処分につ |

いて

○議長（溝見友一君） 日程第7、議案第61号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第3号）から、日程第24、議案第78号令和3年度宇城市下水道事業会計資本剰余金の処分についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

議案第61号から議案第78号までにつきましては、お手元に配布しております令和4年第3回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第25 認定第1号 令和3年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第26 認定第2号 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第27 認定第3号 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第28 認定第4号 令和3年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第29 認定第5号 令和3年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第30 認定第6号 令和3年度宇城市水道事業会計決算の認定について

日程第31 認定第7号 令和3年度宇城市下水道事業会計決算の認定について

日程第32 認定第8号 令和3年度宇城市市民病院事業会計決算の認定について

○議長（溝見友一君） 日程第25、認定第1号令和3年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第32、認定第8号令和3年度宇城市市民病院事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第33 決算審査特別委員会の設置について

○議長（溝見友一君） 日程第33、決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

ここでお諮りします。認定第1号令和3年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号令和3年度宇城市市民病院事業会計決算の認定についてまでについては、宇城市議会委員会条例第6条及び会議規則第36条第1項の規定に

に基づき、20人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して地方自治法第98条の規定による議会の検査権を決算審査特別委員会に委任することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までについては、20人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して地方自治法第98条の規定による議会の検査権を決算審査特別委員会に委任することに決定しました。

ただいま決算審査特別委員会が設置されましたので、特別委員の選任については委員会条例第8条第1項の規定によって、私、議長並びに議会選出監査委員の19番、入江学君を除く20人を指名します。

-----○-----

日程第34 休会の件

○議長（溝見友一君） 日程第34、休会の件を議題とします。

ここでお諮りします。明日6日から来週12日までは、各常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、9月6日から12日までは休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後1時05分

第 5 号

9月13日 (火)

令和4年第3回宇城市議会定例会（第5号）

令和4年9月13日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第61号 | 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第2 | 議案第62号 | 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議案第63号 | 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第64号 | 令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第65号 | 令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第66号 | 令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第67号 | 令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第68号 | 令和4年度宇城市民病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第69号 | 宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第70号 | 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第71号 | 宇城市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第72号 | 宇城市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第73号 | 宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第74号 | 国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例等を廃止する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第75号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について |
| 日程第16 | 議案第76号 | 財産の取得について |
| 日程第17 | 議案第77号 | 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第18 | 議案第78号 | 令和3年度宇城市下水道事業会計資本剰余金の処分について |
| 日程第19 | 陳情第1号 | 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出を求める陳情 |
| 日程第20 | 議案第79号 | 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第4号） |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勲君
13番 高橋佳大君	14番 高本敬義君
15番 溝見友一君	16番 園田幸雄君
17番 福田良二君	18番 河野正明君
19番 入江学君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 窪田潤子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 天川竜治君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 黒崎達也君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 杉浦正秀君
経済部長 浦田敬介君	土木部長 梅本正直君
教育部長 豊住章君	総務部次長 舩井貴男君
市長政策部次長 福田真治君	市民部次長 星津章博君
福祉部次長 平松洋介君	保健衛生部次長 井住寿宏君
経済部次長 中川裕二君	土木部次長 平木恵一君
教育部次長 植野修君	三角支所長 佐藤幹雄君

不知火支所長	木 下 秀 典 君	小川支所長	竹 口 則 和 君
豊野支所長	赤 星 徹 君	市民病院事務長	坂 本 優 子 君
上下水道局長	木見田 洋 一 君	会計管理者	西 村 光 代 君
監査委員事務局長	坂 井 孝 治 君	農業委員会事務局長	岩 竹 泰 治 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から、追加議案が提出されております。提出議案は、お手元に配布しております議事日程記載の日程第20、議案第79号であります。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第61号 | 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第2 | 議案第62号 | 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議案第63号 | 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第64号 | 令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第65号 | 令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第66号 | 令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第67号 | 令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第68号 | 令和4年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第69号 | 宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第70号 | 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第71号 | 宇城市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第72号 | 宇城市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第73号 | 宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第74号 | 国民健康保険宇城市市民病院使用料等徴収条例等を廃止する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第75号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について |
| 日程第16 | 議案第76号 | 財産の取得について |
| 日程第17 | 議案第77号 | 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第18 | 議案第78号 | 令和3年度宇城市下水道事業会計資本剰余金の処分について |

○議長（溝見友一君） 日程第1、議案第61号令和4年度宇城市一般会計補正予算

(第3号)から、日程第18、議案第78号令和3年度宇城市下水道事業会計資本剰余金の処分についてまでを一括議題とします。

去る9月5日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長(三角隆史君) おはようございます。総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件2件、条例案件2件、その他案件3件であります。委員会を9月7日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第61号一般会計補正予算、企画費の松橋駅西周辺開発整備基本構想策定業務委託料について、委員から「どのあたりまでの開発を考えているのか。また路線で地域が東西に分断されていることにより格差が生じている。何らかの方法により貫通することも必要ではないか」との質疑に対し、執行部から「平成20年度に松橋駅西側一帯60ヘクタールを構想しているが、14年の経過による時代の変化を考慮した計画を考えたい。最終的には農振除外を目指し、土地開発公社の活用、手法等、何がベストかこれからコンサルタントとつくり込んでいく」との答弁がありました。

また、空き家改修事業補助金について、委員から「現在の空き家対策の状況についてはどうか」との質疑に対し、執行部から「令和3年度の空き家バンク物件の成約件数は21件。近年宇城市外の方の成約が増えている」との答弁がありました。

教育費、体育館費の旧豊野小学校体育館改修工事費について、委員から「物価高騰による増額割合は18%、不知火小学校は13%の増額との説明を受けたが、この差の違いは何か」との質疑に対し、執行部から「設計自体は別に行っているので直接比較はできないが、市の算定により実質15%の増額に更なる物価高騰を考慮し18%増額とした」との答弁がありました。

次に、議案第70号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「改正に至った経緯は何か」との質疑に対し、執行部から「職員による誤送金の不祥事が発生したことにより、市長及び副市長自ら市の代表者として責任を取るとの申出があった」との答弁がありました。これに対し、委員から「今後、このようなことがないように再発防止に努めていただきたい」と

の意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件2件、条例案件2件、その他案件3件については全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（坂下 勲君） おはようございます。建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件、条例案件1件、その他案件1件の合計5件であります。委員会を9月7日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第61号一般会計補正予算の林業総務費について、委員から「清掃業務委託料、樹木伐採業務委託料、林道維持工事費の事業は決まっているのか」との質疑に対し、執行部から「災害を未然に防ぐ対応としての業務委託及び工事になり、対応箇所は決まっている。なお、林道を通る車に危険な樹木の伐採、水路に枝葉がつまり水が流れない等で清掃が必要となる。今後は、基金を活用して積極的に伐採、工事等を行っていく」との答弁がありました。

また、森林環境譲与税基金を使った事業について、委員から「森林整備及びその促進に関する費用として、林道につながる作業用道路の新設にも使えるのか」との質疑に対し、執行部から「私有林、人工林の間伐作業を行う場合の作業用道路整備となると今後考えられるが、今回は台帳に掲載されている3本の林道の改修が必要な箇所の工事で使用する」との答弁がありました。

議案第67号下水道事業会計補正予算の農業集落排水施設実施計画業務委託料について、委員から「三角町浦地区農業集落排水施設実施設計業務は新設なのか」との質疑に対し、執行部から「施設は20年経過しており、老朽化に伴う機器更新等を行うものである」との答弁がありました。

議案第73号景観条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「太陽光発電施設設置者への責任の所在を新たに示した条例案と考えてよいのか」との質疑に対し、執行部から「設置するにあたり、設置者と設置箇所周辺の住民と関係者との後々のトラブルを防止し、より良い景観形成を行うための条例改正である」との

答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件3件、条例案件1件、その他案件1件については全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） 民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件5件、条例案件3件であります。委員会を9月7日に、第3委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第61号一般会計補正予算（第3号）のうち、総務費の社会保障・税番号制度対策費について、委員から「本市のマイナンバーカードの交付率がまだ4割にも満たないが、交付率を上げるための対策は何か考えているか」との質疑に対し、執行部から「引き続き広報紙やホームページ、チラシなどで周知を続けるほか、市独自の施策としては、経済部の物価高騰に伴う経済対策の商品券販売とタイアップし、マイナンバーカード所持者には別に5千円分の商品券を無料で支給する。まだ所持していない方については、経済対策の商品券販売ブースの隣に、マイナンバーカード作成ブースを設けるので、是非その場で申請をしていただきたい。時期は11月1日から12月26日までの間実施する」との答弁がありました。また、委員から「カードを紛失したら情報が漏れるなど懸念されるが、安全性はどうなっているか」との質疑に対し、執行部から「紛失した場合は、24時間対応のコールセンターへ連絡していただければ、カードの利用を止めることができる」との答弁がありました。

次に、議案第68号令和4年度宇城市民病院事業会計補正予算（第1号）のうち、電子カルテ導入業務委託料について、委員から「新たに導入するものか」との質疑に対し、執行部から「社会医療法人黎明会との情報連携を考えて、現在黎明会が使用しているものと同じものを導入し、患者情報を引き継ぐ計画である」との答弁がありました。

次に、議案第74号国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例等を廃止する条例の制定について、委員から「病床がなくなり、新たに診療所のみ体制となるが、医師の予定はどうなっているのか」との質疑に対し、執行部から「在り方検討委員

会の答申を受けて、できるだけ現在と同じ医療体制を維持できるように、熊本大学病院へ来年度以降の医師の派遣をお願いしている」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された予算案件5件、条例案件3件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（原田祐作君） 民生常任委員長が報告されました民生常任委員会の委員長報告について質問いたします。

議案第74号の報告のところで、熊本大学病院へ医師の派遣をお願いしているという報告がありましたが、この派遣をお願いしているのは、宇城市をお願いしているのか若しくは黎明会がお願いをしているのか、どちらかを確認させてください。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） ただいま上程されております議案第74号につきまして、原田議員の御質問にお答えをいたします。

市民病院の今後の医師の招へいについて、熊本大学には宇城市民病院からのみの依頼かというような内容の質問だったと思います。これは、黎明会と一緒に連携しながら、精一杯熊本大学の方に市長ももちろんです、一緒になって頑張って医師の招へいをするようになっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（溝見友一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） これで質疑を終結します。

これから、議案第61号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第3号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第61号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第62号令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第63号令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第64号令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第64号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第65号令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）の討論

に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第65号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第66号令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第66号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第67号令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第68号令和4年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第1号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第68号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第69号宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第69号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第69号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第70号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第70号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第70号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第71号宇城市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について

の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第71号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第71号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第72号宇城市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第72号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第72号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第73号宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第73号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第73号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第74号国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例等を廃止する条

例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第74号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第74号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第75号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第75号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第75号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第75号は可決しました。

次に、議案第76号財産の取得についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第76号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第76号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第76号は可決しました。

次に、議案第77号宇城市過疎地域持続的発展計画の変更についての討論に入り

ますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第77号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第77号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第77号は可決しました。

次に、議案第78号令和3年度宇城市下水道事業会計資本剰余金の処分についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第78号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第78号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第19 陳情第1号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出を求める陳情

○議長（溝見友一君） 日程第19、陳情第1号消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出を求める陳情を議題とします。

去る第2回定例会の会議において継続審査となっておりました本案について、総務文教常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（三角隆史君） 先の第2回定例会において継続審査となっておりました案件1件について、今回の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

陳情第1号消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出を求める陳情について、委員から「消費税は預かり税なので本来納めるべきもの。売上げ1,00

0万円以上の方は普通に納めていたものを、1,000万円以下の方はお客様から消費税をもらっているが納めなくてよいという特別な状態だった」「小規模の事業者にとって大変ではあるが、今後は電子帳簿化が実施され、紙ではなくデジタルで残す、そういう時代にきているのではないか。インボイス制度を中止する意見には反対と考えている」との意見がありました。また「小規模の事業者にとって実質増税になってしまう。景気を回復しなければならぬ時にビジネスチャンスがなくなってしまうなど、いい制度とは思えない」との意見がありました。

次いで、討論の有無を諮りましたが、討論はありませんでした。採決の結果、不採択とすべきものと決定しました。

以上、継続審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第1号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出を求める陳情を採決します。採決は、起立によって行います。本陳情に対する委員長報告は不採択です。陳情第1号は、採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（溝見友一君） 起立少数です。

したがって、陳情第1号は、不採択とすることに決定しました。

-----○-----

日程第20 議案第79号 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第4号）

○議長（溝見友一君） 日程第20、議案第79号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 今回提出します追加議案は、予算案件として一般会計補正予算1件で、内容は新型コロナウイルスワクチン関連の補正でございます。詳細につきましては、総務部長が説明いたします。

当案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（溝見友一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第79号の詳細説明を求めます。

○**総務部長（天川竜治君）** 議案第79号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第4号）について説明をいたします。資料は、別冊の令和4年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（第4号）の1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,703万4千円を追加し、予算総額を338億7,463万円としております。

補正の内容については、既存の新型コロナウイルスワクチンがオミクロン株対応ワクチンへ変更になることに加え、4回目の接種対象者の拡大、5回目の追加接種に関する準備を進めていく必要があります、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る事務事業を国の施策に応じて迅速に行うため、早急な予算対応を行うものです。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算の補正です。歳入費目は、款15国庫支出金、項1国庫補助金で5,703万4千円を補正し、3ページの歳出費目では、款4衛生費、項1保健衛生費で同額を補正しております。

補正の詳細については、6ページをお願いします。歳入の款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金5,703万4千円を計上しております。

続いて7ページをお願いします。歳出の款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費で5,703万4千円を補正しております。ワクチン接種体制構築運用業務委託料4,145万7千円など、ワクチン接種の対象拡大、追加接種に必要な経費について既決予算で不足する額をそれぞれ補正しております。財源については、国庫支出金で全て賄われます。

以上で、議案第79号の詳細説明を終わります。

○**議長（溝見友一君）** 詳細説明が終わりました。

これから、議案第79号の質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（溝見友一君）** これで質疑を終結します。質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第79号は、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（溝見友一君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第79号の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第79号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第4号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第79号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第21 休会の件

○議長（溝見友一君） 日程第21、休会の件を議題とします。

ここで、お諮りします。

明日14日水曜日から来週21日水曜日までは、決算審査分科会及び議事整理のため、休会にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、明日14日から来週21日までは休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前10時46分

第 6 号

9月22日 (木)

令和4年第3回宇城市議会定例会（第6号）

令和4年9月22日（木）

午前10時45分 開議

1 議事日程

- 日程第1 認定第1号 令和3年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和3年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 令和3年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 令和3年度宇城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 令和3年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第8 認定第8号 令和3年度宇城市民病院事業会計決算の認定について
- 日程第9 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 坂元大介君 | 2番 四海公貴君 |
| 3番 村上真由子君 | 4番 河野真理君 |
| 5番 吉良邦夫君 | 6番 田中美君君 |
| 7番 嘉古田茂己君 | 8番 原田祐作君 |
| 9番 永木誠君 | 10番 山森悦嗣君 |
| 11番 三角隆史君 | 12番 坂下勲君 |
| 13番 高橋佳大君 | 14番 高本敬義君 |
| 15番 溝見友一君 | 16番 園田幸雄君 |
| 17番 福田良二君 | 18番 河野正明君 |
| 19番 入江学君 | 20番 豊田紀代美君 |
| 21番 中山弘幸君 | 22番 石川洋一君 |

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 窪田潤子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田憲史君	副市長	浅井正文君
教育長	平岡和徳君	総務部長	天川竜治君
市長政策部長	元田智士君	市民部長	黒崎達也君
福祉部長	岩井智君	保健衛生部長	杉浦正秀君
経済部長	浦田敬介君	土木部長	梅本正直君
教育部長	豊住章君	総務部次長	舩井貴男君
市長政策部次長	福田真治君	市民部次長	星津章博君
福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	井住寿宏君
経済部次長	中川裕二君	土木部次長	平木恵一君
教育部次長	植野修君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	竹口則和君
豊野支所長	赤星徹君	市民病院事務長	坂本優子君
上下水道局長	木見田洋一君	会計管理者	西村光代君
監査委員事務局長	坂井孝治君	農業委員会事務局長	岩竹泰治君

開議 午前10時45分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 認定第1号 令和3年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第2 認定第2号 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第3号 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第4号 令和3年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第5号 令和3年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第6号 令和3年度宇城市水道事業会計決算の認定について

日程第7 認定第7号 令和3年度宇城市下水道事業会計決算の認定について

日程第8 認定第8号 令和3年度宇城市民病院事業会計決算の認定について

○議長（溝見友一君） 日程第1、認定第1号令和3年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第8、認定第8号令和3年度宇城市民病院事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

本件は、9月5日の会議におきまして、決算審査特別委員会に審査を付託しておりましたので、委員長に報告を求めます。

○決算審査特別委員長（山森悦嗣君） 決算審査特別委員会委員長の山森でございます。決算審査の結果の報告をいたします。

本特別委員会において審査した案件は、去る9月5日の本会議において、本委員会に付託された認定第1号から認定第8号までであります。審査については、常任委員会所管を分科会とし、各分科会の正副座長はその常任委員会の正副委員長において進めました。

審査の方法は、分科会では質疑及び意見のみとし、執行部に対し決算書とこれに付随する資料に基づき詳細な説明を求めました。決算審査は執行済みではあるものの、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、その行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価する極めて重要な委員会であることを念頭に審査にあたりました。

中でも、前年の決算審査特別委員会において指摘した事項にどのような改善が図られたか、そして予算執行がその目的に沿い、関係法令の規定に準拠し、適正かつ

効率的に行われたか、また前年の意見、施策や事業目的がどの程度達成され、市民サービスや福祉の向上にどのように貢献したかなどの視点に立ち、質疑を行いました。その質疑、意見については、先ほどの第2回委員会において、各分科会からの報告が終わっておりますので、内容は省略いたします。

採決の結果、認定第1号から認定第8号までについては、全て認定すべきものと決定しました。

なお、予算執行に伴う政策効果・経済性、また、外郭団体の適正かつ効率的な運営管理、経営の安定性の観点から、今後の予算執行に際しては一層の検討を加えるよう、審査時において申し添えたところであります。

執行部においては、今後、審査の結果は後年度予算編成あるいは執行に活かすよう努力すべきであり、市の行財政運営の一層の健全化と適正化に役立てることを切望します。

以上、決算審査特別委員会の審査の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 質疑なしと認めます。

これから、認定第1号令和3年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

○19番（入江 学君） 私は審議に参加していませんが、賛否投じてよろしいでしょうか。

○議長（溝見友一君） よろしいです。よろしくお願いします。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号令和3年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第2号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行いま

す。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第3号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号令和3年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第4号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号令和3年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第5号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行いま

す。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号令和3年度宇城市水道事業会計決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号令和3年度宇城市下水道事業会計決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第7号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次に、認定第8号令和3年度宇城市民病院事業会計決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第8号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第8号は、委員長報告

のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

-----○-----

日程第9 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（溝見友一君） 日程第9、各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、お手元にお配りました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和4年第3回宇城市議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議会議長 溝見 友一 様

総務文教常任委員長 三角 隆史

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第61号	令和4年度宇城市一般会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第65号	令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第69号	宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第70号	宇城市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第75号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	可決
議案第76号	財産の取得について	可決
議案第77号	宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について	可決
陳情第1号	消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出を求める陳情	不採択

令和4年9月7日

宇城市議会議長 溝見 友一 様

建設経済常任委員長 坂下 勲

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第61号	令和4年度宇城市一般会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第66号	令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第67号	令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第73号	宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第78号	令和3年度宇城市下水道事業会計資本剰余金の処分について	原案可決

令和4年9月7日

宇城市議会議長 溝見 友一 様

民生常任委員長 豊田 紀代美

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第61号	令和4年度宇城市一般会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第62号	令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第63号	令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第64号	令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第68号	令和4年度宇城市民病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第71号	宇城市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第72号	宇城市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第74号	国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例等を廃止する条例の制定について	原案可決

令和4年第3回定例会 議案等賛否表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

議員名 件名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	審議結果	賛成	反対
	坂元大介	四海公貴	村上真由子	河野真理	吉良邦夫	田中美君	嘉古田茂己	原田祐作	永木誠	山森悦嗣	三角隆史	坂下勲	高橋佳大	高本敬義	溝見友一	園田幸雄	福田良二	河野正明	入江学	豊田紀代美	中山弘幸	石川洋一			
承認第4号 専決処分等の報告及び承認を求めることについて(専決第5号)	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	○	○	承認	20	0
議案第61号 令和4年度宇城市一般会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第62号 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第63号 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第64号 令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第65号 令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第66号 令和4年度宇城市水道事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第67号 令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第68号 令和4年度宇城市市民病院事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	原案可決	19	1
議案第69号 宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第70号 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第71号 宇城市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第72号 宇城市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第73号 宇城市景観条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第74号 国民健康保険宇城市市民病院使用料等徴収条例等を廃止する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	原案可決	19	1
議案第75号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第76号 財産の取得について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第77号 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第78号 令和3年度宇城市下水道事業会計資本剰余金の処分について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第79号 令和4年度宇城市一般会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0

令和4年第3回定例会 議案等賛否表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

議員名 件名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	審議結果	賛成	反対
	坂元大介	四海公貴	村上真由子	河野真理	吉良邦夫	田中美君	嘉古田茂己	原田祐作	永木誠	山森悦嗣	三角隆史	坂下勲	高橋佳大	高本敬義	溝見友一	園田幸雄	福田良二	河野正明	入江学	豊田紀代美	中山弘幸	石川洋一			
認定第1号 令和3年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	認定	21	0
認定第2号 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	認定	21	0
認定第3号 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	認定	21	0
認定第4号 令和3年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	認定	21	0
認定第5号 令和3年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	認定	21	0
認定第6号 令和3年度宇城市水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	認定	21	0
認定第7号 令和3年度宇城市下水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	認定	21	0
認定第8号 令和3年度宇城市市民病院事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	認定	21	0